333
To457k

0023012000

0023012-000

３３３－Ｔｏ４５７ｋ

経済基本方策要綱

東京商工会議所

１９４１

ADD

47-61

333
To457

商工資料第八十八號
昭和十六年十二月

經濟基本方策要綱

東京商工會議所

733.
T0457k

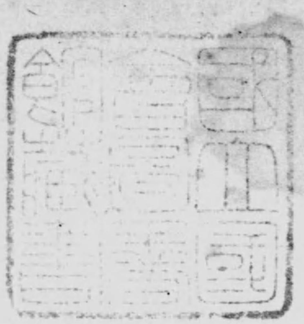

經濟基本方策要綱目次

一、基本國策要綱……一
二、日滿支經濟建設要綱……二
三、日滿支經濟建設要綱決定す……三
四、經濟新體制要綱……四
五、經濟新體制について……五
六、重要產業團體令……六
七、重要產業團體令について……七
八、統制會に關する閣議申合せ……八
九、財政金融基本方策要綱……九
十、財政金融基本方策要綱について……十
十一、低物價と生產增强との調整に關する件……十一
十二、低物價と生產增强……十二
十三、昭和十六年度生產擴充計畫……十三
十四、昭和十六年度第二・四半期以降物資動員計畫……十四
十五、昭和十六年度資金統制計畫……十五

東亞經濟調査局
分類 D 6
206
受入 15.877

国立国会
25.3.31
図書館
146301

十六、昭和十六年度日滿支貿易計畫……八七
十七、昭和十六年度交通動員計畫……八八
十八、昭和十六年度電力動員計畫……八九
十九、緊急食糧對策……九〇
二十、我が國の食糧事情と緊急食糧對策……九三
二十一、緊急食糧對策緊急具體的施設……九九
二十二、勞務緊急對策……一〇三
二十三、臨戰下の勞務對策……一〇五
二十四、中小商工業對策……一二六
二十五、中小商工業者の轉失業對策……一二九
二十六、轉廢業者の進むべき路……一三〇
二十七、配給機構整備要綱……一五六
參照（一）中小商工業者ノ企業合同ノ勸奬指導ニ關スル件
（二）生活必需品配給機構整備ニ關スル件
二十八、交通政策要綱……一六〇
二十九、國土計畫設定要綱……一六四
三十、國土計畫について……一六九
三十一、人口政策確立要綱……一七五
三十二、人口問題をどうする……一九五
三十三、科學技術新體制確立要綱……一九八
三十四、科學技術の新體制とは何か……二〇五
三十五、勤勞新體制確立要綱……

一、基本國策要綱

近衛内閣總理大臣談

政府は國策の基本要綱を決定し玆に之を發表する。本要綱は概ね政府自らの今後着々實行すべき具體的施策の基本となるものであり、その方向を示さんとするものである。政戰兩略の一致は政府の最も期する所であつて、既に過日大本營との連絡會議も開かれ完全に意見の一致を見たのであるが、今後益々これが達成に向つて進むべく、本要綱に基づき外に對しては新情勢に應ずべき國防の充實と外交の自主積極的刷新、内に於ては强力なる新政治體制の確立に邁進せんとするものである。

政府發表（昭和十五年八月一日）

基本國策要綱

世界は今や歴史的一大轉機に際會し數個の國家群の生成發展を基調とする新たなる政治經濟文化の創成を見んとし、皇國亦有史以來の大試練に直面す。此の秋に當り眞に肇國の大精神に基づく皇國の國是を完遂せんとせば右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に亙り速かに根本的刷新を加へ萬難を排して國防國家體制の完遂に邁進することを以て刻下喫緊の要務とす。依つて基本國策の大綱を策定すること左の如し。

一、根本方針

皇國の國是は八紘を一宇とする肇國の大精神に基づき世界平和の確立を招來することを以て根本とし、先づ皇國を核心とし日滿支の强固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り。

之が爲め皇國自ら速かに新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す。

二、國防及び外交

內外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す。

現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づ其の重心を支那事變の完遂に置き、國際的大變局を達觀し建設的にして且つ彈力性に富む施策を講じ、以て國運の進展を期す。

三、國內態勢の刷新

內政の急務は國體の本義に基づき庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り。之が爲め左記諸件の實現を期す。

1　國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す。

2　强力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る。

イ、官民協力一致各々其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

ロ、新政治體制に卽應し得べき議會翼贊體制の確立

ハ、行政の運用に根本的刷新を加へ其の統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

3　皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す。

イ、日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圈の確立

ロ、官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生產、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備

ハ、綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫竝びに金融統制の確立强化

ニ、世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

ホ、國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立

ヘ、重要產業特に重、化學工業及び機械工業の劃期的發展

ト、科學の劃期的振興竝びに生產の合理化

チ、內外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

リ、綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立

4　國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上竝びに人口增加に關する恒久的方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す。

5　國策の遂行に伴ふ國民犧牲の不均衡の是正を斷行し厚生的諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す。

二、日滿支經濟建設要綱

內閣情報部當局談

閣議決定　（昭和十五年十一月五日）

世界新秩序建設を目指す大東亞共榮圈の確立といふ皇國の大方針は日獨伊三國條約の締結によつて新たなる段階に入つた。政府としては此の事態に照應す可く基本的經濟政策中「日滿支經濟建設要綱」を過日の閣議に於て決定し、今後この方針に基き政策を統一し實行することとした。

而して右政策の目標とするところは新經濟秩序觀に基き日滿支經濟の綜合的發達を基底とする大東亞共榮圈の飛躍

的前進を計畫せんとするにある。

憶ふに各國が自由に物資を交易し得ることを建前とする自由貿易の世界經濟は既に舊秩序として我々の眼前に崩壞しつゝある。皇國の經濟も此舊秩序依存の舊體制を振り捨てゝ新たなる編成を決行せねばならぬ。而してこの再編成によつて皇國の經濟をしてより高くより廣くより强いものたらしめ、之に依て東亞諸民族の生活向上を齎らし、各々其の所を得せしめる如く指導せねばならぬ。卽ち「より高く」とは國民の持つ生活力に一層高度の生產性を持たしめることであり「より廣く」とは經濟相互依存圈を日滿支より更に大東亞に擴大して鞏固なる共榮圈を確立することであり「より强く」とは皇國の經濟が外國に依存する程度を最小限にして如何なる事態に當面しても微動だにせざる底力を保持することである。

かくの如く皇國の經濟をして高く廣く强きものたらしめるには全國民の總力を結集して强固なる意志をもつて內に於ては革新に伴ふ苦惱を克服すると共に外より來る如何なる壓迫脅威をも之を排擊し今後凡そ十年にして日本を指導力の中心とする新たなる東亞經濟の秩序を完成しなくてはならぬ。此の秩序の中に於てこそ滿洲支那はもとより東亞諸國の經濟はその輝しい向上發展を所期し得るのである。

日滿支經濟建設要綱骨子

東亞の新秩序を建設し世界永遠の平和を確保すべき皇國の使命を具體的に達成する爲には國內體制の革新の過程と生活圈の擴大編成の過程とを綜合一體的に前進せしむるを要す。從て皇國の基本的經濟政策は次の三大過程の綜合計畫性の上に確立せらるゝことを要す。

一、國民經濟の再編成の完成

二、日滿支經濟の編成强化

三、東亞共榮圈の擴大編成

基本方針

一、日滿支經濟建設の目標は概ね今後十年間に三國を一環とする自給自足的經濟態勢を確立すると共に東亞共榮圈の建設を促進し以て東亞の世界經濟に於ける地位を强化確立するに在り。

二、日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は八紘一宇の大精神に基き日滿支三國の一體的協同に依り共存共榮、全般の福利を增進するに在り。

三、皇國は日滿支經濟建設を推進する爲め國民の氣魄を昂揚し國內態勢を革新し國力の擴充に力め滿支の經濟建設に對し援助育成を與ふる之か爲特に科學、技術の劃期的振興を圖り又先驅工業の開拓に任す。

四、皇國との不可分關係に依る滿洲國は重要基礎產業を急速に整備發展せしむることを期待す。

五、支那は日滿と協力し資源を開發し經濟を復興し特に交通の發達物資交易の圓滑、重要產業及び資源の開發をはかり東亞共榮圈の確立に寄與せんことを期待す。

六、日滿支經濟の綜合建設計畫を調整促進する爲速かに日滿支經濟の綜合計畫機構の整備を圖る。

日滿支三國は東亞共榮圈の基本的軀幹であるが故に極めて緊密なる結合の上に經濟の關係を規制すべき義務を有するのである。政府はかゝる觀點から日滿支三國の產業分野、勞務、金融、貿易、交通の基本政策を決定した。

產業分野

產業分野の決定に方つては日滿支三國の立地條件と夫々の經濟發展段階を考慮し眞の有機的一體として綜合的に之

を決定することが肝要である。皇國は今後高度の精密工業、機械工業の劃期的振興を圖り重工業化學工業及鑛業等の基礎產業を大いに發展せしむることが必要である。

滿洲國に於ては鑛業及電氣事業の劃期的發展を期待すると共に重工業及化學工業の發展に對しても我國は必要なる援助を提供するものである。支那に於ては今後鑛業及製鹽業を發展し工業原料の大量生產を期待すると共に立地的條件から見て重工業及化學工業の發展の餘地あり今後に期待するものである。

輕工業の大陸に於ける發展は之を大いに助長する必要を認める又將來皇國は輕工業就中纖維工業及雜工業を逐次整理し之が大陸移動を考慮するの要がある。

皇國の農業に關しては土地に關する諸制度を改善し經營を刷新し、農家の安定向上を計り國民主食を確保すると共に農村人口の定有を策せんとす尙水產業に關しては益々其の發展を計り又森林資源の合理的活用と其の保續を圖らんとす。

滿洲の農業に關しては日滿支の食料飼料補給の基地たるに鑑み亦世界に對する特殊農產物の供給源たるに鑑み徹底的なる農產物の增產を期待するものであるが尙農業の開發に當つては皇國農業開拓民の入植を促進する。支那の農業に就いては其の國民主食の確保に努め棉花及特產物の增產を必要と考へる。

勞務

世界の經濟に對して優位を確保する爲には國民の勞務及び技術の地位が劃期的に重要性を增して來るのであるが、爲之皇國の勞務技術の體制に劃期的な改訂を加へる必要があり、又東亞共榮圈の世界經濟に對する優位性を維持する爲にも各國及各地域が夫々の有する勤勞力を全體の向上の爲に貢獻せしむることを考へなければならない。

爲之皇國は勞務技術の新しき體制を整へ、勞務者心身の鍊成、科學教育の徹底、勞働生產性の高度化、技術者及技能者の養成に努め滿支經濟建設に對して所要の援助育成の目的を達成せんとする。

即ち滿洲及支那に對しては產業開發又は經濟復興に必要なる良き技術者及技能者を提供するであらう。又兩國は勿論技術の重要性に鑑みて自らもこれが養成の爲劃策が必要なのである。

滿洲國は北支勞務者の計畫的入滿竝に定着を計ると共に國內よりの充足方策を確立し特に鑛工業生產に於ける勞務管理の刷新確立に努むべき要ありと考へらる。

金融

國防經濟の建設を促進するためには金融の職能も自ら國家目的的にならなければならぬ。夫れは國家の必要とする物資の質及量の確保を可能ならしめることにあるのである。日滿支を通ずる產業計畫の實施を可能ならしめる爲には計畫的に資金の配分を決定し、且之を實行し得る金融機構を有たねばならぬ。又今後技術の進步產業分野の設定等に伴ひ企業施設の轉換に應じ又重要物資の貯藏をなし得べき金融上の仕組を整備するの要ありと考へらる。

日滿支の資金は三國の蓄積に依るべきは勿論であつて爲之日滿支三國は蓄積の增加及その活用を計らねばならぬ。而して滿洲支那に於ける重要產業の開發に所要の資金は皇國之を援助するのである。

又日滿支三國の經濟關係の緊密化に伴ひ、國際決濟上の三國の互助的關係を確立して行くべきである。

交易

新しき世界經濟の秩序の中に於ける交易に關しては從來の如き商業的貿易主義に相當の訂正を加へる要がある。即ち之に代つて生產主義的な貿易即ち各國各地域各經濟圈より自らの計畫的生產に必要なる物資を獲得する爲に他の必

要とする物資を供給し日滿支三國は勿論共榮圈の中の各地域は相互一體的な關係に貿易を規制して行くことが必要になるのであり斯するとき日滿支三國及び共榮圈內部に於ける物資交流の緊密化を助成する爲相互の間に特殊の支拂協定が必要となつて來るのである。

交　通

日滿支三國及共榮圈內に於ける物資交流の緊密化に伴ひ、又共榮圈の安全を確保する爲に三國の交通關係は綜合計畫的に整備運營せらるゝことを必要とし爲之三國相互間の海陸運輸施設の連絡を促進し船舶の飛躍的增加、航空の統制連絡、電氣通信施設の整備擴充を計らねばならぬ。

三、日滿支經濟建設要綱決定す　內閣情報部（昭和十五年十一月十三日週報記載）

世界新秩序建設を目ざす大東亞共榮圈の確立といふ皇國の大方針は、日獨伊三國條約の締結によつて新たなる段階に入つた。政府としてはこの事態に照應すべく、基本的經濟政策中「日滿支經濟建設要綱」を過日の閣議に於て決定し、今後この方針に基づき政策を統一し實行することとした。

而して右政策の目標とするところは、新經濟秩序觀に基づき日滿支經濟の綜合的發達を基底とする、大東亞共榮圈の飛躍的前進を計畫せんとするにある。

憶ふに、各國が自由に物資を交易し得ることを建前とする自由貿易の世界經濟は、既に舊秩序としてわれ〳〵の眼前に崩壞しつゝある。皇國の經濟も、この舊秩序依存の舊體制を振り捨てて、新たなる編成を決行せねばならぬ。而してこの再編成によつて、皇國の經濟をしてより高く、より廣く、より强いものたらしめ、これによつて東亞諸民族の生活向上を齎らし、各〻その所を得しめる如く指導せねばならぬ。卽ち「より高く」とは國民の持つ生活力に一層高度の生產性を持たしめることであり、「より廣く」とは經濟相互依存圈を日滿支より更に大東亞に擴大して、鞏固なる共榮圈を確立することであり、「より强く」とは皇國の經濟が外國に依存する程度を最小限にして、如何なる事態に當面しても微動だにせざる底力を保持することである。

かくの如く皇國の經濟をして高く、廣く、强きものたらしめるには、全國民の總力を結集して、强固なる意志をもつて、內に於ては革新に伴ふ苦惱を克服すると共に、外より來る如何なる壓迫脅威をもこれを排擊し、今後凡そ十年にして、日本を指導力の中心とする新たなる東亞經濟の秩序を完成しなくてはならぬ。この秩序の中に於てこそ、滿洲支那はもとより東亞諸國の經濟は、その輝かしい向上發展を所期し得るのである。

日滿支經濟建設要綱の骨子

東亞の新秩序を建設し、世界永遠の平和を確保すべき、皇國の使命を具體的に達成するためには、國內體制の革新の過程と生活圈の擴大編成の過程とを、綜合一體的に前進せしむるを要す。從つて皇國の基本的經濟策は、次の三大過程の綜合計畫性の上に確立せらるることを要す。

一、國民經濟の再編成の完成
二、日滿支經濟の編成强化
三、東亞共榮圈の擴大編成

基本方針

一、日滿支經濟建設の目標は、概ね今後十年間に三國を一環とする自給自足經濟態勢を確立すると共に、東亞共榮圈

の建設を促進し、以て東亞の世界經濟に於ける地位を强化確立するに在り。

二、日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は、八紘一宇の大精神に基づき、日滿支三國の一體的協同に依り共存共榮、全般の福利を增進するに在り。

三、皇國は日滿支經濟建設を推進するため、國民の氣魄を昂揚し、國內態勢を革新し、國力の擴充につとめ、滿支の經濟建設に對し援助育成を與ふ。これがため特に科學、技術の劃期的振興を圖り又先驅工業の開拓に任す。

四、皇國との不可分關係に依る滿洲國は、重要基礎產業を急速に整備發展せしむることを期待す。

五、支那は日滿と協力し資源を開發し、經濟を復興し、特に交通の發達、物資交易の圓滑、重要產業及び資源の開發をはかり、東亞共榮圈の確立に寄與せんことを期待す。

六、日滿支經濟の綜合建設計畫を調整促進するため、速かに日滿支經濟の綜合計畫機構の整備を圖る。

日滿支三國は東亞共榮圈の基本的骨幹であるが故に、極めて緊密なる結合の上に經濟の關係を規制すべき義務を有するのである。政府はかゝる觀點から、日滿支三國の產業分野、勞務、金融、貿易、交通の基本政策を決定した。

產業分野

產業分野の決定にあたつては、日滿支三國の立地條件とそれ〴〵の經濟發展段階を考慮し、眞の有機的一體として綜合的にこれを決定することが肝要である。

皇國は今後高度の精密工業、機械工業の劃期的振興を圖り、重工業、化學工業及び鑛業等の基礎產業を大いに發展せしむることが必要である。

滿洲國に於ては鑛業及び電氣事業の劃期的發展を期待すると共に、重工業及び化學工業の發展に對しても我が國は必要なる援助を提供するものである。

支那に於ては今後鑛業及び製鹽業を發展し、工業原料の大量生産を期待すると共に、立地的條件から見て重工業及び化學工業の發展の餘地あり、今後に期待するものである。

輕工業の大陸に於ける發展はこれを大いに助長する必要を認める。又將來皇國は輕工業、なかんづく纖維工業及び雜工業を逐次整理し、これが大陸移動を考慮するの要がある。

皇國の農業に關しては土地に關する諸制度を改善し、經營を刷新し、農家の安定向上を計り、國民主食を確保すると共に、農村人口の定有を策せんとす。なほ水產業に關してはます〳〵その發展を圖り、また森林資源の合理的活用とその保續を圖らんとす。

滿洲の農業に關しては、日滿支の食料飼料補給の基地たるに鑑み、また世界に對する特殊農產物の供給源たるに鑑み、徹底的なる農產物の增產を期待するものであるが、なほ農業の開發に當つては、皇國農業開拓民の入植を促進する。支那の農業については、その國民主食の確保に努め棉花及び特產物の增產を必要と考へる。

勞務

世界の經濟に對して優位を確保するためには、國民の勞務及び技術の地位が劃期的に重要性を增して來るのであるが、これがため皇國の勞務技術の體制に劃期的な改訂を加へる必要があり、また東亞共榮圈の世界經濟に對する優位性を維持するためにも、各國及び各地域がそれ〴〵の有する勤勞力を、全體の向上のために貢獻せしむることを考へなければならない。

これがため皇國は勞務技術の新らしき體制を整へ、勞務者心身の錬成、科學教育の徹底、勞働生產性の高度化、技

術者及び技能者の養成に努め、滿支經濟建設に對して所要の援助育成の目的を達成せんとする。

卽ち滿洲及び支那に對しては、產業開發又は經濟復興に必要なる良き技術者及び技能者を提供するであらう。また兩國は、勿論技術の重要性に鑑みて、自らもこれが養成のため劃策が必要なのである。

滿洲國は北支勞務者の計畫的入滿竝びに定着を計ると共に、國內よりの充足方策を確立し、特に鑛工業生產に於ける勞務管理の刷新確立に努むべき要ありと考へられる。

金　融

國防經濟の建設を促進するためには、金融の職能も自ら國家的目的にならなければならぬ。それは國家の必要とする物資の質及び量の確保を可能ならしめることにあるのである。日滿支を通ずる產業計畫の實施を可能ならしめるためには、計畫的に資金の配分を決定し、且つこれを實行し得る金融機構を有たねばならぬ。また今後技術の進步、產業分野の設定等に伴ひ、企業施設の轉換に應じ、また重要物資の貯藏をなし得べき金融上の仕組を整備するの要ありと考へらる。

日滿支の資金は三國の蓄積によるべきは勿論であつて、これがため日滿支三國は蓄積の增加及びその活用を圖らねばならぬ。

而して滿洲支那に於ける重要產業の開發に所要の資金は、皇國これを援助するのである。

また日滿支三國の經濟關係の緊密化に伴ひ、國際決濟上の三國の互助的關係を確立して行くべきである。

交　易

新らしき世界經濟の秩序の中に於ける交易に關しては、從來の如き商業的貿易主義に相當の訂正を加へる要がある。

卽ちこれに代つて生產主義的な貿易、卽ち各國、各地域、各經濟圈より、自らの計畫的生產に必要なる物資を獲得するために、他の必要とする物資を供給し、日滿支三國は勿論共榮圈の中の各地域は、相互一體的な關係に貿易を規制して行くことが必要になるのであり、かくするとき、日滿支三國及び共榮圈內部に於ける物資交流の緊密化を助成するため、相互の間に特殊の支拂協定が必要となつて來るのである。

交　通

日滿支三國及び共榮圈內に於ける物資交流の緊密化に伴ひ、また共榮圈の安全を確保するために、三國の交通關係は綜合計畫的に整備運營せらるることを必要とし、これがため三國相互間の海陸運輸施設の連絡を促進し、船舶の飛躍的增加、航空の統制連絡、電氣通信施設の整備擴充を圖らねばならぬ。

四、經濟新體制要綱

閣議決定　（昭和十五年十二月七日）

第一、基本方針

日滿支を一環とし大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し其の圈內に於ける資源に基きて國防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要產業を中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對處し國防國家體制の完成に資し依つて軍備の充實國民生活の安定國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす而して之が爲には

（一）　企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任ぜしめ其の最高能率の發揮に依つて生產力を增強せしめ

（二）　公益優先、職分奉公の趣旨に從つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的

一體として國家總力を發揮し高度國防の目的を達成せしむるを要す

本要綱の實施に當りては現下の時局に鑑みその緊急なるものに重點を置き必要に應じ逐次之を實施するものとし生産力の低下配給の不圓滑を生ずることなく民心の不安を來すことなきを期す、なほ本體制の整備に卽應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ

第二、企業體制

企業體制を確立し各個の企業をして國家目的に從ひ其の創意と責任とに於て之を經營せしめ生産の確保增强を期す

一、企業は民營を本位とし國營及び國策會社に依る經營は特別の必要ある場合に限る

二、企業は其の性質に依り一定の基準に從ひ之が設立等に付必要に應じ制限を加ふ

三、企業は其の性質に依り一定の基準に從ひ生産計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得

四、中小企業は之を維持育成す但し其の維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ且其の圓滑なる轉移を助成す

五、企業は國家的生産增强に寄與せしめ又其の恒久的發展を遂げしむる爲適當なる指導統制を加ふ

(イ) 主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す

(ロ) 國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の增强に寄與したる者に對しては其の利潤の增加を認む

(ハ) 企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるも其の超過部分は公債其の他を以て留保し一定條件に從ひ一定期間後に於て處分するの途を拓く

(ニ) 發明發見に依り國家生産の增强に寄與したる者に對しては特別なる報奬の途を講ず

(ホ) 技術は之を公開するの途を拓き其の優秀なるものに對しては適當の報奬を與へ以て其の進歩を促進す

(ヘ) 企業の設備更新を容易ならしめ其の他企業の基礎を强固ならしむる爲償却を强化す

(ト) 企業の國家的生産增强に對する寄與に應じ重點的に其の擴充發展を助成す

六、農業水産業經營の企業體制に付ては別途之を考慮す

第三、經濟團體

一、經濟團體組織

(イ) 重要産業部門に付ては企業及組合を單位とし同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織す

其の基本條件左の如し

(1) 經濟團體は之を特殊法人とす

(2) 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運營す

(ロ) 其の他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す

(ハ) 外地の企業は外地各地域に於て前各項に準じ夫々經濟團體を組織す但し內地との一元的統制を特に必要とするものに付ては全國的統制に付適當なる措置を講ず

(ニ) 經濟團體を組織するに付特に留意すべき事項左の如し

(1) 經濟團體の編成に當りては重要なるものより逐次必要の順序に依り之を組織す

(2) 軍事上特に必要ある企業に付ては別途之を考慮す
(3) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたるときに於て之を設置す

二、經濟團體の職能

(イ) 重要産業經濟團體の職能左の如し
(1) 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及び其の計畫實行の責に任じ且必要ある場合に於ては政府に意見を具申す
(2) 前項の計畫實行に付下部經濟團體及所屬企業の指導に任ず
(3) 必要に應じ生産、配給等經營の實績調査を爲すと共に生産品の品質規格の檢査の衝に當り下部經濟團體を監督す
(4) 共同計算其の他の方法に依り犧牲事業等に對し共助の實を擧げ産業の發展に資す

(ロ) 其の他の團體の職能も概ね右に準ず

三、政府の監督及び大政翼贊會との關係

(イ) 政府は經濟團體を指導監督す、經濟團體の整備に伴ひその運營は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大綱に止む
(ロ) 政府は經濟團體の組成發達を圖る爲大政翼贊會と協力す

四、農林水産業に關する經濟團體組織に付ては別途之を考慮す

五、經濟新體制について

企畫院（昭和十五年十二月二十五日週報記載）

近代戰と軍需品の需用

近代戰に於ては軍需品の需要は異常に膨脹し殆んどその際限がない。第一次世界大戰當時にあつては、例へば一九一三年のドイツの鋼鐵年産額は約千七百萬噸、月額平均百四十萬噸であつたのが、戰爭最後の二ケ年は軍需産業だけで月額百萬噸の鋼鐵を需要した。また英國に於ける戰前の羊毛に對する軍需は、一般民需の一%以下であつたものが、一九一七年には殆んど戰前の全需要額に達し、卽ち殆んど百倍にも膨脹した。これに反し、供給は戰爭開始當時から需要と同一の速度では增し得ない。

こゝに戰時下の限られた物資供給力に相應し、物資の需要を削減する必要があり、從つて、戰爭遂行に遺憾なきやうに需要の優先順位を決定し、計畫的に物資の需給を均衡せしめることを必要とする。また、かくの如く武力戰の遂行に無限の經濟的財貨の補給が絶對に必要である結果、十分な而も確實な財貨の調達を目指しての鬪爭が、經濟活動の凡ゆる方面に及び、結局敵國の經濟的抗爭力を壓倒する爲めには、如何なる手段をも辭さないやうになり、こゝに必然的に經濟戰に主力が注がれ、從つて、この經濟戰に對抗する爲めに國民經濟のアウタルキー化政策を必要とするに至るのである。

しかるに皇國內外の情勢は、北邊未だ必ずしも平穩ならず、東亞の新秩序建設の前途また幾多の峻嶮あり、世界新秩序建設の怒濤は、英米の壓力を正面から我が皇國の岸に激しく打寄せてをり、國防の充實が今日ほど喫緊なことはなく、しかも維新以來、漸くその第一步を踏み出し且つ英米に依存することの多い我が工業力で、今にはかに獨立獨

行、東亞新秩序建設の大業を背負はなくてはならない狀態に立ち至つてゐるのである。

軍需品の確保と生產擴充

現下我が國經濟の使命は、實に武力戰に於て、將又經濟戰に於て、絕對に自國の優位性を保持し、巨大な軍需品の供給を我が國經濟力のみで圓滑、迅速且つ適確ならしめることにあるのである。しかし、國內生產力（商工省調査の昭和十四年全國工業統計は、我が國工業生產額が二百四十三億六千萬圓であることを示してゐる。勿論、この他に農鑛業等の生產を當然考慮すべきことは素よりであるが）と百億に上る軍事豫算とを比較する時、當然軍需品以外の生產殊に一般民需について多くの節減を必要とすることは明瞭であらう。

しからば、この限られた生產力をして、必要な限度に於て軍需品生產を確保せしめると共に、その生產力を擴充せしめる方法として第一に考へられることは、軍需品の生產を他のものの生產に比して常に利潤多きものとすることである。しかし乍ら、このやうにして軍需に物資を吸收する場合には、一般民需品に於ける需給の不均衡を增大し、その結果は民需品の價格を次第に高騰させ、從つてこれ等の民需品の生產に比し、常に軍需品の生產を優位に置く爲めには、無限にその價格を引上げなければならない結果となる。從つて、この方法を維持できないことは、この一事からも明瞭であらうと思ふ。

次に第二の方法として考慮されることは、生產、配給、消費の全面に亙つて統制を實施することであらう。この第二の方法こそ事變以來實施されて來た方法に外ならないのである。卽ち限られた一國の生產力を軍需充足、軍需生產力の擴充、生活必需品の最少限度確保の三つに區分し、これに基づいて國民經濟の運營を生產、配給、消費の全面に亙つて統制して來たのである。しかし、その結果は遺憾ながら、必ずしも成功とはいひ得ないのである。これは、官

僚の統制技術の拙劣さによることも決して少くはないが、その根本は統制經濟そのものの缺陷に外ならないと考へる。

卽ち、從來の方法は、いはゆる自由主義經濟機構の上に於ける自由主義的經濟運營を原則として、たゞその運營を必要に應じ法律や行政の力—權力—によつて一定の方向に向けようとする方法であつたのである。從つて、各個の企業はそれ〴〵各自の目的、卽ち自己の企業を最も有利に運營し、利潤をより多く獲得しようとする目的から運營され、且つ企業相互間に何等の秩序も又統制もなく、相互に相競ふことを本來の姿とする形に於て運營されて來たのであつて、國家經濟として各企業が綜合統一された形で運營されたのではなかつたのである。それ故に、統制の形式も常に自由の制限といふ形として現はれ「何々は製造すべからず」とか「割當を超えて使用すべからず」とか、いはゆる「べからず」の羅列となつたのである。ところが「べからず」はその反面にその他のことは「してもよろしい」といふことになる。しかも各企業の運營はそれ自體自由主義的な運營を原則としてゐる。そこで「べからず」の拔道探しが企業の本道になつてしまつて、規格を定めれば規格品はなくなつて規格外品ばかりつくられたり、公定價格が定まれば、その品物は市場からなくなつて、公定價格のない品物ばかり市場に氾濫するやうな狀態を現はしたのである。しかし、それでは戰時に於ける不足した物資、勞力を前提としての經濟の圓滑な運行は期し難い。そこで、次ぎ〳〵に「べからず」の數が段々增えて行くことは必然であつて、終には自由主義經濟に自由なしといふ有樣になつて來たのである。拘束經濟といふ言葉は、實によくこの間の消息を表現してゐるのである。

經濟新體制の目的

それに伴つて最近「統制の行過ぎ是正」といふことが强くいはれるやうになつたが、その「統制の行過ぎ」として

擧げられるものも、決して必要がなくて實施されたのではないのであつて、皆これを必要とし、しなければならなかつた原因はあるのである。しかし、それが「統制の行過ぎ」といはれる所以は、行過ぎではなくて、統制それ自體の缺陷、行き詰りにその原因があるのである。從つて、このやうに國民經濟を萎縮させ、その活力を滅殺するやうな拘束經濟の行き方を改め、以て戰時經濟の運行を圓滑且つ適正ならしめようとすることが、經濟新體制の第一の目的なのである。その上、權力による統制即ち自由の制限は、統制するものと統制されるものとの間に對立、不信の機運を助長し、戰時に於て最も怖るべき官民離反の情勢すら生じようとする處れがあり、經濟新體制を一日も早く確立しなければならない狀勢になつたのである。そしてこの目的達成のための方途こそ、すなはち國民經濟の計畫的經營——綜合的計畫經濟の遂行なのである。

前述のやうに、限られた生産力即ち勞力、資材、資金を以てその生産力を超えた尨大な生産の要求に應じようとする場合には、當然その要求の緊急の順位を國家の必要に應じて決定し、その要求を限定し、それに基づいて生産力を配分しなければならない。この生産力の配分、即ち生産の計畫化に伴ひ配給、消費についても自らこれが計畫化されなければならないことも亦いふを俟たないところである。

こゝに國民經濟運營の綜合的な計畫が樹立されなければならないことは、計畫樹立の必要が國家の必要から生じて來てゐることから見て當然のことであり、同時にそれが綜合的でなければならないことは、その計畫が軍需の充足、軍需生産力の增强、生活必需品の確保と全經濟に亙る要求に對する配分の決定を目標としてゐることから見ても亦當然である。

國民經濟運營の統一方法

この國民經濟運營の綜合的計畫に基づき、國民經濟を經營しようとする場合に、無秩序に分離獨立した各企業をそれ〴〵個々に運營することによつて、その目的を達しようとすることは到底不可能であつて、各企業を國民經濟として綜合統一し、これを運營することを要する。その經營を綜合統一する方法としては、二つの方法が考へられる。

第一の方法は、全産業の國家管理乃至國營である。現在、漸く國策會社が數多く設立されてゐるのは、この傾向を示すものである。しかし乍ら、企業の國營乃至國策會社による經營は、その反面に於て民營を否定する思想であり、從つて民間の能力經驗の利用の否定であつて、國家綜力の有效利用に矛盾する處があるばかりでなく、却つてそのため生産能率を低下せしめる處が少くない。從つて擧國一致、官民協力、國家總力を最も有效に發揮することを特に必要とする現在、採るべき方法でないことは今更いふを俟たない。

第二の方法として考へられるものは、全企業を綜合統一し、國民經濟として組織し、その組織體を以て國民經濟運營の中心となすものである。即ち、國家意思を以て國家目的に從つて各個の企業は、國民經濟組織の構成部分として國民經濟企業活動が國家意思に從ひ、國家目的に歸一し得られるやうな全産業の綜合的組織を樹立し、その組織の運營によつて國民經濟の計畫性を確立しようとするものである。從つて全企業の綜合計畫の下に、それ〴〵その部分々々を擔當すべき地位に立ち、且つその職分を有し、その職分を全うすべきことを企業運營の目的として運營されるのであつて、これまでのやうに、企業運營の自己目的を各自個々に有しないこととなるのである。この第二の方法こそ、經濟の新らしい體制として閣議で決定されたものである。

最高經濟會議の問題

右の組織に關しては、既に各民間團體でそれ〴〵研究され、發表された多くの案があり、しかも皆大體に於て大同

小異であつて全産業を産業別に分類し、各産業部門毎に企業及び組合を單位として、同一業種に屬す業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別、又は物資別經濟團體を組織する點では、今回閣議で決定されたのも、その構成の趣旨は同一である。たゞ、民間經濟諸團體の案と閣議決定案の相違として擧げられるのは、産業部門別團體を統合する中樞機關、卽ち最高經濟會議乃至團體の設置の有無である。しかし乍ら、この點に關しては閣議決定案にも「全産業を統轄する最高經濟團體はその必要ありと認めたるときに於てこれを設置す」と明示されたやうに、政府もかゝる機關の設置を必要なしとしてゐるのではない。寧ろ綜合的計畫經濟の遂行には、全産業の運營を綜合調整すべき中樞機關の必要性は、これを明瞭に認識したものである。しかし乍ら、かゝる産業組織はこれを直ちに全産業に亙つて實施することは極めて困難なばかりでなく、その爲め經濟の運營を一時的にも遲滯せしめるの虞がないとは言へない。從つて「經濟團體の編成に當りては、重要なるものより逐次必要の順序によりこれを組織」する方針を採つてゐるのであつて、從來兎角このやうな場合に陷り易い弊害であつた上部組織からの編成は、極力これを避けることとしたのである。それと同時に、今後の國民經濟の運營に當つては、この經濟團體を中心として、政府はこの經濟團體を指導監督するだけの立場に立たうとすることは閣議決定案に「經濟團體の整備に伴ひ其の運營は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督」も亦大綱にのみ止めることを明示されたところによつて明瞭であるが、現在の行政機構では、單なる指導監督それ自體に於ても徒らに屋上屋を重ねるやうな複雜さを完全に排除することは不可能であり、殊に最高會議の設置はこの傾向を大ならしめるものである。

元來現在の行政機構も自由主義經濟運營の上に構成されたものであつて、從つて綜合的な計畫經濟を遂行しようとする場合には、必ずしも妥當でないものが多く、根本的な政策を必要とする。例へば、經濟關係官廳なども從來のやうに單に外部に在つて監督し助長する機能を有するやうに組織されてゐる機構を改め、綜合的計畫の下に國家經濟を運營すべき機構として、官民機構を一元的ならしめることを前提とし、その一部擔當機關としての地位を明瞭ならしめるやうに改善しなければならない。從つて、この改善に伴つて最高經濟の組織と機能を決定するのでなければ、却つて各種の摩擦相剋を生ずる虞がある。この點に、「本體制の整備に卽應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ」ことを明瞭にすると共に、最高經濟團體の設置を後日に讓つた理由があるのである。

要するに、綜合的計畫の下に國家經濟を運營することを目途として官民協力の機構の確立を期さうとするために外ならないのであつて、各企業がそれ〳〵獨自の目標の下に分離經營されてゐる從來の民有民營の機構をも、又國家管理による民有國營の機構をも共にこれを排除し、企業は民有民營を本位とすると共に、經營の公共性を確認し國家目的に從ひ、各自その職域に於てその職分を全うするやうな體制を確立しようとするものである。

今後の經濟運營の方向

いま今後の經濟運營を一例を擧げて具體的に說明すれば、例へば國家として今年度鐵一千萬噸の生産を必要とする場合に、鐵關係業者の團體の指導者に對しその要求を示し、その意見をも參酌して團體指導者に對し一定の原材料勞力等を前提とし、又生産別の種別、品質、價格等を指示して一千萬噸の鐵の生産を命ずるのである。この場合、指導者はその生産に對して國家に對し責任を負ふと共に、その生産を確保するために鐵關係企業を、如何に運營すべきかを決定し指導すべき權限が與へられるのである。指導者は全生産設備、原料、勞力等を綜合し、その效率を最も有效に發揮することを前提とし、企業者の運營方針を定めて團體員である各企業者に對してそれ〳〵生産の割當を爲すのである。しかして生産割當を受けた各企業者は、その割當量の範圍で團體指導者に對して生産の責任を負ふこととな

ると同時に、その生産の方法手段には、自己の創意と能力とに之を任されるのである。

このやうに、團體指導者は團體員である各企業者の經營活動につき、政府に對し責任を擔當する限り當然各企業者を統轄指導し得べきであり、又各企業の擔當者任免については一定の發言權を有すべきは當然である。その上、産業團體の組織は國家の綜合計畫運營の機構であり、從つてそれは國家意志で貫かれ、國家目的に從つて運營されることを要し、この意味でその全體を通じて指導者原理の確立されることを要し、最高團體の指導者から基礎單位である企業や、組合の指導者に至る迄その指導關係が明瞭にされなければならない。しかしてこの點に關しては「經濟團體は業者の推薦に基づき政府の認可する理事者指導の下にこれを運營す」及び重要産業經濟團體は重要政策の實施「計畫實行に付き下部經濟團體及所屬企業の指導に任ず」と閣議決定案に規定されたところによつて明瞭にされてゐる。なほ經濟團體の指導者に對しては、經濟團體の運營を確保する爲め「生産、配給等經營の實績」を調査し及び「生産者の品質規格の檢査」をも爲し得る權限が與へられてゐる。

以上のやうに經濟團體は、國民經濟運營の中心として政府と協力し、各々その分野に應じて國民經濟の任に當るものであり、從つて性質上公共的な法人であることは當然であり、同時に從來の各種組合法とはその性質內容に於て全く異ふので、新たな根據法の制定を必要とするものであることは言ふを俟たない。

經濟新體制の目的

次に經濟新體制の目的とするところは、綜合國力の全效率を最も有效に發揮できる體制を確立することである。我が國の經濟は、その後進性及び重工業に關する原材料の資源に乏しい性格から、纖維工業等消費材工業を中心とするの産業構成を有してゐる。しかし乍ら、現下の情勢は好むと好まざるにかゝはらず、第三國への依存から離脫することが必要であると同時に、重工業の確立とその生産力の擴充を要請するに至つた。從つてその當然の結果として、國家の要請と資材、生産設備との間に著しい不均衡がある我が産業構成の再編成を必要とするやうになつた。この爲め第一に要求されるものは、限られた資材、勞力、資本を一の綜合された力として、最も有效にその效率を發揮できる體制の確立でなければならない。しかもこの問題は、三國同盟の締結以來殊に急迫した問題となつて來た。個々の生産力即ち企業が、それ〳〵相互の關係に於て何等の組織的關聯結合を有たずに、個々に運營される場合には、その個々の生産力自體として如何に能率的に運營されようとも、それを綜合的な國民經濟的見地から見るときは、多くの不合理が存し又多くの非能率的な事實が見られるのである。

この資材と生産設備の不均衡を調和し、これを國家總力といふ綜合された力として、その效率を最も有效に發揮しようとする方法として二つの方法が考へられる。その一は企業の合同であり、その一は企業の運營の協同形態の編成である。第一の企業合同は生産規模の合理化の問題と全企業の運營の合理化の問題の二つに問題が分かれる。そして生産規模の合理化を目的とする生産設備の再編成には、生産の合理化の目的を達成する爲めには、之を實施することが必要なことは勿論であるが、こゝに述べようとするものと多少その意味を異にするので、この際は餘剩勞力の利用による小工業經營の處理については、十分の注意が必要なことを述べるに止めたい。しかして全企業の運營の合理化を目途とする企業の合同は、それが資本的合同を前提とする意味に於て、多くの派生的弊害を生ずる虞があるばかりでなく、必ずしもそれによつて所期するところの目的を達することが出來ない場合も少くない。從つて企業の運營を合理化する爲めの方法として、經濟新體制で採つたものは、第二の方法即ち生産乃至經營の協同形態なのである。

産業構成の再編成

この爲めには國民經濟を各企業を單位とする綜合經營協同體としてこれを組織編成することを必要とする。しかし乍ら、この編成は前述の計畫經濟體制確立を目的とする經濟團體の組織と何等異なるところはない。たゞ單位經濟團體がそれ〴〵經營協同體として組織されることが、その基本的要件であり、又その經濟團體の綜合形態が又經營協同體であるべき性質を有するものでなければならない。例へば、同一業者の經濟團體を運營する場合に、それ〴〵分割されたまゝの力として運營された個々の企業が一つのものとなつて、最も合理的能率的に運營されるやうに各個の企業經營を共同にする形態に確立するのである。即ち場合によつては、高能率な優秀な生產設備を有する企業に生產を集中し、低能率な生產設備を休止せしめるとか、また必要に應じては生產量に應じ一部生產設備を全運轉させたり、過剩設備を休止させて企業全體としての能率を圖るとかの方法で、全體としての效率を最も有效に發揮出來る體制に經濟團體を組織することが必要である。この場合には、全體をして連帶の觀念で結合させることがその基本要件で、かうしてこそ限られた資本、勞力、資材で、最も多く生產を確保し、併せて時局の難關を切り拔けられるものと信ずる。それと同時に、經營協同體の組織の確立することによつて連帶共助の體制も又これを確立することが可能であつてこゝに初めて物資資材と生產設備との間に存する著しい不均衡の狀態を調整し、且つ急激な產業構成の轉換に對處することが出來るのであつて、少ない犧牲と活潑なる產業再編成は、この同業連帶を中心とする綜合共助體制の確立がなくては到底不可能であるといはなければならない。

以上經濟新體制の基本觀念である「綜合的計畫經濟の遂行」と「國民經濟を有機的一體としての國家總力の發揮」並びにこれが基礎である機構について述べた。要するに、全產業と各產業別に分類し、各產業部門別に企業と組合を單位とし、同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する經營協同體である業種別又は物資別經濟團體を組織し、右經濟團體に國家意思を以て貫く指導者原理を確立し、各企業又は各經濟團體がそれぞれ國家綜合計畫運營等の部分擔當者である地位に立ち、公益的責任を自覺し自己の創意と能力とを發揮し、國家目的に歸一して國家總力を最も有效に發揮するやう經濟團體を中心として運營されることが、即ち經濟の新體制の目標とするところである。

六、重要產業團體令

勅令（昭和十六年八月二十九日）

朕重要產業團體令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十六年八月二十九日

內閣總理大臣　公爵　近衞文麿
遞信大臣兼鐵道大臣　村田省藏
拓務大臣　豐田貞次郎
農林大臣　井野碩哉
商工大臣　左近司政三
厚生大臣　小泉親彥

勅令第八百三十一號

重要產業團體令

第一章　總則

第一條　國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十八條ノ規定ニ基ク重要産業ニ於ケル事業ノ統制ヲ目的トスル團體ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本令ヲ適用スベキ重要産業ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　本令ニ依ル團體ハ統制會及統制組合トス

統制會又ハ統制組合ハ其ノ名稱中ニ統制會又ハ統制組合ナル文字ヲ用フベシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二章　統制會

第四條　統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル爲當該産業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第五條　統制會ハ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス

第六條　統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一、當該産業ニ於ケル生産及配給竝ニ當該産業ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他當該産業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫

二、當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制指導

三、當該産業ノ整備確立

四、技術ノ向上、能率ノ增進、規格ノ統一、經理ノ改善其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ノ發達ニ關スル施設

五、當該産業ニ關スル調査及研究

六、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル檢査

七、前各號ニ掲グルモノノ外統制會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第七條　統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

一、當該産業ヲ營ム者

二、當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體

三、第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體

第八條　主務大臣統制會ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制會ノ設立ヲ命ズベシ

前項ノ規定ニ依ル統制會ノ設立ノ命令アリタルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他統制會ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條　統制會ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、目的

二、名稱

三、事務所ノ所在地

四、會員ニ關スル規定

五、事業及其ノ執行ニ關スル規定
六、役員ニ關スル規定
七、會議ニ關スル規定
八、會計ニ關スル規定

第十條　統制會ハ第八條第二項ノ認可アリタル時又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ統制會成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ

第十一條　統制會成立シタルトキハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ統制會ノ會員トス

第十二條　統制會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

會長　一人
理事　若干人
監事　若干人
評議員　若干人

統制會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副會長二人以内又ハ理事長一人ヲ置クコトヲ得

第十三條　會長ハ統制會ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長、副會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ統制會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十四條　會長ハ詮衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項ノ詮衡委員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

副會長、理事長、理事及評議員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

監事ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ評議員之ヲ選任ス

第三項ノ規定ニ依ル副會長、理事長及理事ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十五條　統制會ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長　三年
副會長　三年
理事長　三年
理事　三年

監事　二年
評議員　二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副會長、理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十六條　會長、副會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條　統制會ハ當該産業ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

統制會ハ關係各大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第十八條　統制會ハ其ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ當該産業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレタル者ハ遲滯ナク之ヲ提出スベシ

第十九條　統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得

第二十條　統制會ハ其ノ事業ヲ行フ爲特ニ必要アルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十一條　統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十二條　第十九條若ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ統制會ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ統制會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村ノ例ニ依ル

第二十三條　統制會ハ其ノ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制規程ヲ設定スベシ

第二十四條　定款ノ變更竝ニ統制規程ノ設定及變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二十五條　統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ當該統制會ノ統制規程ニ依ルベシ

第二十六條　統制會必要アリト認ムルトキハ統制會ノ役員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

統制會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十七條　會長當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル法人ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ行爲ガ左ノ各號ノ一ニ該當シ當該産業ノ統制運營上特ニ支障アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該法人ニ對シ其ノ役員ノ解任ヲ命ズルコトヲ得但シ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ニ付テハ此ノ限ニ

在ラズ

一、法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ

二、公益ヲ害シタルトキ

三、統制規程ニ違反シタルトキ

第二十八條　通常總會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第二十九條　左ニ揭グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一、定款ノ變更

二、收支豫算

三、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第三十條　會長ハ毎年總會ニ統制會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第三十一條　行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ組織スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規程ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第三十二條　關係各大臣ハ統制會ニ對シ當該産業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條　主務大臣當該産業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ統制會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定

款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條　主務大臣ハ統制會ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十五條　主務大臣ハ會長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該産業ノ統制運營上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣ハ副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員ノ行爲ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他前項ノ規定ニ依リ會長、副會長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十六條　統制會ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

主務大臣前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三章　統制組合

第三十七條　統制組合ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲當該産業ノ統制運營ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第三十八條　統制組合ハ一定地區ニ於テ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス

前項ノ地區ハ特別ノ場合ヲ除クノ外道府縣又ハ二以上ノ道府縣ノ區域ニ依ル

第三十九條　統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ揭グル事業ヲ行フ

一、當該地區内ノ當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統

制指導
二、當該地區內ニ於ケル當該産業ノ整備確立
三、技術ノ向上、能率ノ增進、經理ノ改善其ノ他組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ノ發達ニ關スル施設
四、當該地區內ニ於ケル當該産業ニ關スル調査及研究
五、組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル檢査
六、前各號ニ揭グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四十條　統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ揭グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス
一、當該地區內ニ於テ當該産業ヲ營ム者
二、當該地區內ニ於テ當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體
三、第一號ニ揭グル者及前號ニ揭グル團體ヲ以テ組織スル團體又ハ前號ニ揭グル團體ヲ以テ組織スル團體

第四十一條　主務大臣統制組合ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ前條ノ規定ニ依リ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制組合ノ設立ヲ命ズベシ

第四十二條　統制組合ノ定款ニハ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ
一、目的
二、名稱
三、地區
四、事務所ノ所在地
五、組合員ニ關スル規定
六、事業及其ノ執行ニ關スル規定
七、役員ニ關スル規定
八、會議ニ關スル規定
九、會計ニ關スル規定

第四十三條　統制組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ
理事長　一人
理事　若干人
監事　若干人
評議員　若干人

統制組合ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副理事長二人以內ヲ置クコトヲ得

第四十四條　理事長ハ統制組合ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ組合事務ヲ總理ス
理事長ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ當該統制組合ノ所屬スル統制會ノ會長之ヲ命ズ當該統制組合ノ所屬スル統制會ナキトキハ當該産業ニ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ
前項前段ノ規定ニ依ル理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十五條　第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項ノ規定ハ統制組合ノ副理事長、理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス

第四十六條　統制組合ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

理事長　三年
副理事長　三年
理事　三年
監事　二年
評議員　二年

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十七條　統制會ノ會長ハ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該産業ノ統制運營上理事長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十八條　統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十八條乃至第三十條ノ規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス

第四十九條　統制組合ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十條　第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第

一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

第四章　雜則

第五十一條　第十七條第二項、第三十一條第一項及第五十二條ニ於テ同ジ）中關係各大臣、行政官廳又ハ主務大臣トアルハ當該諸問、報告、臨檢檢査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスルトキハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣ニ協議スベシ

（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）以下本條及第五十二條ニ於テ同ジ）並ニ第三十三條

第五十二條　當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第五十三條　第五十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島（以下外地ト稱ス）ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

第七條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノトヲ以テ組織スル統制會ニ關スル場合ニ在リテハ本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ外地ノミニ關スル事項ニ關スル場合ニ限リ前項ノ規定ニ拘ラズ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

第二十二條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在テハ南洋群島地方費トシ市町村稅トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅、南洋群島ニ在リテハ地方費稅トシ百分ノ五トスアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第三十八條中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳管轄區域トス

第二項ノ統制會ニ關スル場合ヲ除クノ外本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第五十四條　主務大臣前條第二項ノ統制會ニ關シ左ニ揭グル處分ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ニ協議スベシ

一、第七條ノ規定ニ依ル指定又ハ第十四條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル任命但シ第七條ノ規定ニ依ル指定ハ同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノヲ指定スル場合ニ限ル

二、第八條第一項、第三十三條又ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令但シ第三十三條ノ規定ニ依ル命令ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ガ外地ニ於テ事業ニ關スルモノナル場合ニ限ル

三、第八條第二項、第十四條第五項、第十五條第三項、第十六條、第二十條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ規定ニ依ル認可但シ第二十條ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制會ノ會員ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ對シ賦課金ヲ課スル場合、第二十七條ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル法人ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノノ役員ノ解任ヲ命ズル場合ニ限ル

四、第三十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル解任

第五十五條　朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官左ニ揭グル處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ニ協議スベシ

一、第五十三條第二項ノ統制會ニ對スル第三十三條ノ規定ニ依ル命令

二、第五十三條第二項ノ統制會アル場合ニ於テ第四十一條ノ規定ニ依ル命令

三、第五十三條第二項ノ統制會ノ會員タル統制組合ニ對スル第五十條ニ於テ準用スル第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令

第五十六條　本令ニ規定スルモノヲ除クノ外統制會及統制組合ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

（參　照）

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法抄錄

第十八條　政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日公布勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

重要產業團體令施行規則

第一章　統制會

第一條　主務大臣重要產業團體令（以下令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ統制會ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ揭グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、產業ノ種類

二、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ會員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二條　創立總會ヲ招集スルニハ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スベシ

第三條　左ニ揭グル事項ハ創立總會ニ諮リ設立委員之ヲ定ム

一、定款

二、統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三、初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第四條　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク統制會ノ設立認可ヲ申請スベシ

設立認可申請書ニハ定款、創立總會ノ議事錄ノ謄本並ニ前條第二號及第三號ニ揭グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第五條　監事ノ選任ハ評議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第六條　評議員ノ任命又ハ監事ノ選任アリタルトキハ統制會ハ遲滯ナク其ノ氏名及住所ヲ主務大臣ニ屆出ヅベシ

會長、副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員辭任又ハ死亡シタルトキハ統制會ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ屆出ヅベシ其ノ者ノ任期滿了シタルトキ亦同ジ

會長、副會長、理事長又ハ理事ニ付前項ノ屆出アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七條　統制會令第二十條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

一、特別ノ賦課金ヲ必要トスル事由

二、特別ノ賦課金ノ收支豫算及賦課徵收方法

前項ノ申請書ニハ前項第二號ノ收支豫算ノ明細書及總會ノ議事錄ノ謄本ヲ添付スベシ

第八條　總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スベシ

第九條　每事業年度ノ收支豫算及令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法決定シタルトキハ統制會ハ遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ屆出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十條　統制會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍內ニ於テハ仍存續スルモノト見做ス

第十一條　主務大臣統制會ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ旨當該統制會ノ主タル事務所ノ所在地ノ區裁判所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

裁判所清算人ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ旨主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十二條　清算人ハ統制會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十三條　清算人ハ清算及財產處分ノ方法ヲ定メ裁判所ノ認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算及財產處分ノ方法ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條　統制會ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完濟スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スルコトヲ得

令第二十二條及第五十三條第三項ノ規定ハ前項ノ賦課徵收ニ關シ之ヲ準用ス

第十五條　主務大臣ハ裁判所ニ對シ清算ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十六條　統制會ノ清算結了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二章　統制組合

第十七條　主務大臣令第四十一條ノ規定ニ依リ統制組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ揭グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、產業ノ種類

二、地區

三、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

第十八條　第一條第二項第三項、第二條乃至第五條、第六條第一項第二項、第七條乃至第十條、第十一條第一項乃至第四項、第十二條乃至第十五條及第十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ第一條第二項及第十一條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トシ總會トアルハ總會又ハ總代會トシ第八條中會員トアルハ組合員又ハ總代會ヲ構成スル者トス

第十九條　統制組合成立シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ左ニ揭グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一、目的

二、名稱

三、地區

四、事務所
五、成立ノ年月日
六、理事長、副理事長及理事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條　統制組合成立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テハ前條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ既ニ存スル事務所ノ所在地ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十一條　統制組合ガ事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ第十九條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ定ル

第二十二條　統制組合ノ解散ノ命令アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條　統制組合ノ清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條　統制組合ノ清算結了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算結了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條　統制組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ統制團體登記簿ヲ備フ

第二十六條　第十九條乃至第二十二條ノ規定ニ依ル登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依ル登記ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十七條　登記シタル事項ハ裁判所遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十八條　非訟事件手續法第百二十五條第一項（第百五十條、第百五十條ノ三及第百七十七條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク）ノ規定ハ統制組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三章　雜則

第二十九條　令第二十六條第三項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第一號樣式ニ、令第三十一條第二項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第二號樣式ニ依ル

第三十條　令第五十條（令第三十一條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ヲ除ク）及本令第十八條中行政官廳トアルハ鑛業若ハ砂鑛業ノ統制組合ニシテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超ユルモノニ關スル場合ニ在リテハ主務大臣トシ鑛業若ハ砂鑛業ノ統制組合ニシテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超エザルモノニ關スル場合ニ在リテハ各鑛山監督局長又ハ地方長官トス

第三十一條　民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條ノ二ノ規定ハ統制會及統制組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記

第一號樣式（用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

（表面）

重要產業團體令第二十六條ノ規定ニ依ル證票

（裏面）

第　號　　昭和　年　月　日交付

氏　名

當該統制會又ハ統制組合印

國家總動員法第十八條第一項　政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
同條第六項　第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
國家總動員法第三十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
二　第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
重要產業團體令第二十六條　統制會必要アリト認ムルトキハ統制會ノ役員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ業務若ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢查セシムルコトヲ得
統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル檢查ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ
統制會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ檢查セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

重要產業團體令第五十條　第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第一項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス
重要產業團體令施行規則第二十九條　令第二十六條第三項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第一號樣式ニ、令第三十一條第二項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第二號樣式ニ依ル

別記

第二號樣式　（用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

（表面）

重要產業團體令第三十一條ノ規定ニ依ル證票

（裏面）

第　號　　昭和　年　月　日交付

當該官廳印

官職氏名

國家總動員法第三十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條　第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

重要產業團體令第三十一條　行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ組織スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

重要產業團體令第五十條　第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

重要產業團體令施行規則第二十九條　令第二十六條第三項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第一號樣式ニ、令第三十一條第二項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第二號樣式ニ依ル

七、重要產業團體令について

企畫院　昭和十六年八月二十七日週報記載）

制定された理由

世界情勢の急轉回に對處し、東亞の新秩序建設の大業を完遂するには、わが國の經濟を一日も早く高度の自給自足が出來るやうにして、自主獨立の經濟を確立しなければならない。そして、このためには國家の總力を國家目的に集中動員して、最高能率を發揮できるやうに態勢を確立することが必要である。殊に今まで第三國に依存することが非常に大きかつた我が國の經濟は、英米の經濟封鎖が積極的に强化された今日、その必要はいよ〳〵切實なものとなつて來てゐる。

ところが、從來の經濟は、いはゆる自由主義經濟であつて、經濟の運營の中心は個々の經濟にあつて、各個の經濟がそれ〴〵自己の目的とか計畫に基づいて運營され、國家經濟全體として合目的に運營できるやうな組織になつてゐなかつたのである。從つて國家の經濟全體の力を綜合して、全體として一の目的、すなはち戰爭目的を達成するために、その總力を集中動員して運營するやうに體制を再編成することが必要である。これこそは昨秋の閣議で決定された「經濟新體制確立要綱」の趣旨であつて、これに基づいて制定されたものが「重要產業團體令」である。

適用される範圍

從つて重要產業團體令は、國家經濟を全體として運營するために、それ〴〵の產業分野を分擔して、その產業の綜合的經濟計畫の實施に當るべき組織體に關して規定したものであつて、重要な產業について、產業別に全國的な團體（統制會）を組織してゆくことを定めてゐる。そして統制會が組織される重要產業の種類は閣令で定めることになつてゐるが、大體、鑛山業、工業、陸上運送業及び貿易業が豫定されてゐる。特にその組織を急いでゐるものは、鐵鋼、非鐵金屬、石炭、機械、化學、セメント、製粉、貿易等の業種である。しかし、農林畜水產業と金融業は、その組織は別個の形態によることになつてをり、また、電力業は、日本發送電株式會社と配電統制會社によつて一元的に統合される豫定であるので、これらには重要產業團體令は適用されない。海運業は、一元的な運營が最も必要とされてゐるが、船舶の國家管理によつて一元的に運營される豫定なので、これも重要產業團體令の適用は受けない。しかし、組織の方式は勿論、それ〴〵の業態、產業別によつて異るものがあることは前述の通りであるが、產業の再組織は出來るだけ速に全產業にわたつて、完成されるべきであつて、指定產業の範圍は逐次擴大されるべきものと考へる。

統制會と統制組合

次ぎに統制會の會員たるべきものの範圍は、その産業に關する生産業者と販賣業者であつて、生産配給を一元的に組織化することを目的としてゐるが、必要に應じて原料の配給業者、第二次製品の生産業者等を包含することも考慮してゐる。これは個々の具體的な立場に當つて各主務大臣が指定することになつてゐる。主務大臣によつて指定されたもの、すなはち會員の資格をもつものは、當然その統制會の會員なのであつて、特に加入行爲を必要としないが、これは統制會の性質上當然のことである。また、一定規模以下の企業は組合を結成し、その組合を單位として統制會の會員となることを認めてゐるのであつて、その組合を統制組合と稱してゐる。たゞし差當り從來の工業組合、商業組合等も、大臣が會員たるべきものとして指定した場合には、加入できるのである。たゞこれらの團體は大體府縣別を單位に考へてゐるのであつて、全國的な商工業組合または組合聯合會は當然統制會によつて代替されるものである。また、從來の各種の組合はその組織が統制會、統制組合の組織と異ふものがあり、いはゆる多數決主義による自由主義的な組織であるので、統制會の會員になるには現在の組織そのまゝでは必ずしも妥當でない。從つて適當な機會に改正する必要があると考へる。

多角企業と統制會

統制會の組織は、前述のやうに産業別に組織することを原則としてゐる。しかし、現在の産業機構は資本を中心として形成されてゐるので、これを産業別に組織する場合にはいろ〳〵な問題が起つて來る。特に問題となるものは、一業體が數個の産業を營んでゐる場合、その企業體を産業別統制會に如何に加入させるかである。この點については、いろ〳〵と誤解もあるやうであるから、この際少し詳細に述べてみよう。第一は、親會社の下に數個の子會社がある場合、いはゆるコンツエルンの形態の場合である。この場合には、各子會社はそれぞれの産業別統制會に加入すべきであることは當然である。

第二は、一企業體が數個の産業を營む場合である。この場合（一）はその中の主たる産業が屬する統制會にだけ加入すべしとなすものであり（二）は各産業別の統制會へそれ〴〵加入すべしとなすものである。（一）は一個の企業體の經營の統一性を保持し、多角經營の妙味を維持しようとするものであつて、（二）は産業別統制會の純粹に重點を置き、何よりも簡明卒直な統制方式を尊ぶものである。これにはそれ〴〵一長一短があるが、統制會の運營は會長の指導者原理に基づくものであつて、その産業を綜合的に統制運營して國民經濟の總力を有效に發揮することを目的とするのであるから、その指導統制は各個の企業體の經營にまで及ぶことは勿論であつて、そのために會長に對し統制會の會員である法人または會員である團體を組織する法人の役員の解任命令權すら認めてゐるのである。

從つて從來の各種の組合等の團體とは異り、數個の産業を營む一企業體が數個の統制會に加入することを認めたとしても、それ〴〵の産業にそれ〴〵の責任擔當役員を決定すべきことが當然に必要なのであつて、さもないと、各統制會の指導は混亂し、統制會の運營は萬全を期し難いことになる。また、各産業毎にその經營指導權は當然それぞれの統制會長に移行し、從つて多角經營を綜合統制すべき企業内役員の經營指導は事業上遊離することになり、その企業は自ら産業毎に分離し獨立する傾向を生ずることになる。

從つて多角經營の妙味を存置し、企業内の經營の統一性を維持するためには、その營む主たる産業が屬する統制會にだけ加入させ、統制會長が一元的にその企業を經營指導できるやうな措置を考慮することが必要である。

勿論、本問題は産業別の分類方法の如何によつては或る程度解決される問題であつて、單純にこれまでの分類方法による産業別分類によらずに、技術的、經營的にみて、一企業體であることが合理的であるものは、多角經營を本體

として、一團體として組織することを考慮すべきである。さらに統制會の本質からいつても、細分的な産業別組織は出來る限り避けるべきで、包括的な組織を目途とすべきである。なほ、國民經濟の綜合的運營を目途とする以上、産業別組織がそれ〴〵分立形態で存してゐるだけでは、その目的を達成することが出來ないことは當然であつて、各統制會の横斷的な連絡組織が必要になつて來る。本令には、この組織に關する規定はないが、實質上の問題として考慮されなければならない。

指導者原理で運營

統制會は「國民經濟ノ總力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル爲當該産業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的」とするものであつて、その任務もこの目的から出發してゐる。

第一は「當該産業ニ於ケル生産及配給並ニ之ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給其ノ他當該産業ニ關スル政府ノ計畫」の立案に對し參畫し協力することである。

第二は「當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ事業ニ關スル統制指導」である。このためには國家の綜合的な經濟運營計畫に基づいて、その産業内の實施計畫を立案し、責任を以てその計畫を完遂しなければならない。從つて會員を統制し指導するために統制規程を設けることが出來るばかりでなく、會員に對してもその産業に關する事項を調査するために必要な資料の提出を求め或ひは會員の事業に監査及び檢査も出來るのである。

このやうに、その産業の綜合的な統制運營について、國家の目的に從ひ、國家の計畫に基づいて全責任を以て遂行する以上、そのために必要な權限が與へられなければならないことは當然で、統制會の運營はいはゆる「指導者原理」の方式によることにした。すなはち統制會は從來の團體と異つて會長だけが意志決定機關であり、業務執行機關であるのであつて、會長以外の役員は單に會長の補助機關に過ぎない。從つて評議員によつて選任される監事を除き、他の役員はすべて會長が任命することにしてゐる。

また、總會も單に會長の諮問機關であつて、決議機關でないことも從來の團體と異ふ重要な點である。同時に決定された計畫は完全に實行し、會長の統制力を十分に徹底させるために、會員又は會員である團體を組織するものが、法令又は法令に基づいて行ふ處分に違反したとき、公益を害したとき又は統制規程に違反したときには、その役員を解任すべきことを命令できることを認めてゐる。

このやうに會長の權限は極めて强大なものであつて、この會長の選任は非常に重要な問題であり、會長の如何によつて統制會の成否は決定されるといつても過言ではない。從つて會長の選任は、業界から智識經驗の豐富なものを銓衡委員として主務大臣が選任し、その銓衡委員が推薦した人物を主務大臣が認可する方法によることにした。同時に會長は公平無私、自由に自己の職責を遂行できるやうに他の職務とか商業に從事し得ないことにした。

統制會の目的は國家の經濟力を戰爭目的達成のために綜合的に最も有効に運營することにあるのであるから、その運營は全體の有利性を目的とすべきであつて、場合によつては個人經濟の有利性を犧牲にしなければならない。すなはち、公益優先の精神によるべきことを必要とする所以である。

しかし、一方において個々の經濟もまた全體の一構成部分であり、國家の生産力を形成してゐる一の生産力であることを認識し、全體の力を以てその構成部分を出來るだけ活用してゆかなければならない。從つて統制會は常に相互に相助け、相補ふ連帶共助の精神によつて運營されることが絶對に必要であつて、このやうにしてこそ全體の力を最

も有効に發揮出來るのである。

八、統制會に關する閣議申合せ

政府發表（昭和十六年十月十四日）

統制會の健全なる發達を期すると共に之が設立を促進せんがため閣議において左の通り申合せを爲したり。

一、閣令による產業の指定は網羅的にこれをなさず重點的に逐次統制會毎にこれをなすことゝす。

二、統制會の主管官廳は原則として當該統制會を構成する者の事業を主管する官廳とす、但し他の官廳はそれ〴〵の所管に應じその所管事項の範圍內において統制會を指揮監督することを得るものとす。

三、統制會を構成する者により生產せられたるものゝ需要者の事業を主管する官廳に對し當該統制會の主管官廳は豫め左の事項につき協議することゝす、なほその製品が一定の需要者に專用せらるゝ場合においては製品の配給はその需要者の事業を主管する官廳の所管とす。

（イ）製品の需給統制に關する事項

（ロ）製品の價格統制に關する事項

（ハ）製品の品質、規格、性能に關する製造業者の技術指導に關する事項

四、統制會會長はこれを民間業者より任命することゝし一定の待遇を與ふ、但し原則として他の職務に從事することを認可せざる方針をとる。

五、統制會會長に對しては出來得る限り廣汎なる權限の委任を行ふものとし直に當該產業部門別計畫の範圍內において行ふ實施に關する事項等につき權限の委任をなすと共に當該產業の整備確立に關し必要なる措置を講ずるに必要なる權限を付與す、なほ資金の統制、會社經理の統制に關しても一定の範圍內において速かに統制會會長に對し權限の委任を考慮す。

六、當該產業に關する各種の計畫の立案、法令の制定等については出來得る限り統制會會長にこれを諮問しその協力參畫をなさしむ。

七、當該業者に對し政府より命令をなす場合においては原則として統制會會長を經由することゝすると共に當該業者より政府に對し許認可を申請し、屆出をなしまたは必要なる資料を提出する場合においては必ず統制會會長を經由することゝす、右の場合において統制會會長はこれに意見を附し政府に上申することを得ることゝす。

八、統制會の整備に伴ひ官廳機構の整理縮小を行ふ。

九、財政金融基本方策要綱

大藏大臣談

閣議決定（昭和十六年七月十一日）

政府は支那事變を遂行し且つ世界情勢の變化に備へ國防力充實の速かなる完備を期し、國家總力を之が目的達成に集中動員する爲め財政活動を擴大すると共に、國民經濟活動に對し所要の規律と指導とを與へ國民之に協同し目的を達成し來る、戰時財政金融活動に付きても亦同然にして國民及金融機關の努力に俟ちたる處尠からず、然れども是等諸施策は事態の發展に伴ひ應急的に措置しあるもの尠からず、今後愈々重大となるべき國際危局に備へ、自主的に經濟諸體制を綜合的に確立するの要請愈々切實なるものあり、殊に財政金融の施策及運營の戰時經濟活動全體に重大なる影響を有するに鑑み、之に關し綜合的に速かに所要の整備を斷行し、戰時經濟諸國策運營の經濟的基礎を確立し以

て戰時諸要請に對し機動力と強靱なる秩序とを整備確立すること緊要なりと認め別冊要綱を決定したる次第なり。

本要綱案の骨子は

一、國家經濟力の資金に表現し得る可能力を可及的に正確に判斷し、右に基づき國家資金を財政、產業、消費に亘り國家目的に從ひ動員し得る體制を整備確立せんとす。

二、綜合計畫經濟運營上財政活動の國民經濟との具體的なる關聯性を明確ならしむると共に、財政活動を敏活ならしむる爲め會計制度及豫算方式に付所要の改善を加へ、又國防及戰時に於て採るべき財政政策を能動的に活用せんとす。

三、戰時國防生產力を確立する爲國家の要請する生產力を維持育成發展せしむる爲め長期金融の機能を整備充實せんとす、之が爲め金融制度及秩序に對し所要の整備を加ふると共に、國家自ら爲すべき信用供與に關する施策及國家施設を能動的に活用せんとす。

の諸點にあり。

財政金融基本方策要綱

第一 方針

戰時諸國策遂行の經濟的基礎を强化確立し、高度國防國家體制の完成を促進するため、財政金融に關し所要の改革を行ひ國家資金力を計畫的に動員配分すると共に、資金運用の方針機構及び方法を改善し、綜合計畫經濟の圓滑なる運營の下に國家經濟力の最高度の發揮を期す。

第二 要領

一、國家資金動員に關する計畫

(一) 國民經濟の總生產額その他を綜合的に勘案して國家資力を概定し、これを國家目的に從ひて財政、產業及び國民消費の三者に合理的に配分すべき國家資金動員計畫を設定す。

(二) 國民貯蓄計畫は右國家資金動員計畫に基づきて樹立するものとす。

(三) 國家資金動員計畫は每年度これを定む、なほ將來數ケ年度に亘りてもこれを概定するものとす。

二、財政政策の改革

(一) 會計制度の改革

財政の運用を合理化し計畫經濟運營との關係を明確且つ緊密ならしむる如く、左記各項により會計制度を改革す。

(イ) 現在一般會計が性質の全く異る各種の支出を包含し、從つて計畫經濟運營との關係を明確にし得ざるに顧み支出の性質が一般的經費なるか資產を構成する經費なるか等、その性質に從ひて經理の調整を工夫すること。

(ロ) 特別會計についても上記の趣旨に從ひ必要なる整理を行ふこと。

(ハ) 豫算の形式に改善を加へて一層理解し易きものたらしむると共に、國家が事態の必要に應じて敏活に行動し得るやう彈力性ある豫算の編成を爲すこと。

(ニ) その他時勢の變遷に卽應し又は戰時の必要に應ずるため現行會計制度全般につき再檢討を加へ必要なる改善を行ふこと。

(二) 豫算編成方法の改革

歲出豫算は資金、物資關係とを見合ひ先づその總額を概定し重點主義により政府の最高方針に則りこれを編成す、

これがためには特に左記事項を實行す。

(イ) 毎年度豫算の編成に際しては豫じめ行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議劃定すること。

(ロ) 重要國策費とその他の經費が財政資金に關する計畫に基づく歳出の總額を超過することなからしむるため、行政各部は毎年度既定經費につき徹底的に檢討整理を行ふこと。

歳入は歳出の性質に照應してその財源を按配し公債財源によるものは歳出の性質がこれを許容するものに限るものとす、なほ租稅及び公債以外の方法による歳入增加に關し所要の措置を講ず。

(三) 稅制の改革

租稅は財政資金の所要に應じ必要なる收入を確保するものとし、計畫經濟運營との關係を稽へ、一層合理的なる稅制を設定す、これに關し特に重要なるところ左の如し。

(イ) 國民各階各層が負擔を分擔する如く稅種の新設及び改廢を爲しまた稅率を改定すること。

(ロ) 時局下必要なる生産の助長、消費の規正、貯蓄の增強、購買力の吸收その他諸政策の遂行に資する如く租稅政策を活用すること。

(四) 公債の發行及び消化の計畫化

公債は公債財源によるべき限度を定めてその發行豫定額を規正し、これが發行及び消化に關しては金融統制と見合ひてこれを計畫化し且つ公債整理に關する合理的なる措置を講ず。

(イ) 單純なる歳入補塡公債はこれを發行せざること。

(ロ) 具體的なる公債消化計畫及びその實行方策を設定すること。

(五) 地方財政の改革

地方財政に關しても國家財政の改革に即應し全國民經濟運營の見地よりこれを統制すると共に、地方的特色を發揮せしめ地方民力の强弱の差を補正して全國的に冗費を節約し且つ中央よりの委任事務または中央と協力する事業の財源等に關し必要なる調整を行ふ。

三、金融政策の改革

(一) 産業資金の計畫化

國家經濟力が最高效率を發揮する如く生産、物資、勞力の狀況等と見合ひて民間産業及び外國投費のため使用すべき資金總量を規正し且つその配分を定め産業資金を計畫化す。

(二) 金融制度の改革

金融は國家資金に關する計畫に基づき計畫經濟の運營を確保するため資金が公債消化及び物資、動力、勞力の確保を可能ならしむることを主眼として流通するが如く、公益的に計畫的に且つ統一的に行はるべきものとす。

(イ) 日本銀行の機能整備

政府の金融統制の實施に關する機關たる機能を一層整備充實し各金融機關との資金上の關係を緊密にし金融の情勢に應じ金融資金を能動的に引上または放出し、具體的に金融を調整する機能を擴充す。

（ロ）　金融機關に對する統制の强化

金融機關の投資、融資及び回收を政府の金融統制の方針に卽應せしむるが如き機構を整備し、日本銀行との資金的關係を緊密ならしむると共に同業連帶の精神を一層昂揚せしめ共同的投資融資の方法を活用せしむ。

金融機關に對する監督に關しては金融機關が計畫經濟の運營上擔當する責任を果せるや否やを監査することに努むるものとす。

（ハ）　金融機關の組織化

金融機關をして日本銀行を中核として組織體を結成せしめ政府指導の下に同業連帶一體的にその機能を發揮し金融統制の實施に協力し且つ金融と産業との聯絡の緊密を圖らしむ。

右組織體は原則として日本銀行及び各種業態別團體を以て構成し全國的統轄團體とす、なほ要すれば各種の金融機關を包含する地域團體を設く。

（ニ）　金融機關の整理統合

金融機關の組織化と相俟つて無用の競爭を根絶し經營を合理化し、金融資金原價の低下を圖る、なほこれに伴ひ要すれば新たなる機關の設置を考慮すると共に特殊銀行及び金融業務を營む特殊會社についても所要の整備を行ふ。

（ホ）　金融資金の蒐集及び運用に關する措置

各金融機關の經營は政府の金融統制の方向に沿ひて自らの責任において行はるべき處これと相俟つて金融統制の圓滑なる遂行に資するため必要を生じたる場合においては金融資金の蒐集及びその拂戻の責任につき國家の信用を參與せしめ又投資、融資につき國家の信用において保證又は債權の肩代りを爲す途を開きて、その回收性を補强する等の方策を講ず。

（ヘ）　金融の各種系統間の調和

一般金融機關系統、組合系統その他の各種の系統の金融機關相互間の連繫を緊密ならしめ、各系統の金融が同一の指導方針に沿ひて調和して行はれ金融市場を一體として金融統制の實を擧ぐる如く措置す。

（ト）　政府資金及び政府關係資金運用の統一

預金部、簡易保險、特定の社會保險、政府關係共濟組合等に集積せらるる資金は全金融統制と一體的關係において統一的に運用するものとす。

三）　有價證券取引機構の合理化

有價證券の價格の適正及び安定を圖りまた時局下必要なる有價證券の取引を圓滑ならしめ以て産業資金の疏通と國民貯蓄の保護に資するための措置を講ずると共にその取引の方法及び機構を合理化す、なほ有價證券業者の業務に關する監督を一層嚴重にす。

（四）　企業資本の活用

企業をして努めて資産の償却及び利益の內部保留を爲さしめ以て自己金融能力を增加すると共に、企業の經營を合理化し人的物的資源の效率を一層發揮せしめ、また企業に屬する剩餘資金の集約を圖るため企業に對する資金統制を强化す。

生産擴充等國策上必要なる企業の資金調達を圓滑ならしむるための措置を講ずると共に、企業中遊休設備を生じた

る場合において國家的見地においてこれが資金化を必要と認むるときは國家においてこれに信用を供與し又は設備の有無相通の斡旋を行ひ、要すれば國家管理的措置を講ずる等攻究を爲すものとす。

(五) 企業設備に對する國家の資本的援助

國家の要請に基づき設備を新設擴張する場合要すれば國家において企業に對し出資若くは信用の供與を爲し又は國家において直接建設を爲しその經營を企業に委任する等の途を開く。

(六) 外國爲替政策の改革

外國爲替政策は外貨資金を活用し貿易政策と表裏一體を爲し皇國及び自存圈內の必需物資の獲得を確保することを目標とすると共に國際決濟における圓貨の地位を向上せしめ皇國對外經濟の伸張を圖るものとす。

これに關し特に注意すべきもの左の如し

(イ) 爲替相場の變動の危險を必要に應じ國家において負擔處理する制度を確立すること。

(ロ) 對外國との決濟並びに金融關係を圓滑ならしむる如き協定の締結に努むること。

(ハ) 每年度貿易計畫と照應し國際收支計畫を定めこれが適實なる實施を圖ること。

(七) 滿支に對する投資の調整

滿洲及び支那の財政資金及び產業資金は努めて現地における蓄積資金によるべきも當分は我が方よりこれを補給するの要あるを以てこれがため物資勞力の交流と相照合して國家資金に關する計畫に基づき一元的計畫的に必要なる金融を實施するものとしこれがため必要なる措置を講ず。

四、行政機構の改革

本要綱の實施を圓滑ならしむるため所要の行政機構の改革又は運用の調整を行ふ。

備考　本要綱の實施は逐次速かに實行に移すこととし法令を要するものについてはその整備等に直ちに着手するものとす。

財政金融基本方策要綱について

大藏省（昭和十六年七月二十三日週報記載）

基本方策の方向

本要綱は河田大藏大臣の聲明のやうに、我が國の當面する緊急の事態に對處するために戰時諸國策遂行の經濟的基礎を强化確立し、高度國防國家體制の完成を促進し、綜合的な計畫經濟の圓滑な運營の下に國家經濟力が最高度に發揮できるやう、財政金融に關して所要の改革を行はうとするものである。すなはち國家資金力を計畫的に動員配分することを基礎とし、財政金融を通じ資金運營の方針機構と方法を改善するための基本方策を定めたものである。

本要綱は先づ方針を揭げ、次ぎに要領として一、國家資金動員に關する計畫　二、財政政策の改革　三、金融政策の改革　四、行政機構の改革の四部から成つてゐる。

蓋し現下の我が國の目標は、東亞共榮圈を確立して高度國防國家體制を完成し、以て世界平和の安定力となることである。全世界が混沌とした戰禍の間に在る今日、このことは實に世界永遠の平和の確保、人類福祉の增進のため必須の要件であるといはねばならない。この目標を達成するためには、わが國としては、場合によつては非常な難關を經なければならないかも知れない。しかし今日は目標達成のための絕好の機會であつて、わが國は一面において肇國以來最大の國難に直面してゐると同時にまた、擧國奮起すれば肇國の理想達成に大なる一步を進むるに未曾有の好機

といつていゝ。

これがためにはわが國としては恃むところは自らの力のほかないのであつて、そのためにはあらゆる困難を排し、新らしい構想に從つて一定の計畫の下に建設的に國力を涵養ししかも行手を阻む者は斬り捨てる勇氣をもつて、敢然として前進すべき時である。わが國がこの荊路を踏破し、最終の目標に達するためにはその經濟的基礎を强化確立しなければならない。今後における經濟政策の目標はこのことの完遂に全力を擧げることである。

從來は不正でない個人の利益を保護することが公益を保持する所以であるとされ、その基礎の下に經濟政策も案劃されるのではあるが、今後はこの個人の利益でも國民經濟全體の綜合計畫の運營を破壞し、また國民經濟の機動力の發揮を阻害するものは、これを統制し制御して行かなければならないことはいふまでもない。從つてあくまでも個人的な利益の追求を許さなければ國民の活潑な經濟活動は起らないといふやうな考へ方は、根本的にその考へ方を轉換しなければならない。その時〳〵の個人的の欲望を滿足する程度が大きければ大きい程、國民は幸福であると考ふべきか、或ひはまた大日本民族の悠久の發展を確保する體制を完成することが國民生活の內容を豐富にする所以であると考ふべきか、今日の國家興亡の狀態を考へてみればいふ迄もなくその答は明瞭である。

一體、國民經濟の動きの本體は、國民經濟に供給された資財が、消費用、貯藏用及び再生產用に配分されることである。貨幣經濟の下においてはすべて資金によつて表現されるのであるから、國民經濟の動きは又資金の動きであるといつてもいゝ。いはゆる自由主義經濟の下においては、この資財、資金の動きが、概ね國民の自由意思によつて決定されたのであつたが、この資財、資金の動きを國家目的の達成上の效率に考へて、計畫的に統制するのが卽ち計畫經濟の本體である。

國家資金動員計畫

戰時經濟體制においては國家の要請が第一に考へられ、國家の總力が最高效率を以て發揮されなければならない。從つて計畫經濟の基礎である諸計畫もこの點を中心として立案されるのであるが、國家資金動員に關する計畫についてもまた同樣である。

すなはち、まづ國家の總生產額等を基礎として國家資力を測定し、資財勞力等と見合つて、これを國民消費資金と財政資金及び產業資金とに配分概定するのである。そしてこの場合、國民消費資金と財政資金及び產業資金との配分の割合は、その際における國家內外の情勢に卽應し、國家の要請に最も適實に合致する點に定めるのであつて、さしあたつては財政資金及び產業資金、殊に財政資金に重點が置かれることは當然であり、場合によつて國民消費資金の部分を極度に壓縮しなければならないかも知れないが、少くとも總力戰的の見地に顧み、その際としてふさはしい態樣の生活を國民に保證するものであることは必要である。

畢竟要點は、緊急時は緊急時らしく、また準備時代は準備時代らしく、悠久にして急速な國運の進展を目標として國力を充實し、そして適時に發揮させるやうに計畫を樹てることにある。そしてこの計畫を樹てるに當つては、資金と資財とが表裏をなすことに顧み、國民經濟に供給される物資が、國家總力戰の見地から最も適正な均衡において消費用、貯藏用及び生產用に配分されることを本旨とすることはいふまでもない。

國家資金について右のやうに計畫を樹てるのであるが、國民消費に充てる部分は別として、財政資金及び產業資金に充てられる部分は、租稅及び國民貯蓄としてその資金を蒐めなければならない。租稅は法律によつて徵收されるの

であるから、一應別問題として、問題は國民貯蓄の部分である。戰時經濟においては國民消費も規正しなければならないのは勿論で、しかも財政と産業の圓滑な運營を圖ることが最も重要であるから、適正な國民貯蓄が確保されることは、何れの面からいつても計畫經濟の鍵だといつてよい。

政府でも事變直後、大藏省に國民貯蓄奬勵局を設け、毎年度目標額を定めて貯蓄確保に努力して來たが、今後は一層この點について努力を强化し、消費の規正と照應して、毎年度の適正な目標額を定め、國民貯蓄計畫を樹立して、必ずこれを達成するやうにしなければならない。

これがためには貯蓄計畫は强力なものでなければならないが、そのことは直ちに强制貯蓄を實行するといふ意味ではない。元來貯蓄といふものは、自發的にすることに大きな意味があるのである。戰時における國民の消費生活の內容は、平時のものと異るのは當然であらう。戰時らしい生活といふのは、要するに自分の金を戰時らしく使ふことである、換言すれば戰時に必要なものを買つて戰時に必要でないことには使はないといふことである。戰時には飛行機とか軍艦が必要だから、國民は皆、さういふ戰時に必要なものを買ふことに金を使はねばならない。實際問題として國民の一人々々が軍艦などを買つたり、或ひは隣組で共有に飛行機などを買ふことは出來ないから、結局一人々々としては、出來るだけ自分の個人的消費を節約して、即ち平常よりも生活を出來るだけ切りつめて貯蓄するのが、その實行方法となるわけである。

要するに國民として貯蓄增强の必要なことの筋道をはつきりと自覺し、これを實踐に移すことがいはゆる時局認識の具體的表現である。强制しなければ貯蓄ができないやうでは誠に寒心に堪へないのであつて、況んや强制貯蓄、預金引出制限などと無用な空想を逞くして、貯蓄心を減殺するやうなことがあるとすれば、國策に反する方向に行動するものであつて、戰時經濟秩序を破壞するものといはねばならない。

戰時に絶對に必要な經濟秩序の維持といふことの責任は、國民自身が負ふべきであつて、この點についても、この時局に恃むべきは自己の力のみであるといふことが出來る。

財政政策の改革目標

財政政策の改革の目標は、財政の運用を合理化し、計畫經濟運營との關係を明確且つ緊密にすることである。國民經濟全體が計畫的に運營されれば、資金活用面においては財政と金融とは本質的の差異はなくなるものといつてよい。すなはち國家資金全體として全面的に資金の最高效率による活用を確保すべきであつて、財政はその一部分として全體の計畫經濟と調和して運營されなければならない。その具體的方策として要綱に揭げてゐることを要約すると次の如くである。

(一) 現行會計制度を改革して、戰時の必要に卽應し、また制定以來時勢の變化に應じないところを改めること、殊に現行一般會計の制度はその中に經濟的の性質の全く異る各種の支出が混然として包含されてゐるから、支出の性質が一般的經費であるか、或ひは投資、貯藏(軍備も一つの大きな貯藏と見ることが出來る)、生產等資產を構成する支出であるか等により、支出の性質に從つて經理の調整を工夫すること。

(二) 豫算の形式を改善して理解し易いものとし、且つ豫算に彈力性を增加して國家が事態の必要に應じて敏活に行動できるやうにすると共に、豫算編成の方法を改革して資金物資等の關係と見合つて先づ豫算の總額を概定し、重點主義により、政府の最高方針に則つてこれを編成すること。

これがためには重要國策を行政首腦者が協力して先議劃定し、毎年度既定經費の徹底的再檢討整理を行つて重要

二の實現を期すると共に、豫算總額が初めに概定した金額を超過しないやうにすること。

(三) 歳入は、租稅、租稅以外の普通歳入、公債の三つの財源について、歳出の經濟的性質に應じ租稅その他普通歳入を以て賄ふべきもの、公債によつても差支へなきものを按配すること、公債財源によるものは大體資產を構成するもの等歳出の性質がこれを許容するものに限ること。

(四) 稅制は、計畫經濟運營との關係を考へて一層合理的なものとし、財政資金の所要に應じて租稅を每年度增減する方針を採り、國民の各階各層が一層廣く納稅による御奉公を爲して、國費を分擔するやうにし、また純粹な租稅理論からは多少離れても生產の助長、消費の規正、貯蓄の增强、購買力の吸收等の諸政策の遂行のため租稅政策を活用する考へ方を採ること。

(五) 公債の發行と消化を一層計畫化すること。

金融政策の改革目標

金融政策の改革の目標は、金融が公債消化及び物資、動力、勞力の確保、換言すれば生產の維持擴充を可能にすることを主眼として、公益的に且つ統一的に行はれるやうにすることである。從來わが國の金融は概して短期金融を中心とする商業的のものであつた。このことは我が國の實業が、商業または商業的工業を中心としたものであつたことに照應し、また金融資金の性質が短期資金を主體とするものであつたことによるものであるが、今後重工業を中心として眞の工業の進展を圖るためには、金融も長期金融に重點を置く生產的のものにならなければならない。しかも金融が國家目的の達成を主眼として計畫的に行はれ、資金が全體として無駄なく活用されるやうにすることが肝要である。

從つて金融業は單なる營利のためのみの事業ではなくて、公益的業務として取扱はれなければならない。また金融機關は各個對立的に分散的に業務を營むことを改め、求心的な同業連帶の組織體を結成し、無用の競爭を根絶して經營を合理化し、緊密に政府の金融統制の方向に沿つてその全機能を發揮する態勢を整へなければならない。これがために必要な措置の要點を擧げると次ぎの通りである。

(一) 日本銀行の機能を擴充し、政府の金融統制の實施に關する機關たる職分を一層十分に果させ、特に金融調節機能に關しては各金融機關との間の資金的關係を緊密にし、從來は比較的受動的な機能であつたものを能動的なものにすること。

(二) 金融機關は日本銀行との資金的關係を緊密にし、且つ同業連帶の精神を昂揚し日本銀行を中核として組織體を結成し、投資、融資及びその回收について政府の金融統制の方針に十分に卽應し、金融と產業との聯絡を一層密接有機的にすべきこと。

(三) 一般金融機關の整理統合、特殊銀行等の整備を爲し又必要な場合には特殊機關の新設等を考慮し、金融機關の組織化と相俟つて無用の競爭を根絶し、經營の合理化を圖り資金の無駄を排除すること。

(四) 金融機關に對し、政府は必要を生じた場合には預金等の金融資金の拂戻につき國家の信用を參與せしめ、また投資、融資の回收性を補强するために國家の信用において保證または債權の肩代り等をなすこと。

金融統制の强化及びこの政府の金融機關援助の措置に關聯し、金融資金が全面的にプールされ、金融國營的なものになるのではないかといふ危惧を持つ方面もあるやうだが、金融機關が自らの責任において經營さるべき基本は毫も變らないのであつて、政府の措置も預金等の安全性を確保し、一層資金の蒐集を確實にすると共に、金融機關の經營

を一層公益的なものにしようとする趣旨にほかならない。

有價證券の問題

金融に關聯して重大な問題は、有價證券殊に株式の問題である。株式は産業資金調達の極めて有力な經路であり、且つ國民貯蓄の重要な態様の一であるから、これを尊重することは當然であつて、その價格の適正と安定を圖り、また取引の圓滑を確保するために必要な措置を講じなければならない。このためには政府的資金の動員による株價安定策も執らなければならない場合があらうし、また現在の株の取引の方法や機構が、この見地からいつて不合理であるとすれば、これを合理化することも必要である。殊に投資家や有價證券を取扱ふ者が、有價證券の國民經濟運營上の重要性をよく認識し、習慣的な存在たるいはゆる相場意識を清算し、わが國力の充實したこと、わが國が將來大いに飛躍すべき運命を有することを根柢として、新らしい考へ方を確立することが必要である。

企業資金統制の目標

企業主體の面からする資金上の問題として本要綱は、(1)企業に對する資金統制の強化、(2)企業資金の調達の圓滑化(3)遊休設備に對する國家の措置、(4)企業に對する國家の資本的援助の諸問題を取り上げてゐる。

企業に對する資金統制の目標は、資産の償却、利益の內部留保の強化による自己金融力の增强、人的物的資源の無駄のない活用及び經營の合理化を圖り且つ餘裕資金が金融資金として動員し得る如く集約されることを圖るに在るのであるが、要するに臨時資金調整法や會社經理統制令等の趣旨とするところにほかならない。

なほ國策上必要な企業、即ち國家的生産性が高度化した産業に對しては、資金の調達が困難なために仕事が出來ないといふやうなことは極力ないやうにすることが必要であり、そのために所要の措置を講ずるが、國際情勢の變化等

により遊休設備が出來て企業の經營が不圓滑になつたものについて、國家的見地から資金化を必要と認めるときは、國家が信用の供與、設備の有無相通の斡旋を行ふほか、要すれば國家管理的の措置を講じようとするものである。更に今後國家の要請に基づいて設備の新設擴張を必要とするものには、國家が出資若くは信用の供與を爲し、更に進んで國家が設備を爲し、その經營を企業に委任する途、即ち國有民營の企業形態を作ることも考へられてゐるのである。

むすび

以上要綱の大要を說明したが、本要綱の實施については全國民の協力に俟つところが甚だ多い、殊に國民全般は新らしい經濟的環境の下に新らしい構想工夫によつて生産の增强に協力することが要請されてゐる。財政金融を通ずる國家活動の原動力たる國家資力は、生産の增强によつて擴大されるのであるから、國家活動を增强し彈力性を增加するためにはどうしても生産の增强が必要である。

更に國民全般は貯蓄の確保について眞に協力すべきことを要請されてゐる。貯蓄の確保が國家の財政金融上の活動、即ち國家活動の鍵であることは、こゝに繰返へす必要はないであらう。

また特に金融制度の改革の問題及び有價證券取引機構の問題については金融事務に從事する者や有價證券事務に從事する者が、本要綱に示された指針をよく理解し、その實現に全面的に協力することが望まれるのであつて、舊慣にかゝはらず、各自の責務を反省し、官民協力して國家の要請に相應じ、制度の確立につとめなければならないのである。

低物價と生産增强との調整に關する件

第四回物價對策審議會可決（昭和十六年八月十二日）

我が國現下の物價對策の根幹は低物價政策堅持の方針に基づき

一、價格構成の基礎たる主要生活必需物資價格、基礎的生産資材の價格、動力、運賃竝びに勞働賃金につき現在の水準を嚴に確保すると共に進んでこれが低下を圖り

二、生産、配給の各部面に亙り徹底せる合理化を行ふと共に重要物資の生産についてはこれを積極的に助成し、以て生産の增强と生産費及び配給費の低下を圖り

三、國民消費生活の合理化を促進し、消費規正を一層强化すると共に、適正なる戰時生活の最低限を確保し

四、購買力發生の根源を能ふ限り規制すると共に、浮動購買力を吸收し

以て低物價と生産增强との調整を圖るに在り。

以上の中生産增强及び生産費、配給費の低下並びに國民消費生活の合理化に關し差當り左記事項を實施せんとす。

記

一、各種産業の經營を合理化し生産費の引下を圖ること

(一) 統一的なる原價計算制度を確立勵行す

(二) 高能率企業を中心とする企業の整理統合を促進し、各企業の技術、經營を我が國最高水準に引上ぐ、これがため勞力、原材料等の重點的配給を行ふは固より、發注廳においても十分なる協力を行ふ

(三) 各産業の未働設備及び遊休設備の整理及び活用を圖る。この場合企業相互の共助に依らしむるも、必要に應じ政府において適當なる措置を講ず

(四) 技術者及び勞務者或ひは工場、事業場の能率增進に對し特別賞與、表彰その他積極的なる奬勵施設を講ず

(五) 各企業における原材料消費及び動力使用の合理化、勞務管理の改善及び冗費の節約を徹底し、優良企業及びその經營者等に對し報償の途を考慮す

(六) 製品の規格統一及び單純化の實施を徹底す

二、勞務管理を强化し勞務者の移動、賃金の昂騰を抑止すること

(一) 勞務者移動の防止を徹底す

(二) 緊急産業部面に對する勞務の補給に萬全を期すると共に勞働時間の制限に關し特例を認む

(三) 不急事業に對する勞務供給の阻止を一層强化す

なほこれに關聯し土木工事等は緊急捨て置き難きものを除くの外これを停止す

(四) 自由勞務者及び日傭勞務者の賃金統制を强化す

(五) 賃金支拂形態の適正化を圖る

三、輸送力の增强を圖り且つその効率的運營によりて輸送費の低下を圖ること

(一) 近海運賃は原價計算を基礎とする基準傭船料に基づき輸送力の確保を考慮し、各物資別負擔力を勘案して定むる方針の下にこれが適正化を圖る

(二) 遠洋運賃中輸入運賃は極力これが抑制を圖る

(三) 港灣荷役關係事業における經營合理化及び作業の能率化を徹底せしめ港灣荷役諸掛の低下を圖る

(四) 配船統制に卽應する出荷の統制を行ひ、その計畫化を圖る

(五) 陸上小運送の能率向上を行ひ料金の抑制を圖る

四、配給機關の整理統合を行ひ配給の適正と配給費の引下を圖ること
（一）整理統合の範圍は消費物資のみならず生産基礎資材の配給機關にも及ばしむ
（二）いはゆる「眠り口錢」制度はこれを廢止する方針の下に適切なる措置を講ず
五、生産の確保增强を緊要とする重要物資にして如上の合理化を行ふも、なほ現行價格の据置が生産に支障を來すこと明らかなるものある場合においては左の措置を講ずること
（一）當該物資の値上が一般物價に惡影響なきものについては適當なる範圍及び方法において價格の是正を認む
（二）その他のものについては補助金の交付その他適當なる方法によりこれが採算を可能ならしめ價格の引上はこれを抑止す
以上の場合においては配給機構の整備を行ひ能ふ限りプール平準價格を設定す
六、生活必需物資價格の低下を圖ること
（一）販賣業者の口錢及び配給斡旋機關の手數料を壓縮す
（二）生産者及出荷機關の販賣價格を公定す
（三）季節に依り價格の調整を行ふ
七、生活必需物資の消費規正を强化すると共にこれが必要量の配給の確保を圖ること
（一）消費者組織を强化し配給機關と消費者との連繫を合理化す
（二）生活必需物資の重點配給を徹底す
（三）不用不急品等の製造販賣の禁止範圍を擴張す

（四）切符制採用範圍を擴張すると共にこれが內容の改善を圖る
（五）府縣間における物資移動の制限につきこれを統制計畫化す
八、最高販賣價格の設定方法及び之が勵行につき改善を行ふこと
（一）最高販賣價格相互間の不均衡を是正する措置を講ず
（二）最高販賣價格の範圍內に於て規格、品質等に照應せる價格を勵行せしむる措置を講ず

十二、低物價と生產增强

企畫院（昭和十六年八月二十日週報揭載）

一、はしがき

戰時下の物價政策の根本方針として、政府が堅持して來た低物價政策は戰時經濟の運營の點からいつても、國民生活の安定といふ點からいつても、これを動かすことは絕對に出來ないのであつて、この低物價方針と現下喫緊の要請である生產の確保と增强の問題をどう調整するかといふことが、現在の物價問題の最も重大な點である。この點について先般來政府では、企畫院物價委員の協力を得て、その具體的な方策について研究を進めた結果、成案を得、「低物價ト生產增强トノ調整ニ關スル件」と題して八月十二日、物價對策審議會に諮問し決定を見たのである。

二、方針

低物價政策堅持の方針を貫徹するためには、まづ價格構成の基礎である主要生活必需物資、例へば米、麥、生鮮食料品、衣服等の價格、基礎的生產資材、例へば鐵、石炭、銅等の價格並びに動力、運賃、勞賃等の現在の物價水準を確保し、更に進んでその低下を圖ることを根本原則として、第一に、生產、配給の各部面に亙つて徹底した合理化を

行ふ一方、現在の緊迫した時局下において絶對に確保を要する重要物資の生産を積極的に助成し、生産の增強と生産費及び配給費の低下を圖ることが必要である。第二には、國民消費生活の合理化を促進し、消費規正を一層强化して、適正な戰時生活の最低限は國家が責任をもつて確保する必要がある。

第三に、軍事豫算の支出その他によつて國民の間に撒布される購買力と、これに對する消費物資との不均衡が、とかく公定價格の維持を困難にしてゐる實狀なので、購買力發生の根源を出來るだけ規制し、浮動購買力を吸收して、購買力と消費物資量との均衡を保つことが絶對に必要である。

三、具體策の內容

そこで政府では、以上のうちの第一と第二の點に關して、差當り左に揭げた事項を實施することにした。

以下、各具體策について概要を說明しよう。

このうち第一、第三は生產の增强と生產費の低下に關する事項、第四は配給費の低下に關する事項、第六と第七は國民消費生活の合理化に關する事項である。

第一　各種產業の經營を合理化して生產費の引下を圖ること

第一は各種產業の經營を合理化し、生產費の引下を圖ることである。低物價方針の下で生產の增强を圖るためには、何といつても經營を合理化することが、最も有效な對策の一である。

勿論、從來も各種產業の經營の合理化は强調されて來たが、それは、いはゆる自由經濟制度の下で行はれたのであつて、今日のやうな高度計畫經濟の下では、國家の要請に基づいて、各種產業の經營の合理化を高度化することが極めて緊要であると考へられる。その方法として、第一に統一的な原價計算制度を一般產業に適用し生產費の內容を分析して價格形成の基準を明らかにし、相互を比較して企業經營上の缺陷の所在を明瞭にする必要がある。

現在、原價計算制度としては、國家總動員法に基づく「軍需品工場事業場檢查令」によつて陸海軍が軍需品工場と事業場に原價計算を行はせてゐるに過ぎないのであつて、一般產業に對する統一的な原價計算制度はまだ確立してゐないが、この確立の急務なことを認めて、本年初めから企畫院に財務及び原價に關する諸準則統一協議會を設け、學界と民間實務家の協力を得て着々と立案を進めてをり、既にその一部は成案を得て、過日草案の形式で公表したが、至急法規化する豫定である。

次に、國際情勢の急變によつて、各種產業を通じて原材料、資金、勞力等がいよ〳〵逼迫を告げてゐる現狀では、從來の、いはゆる總花主義、實績主義による配給方法は、この際思切つて清算し、徹底した重點的な配給を行はなければならない。そのためには高能率企業を中心とする企業の整理統合を促進し、全產業の技術と經營を現在における最高の水準にまで引上げ、また資材、資金等の不足のために未完成のまゝになつてゐる、いはゆる未働設備や、完成してはゐるが原料不足等のために操短を餘儀なくされてゐるいはゆる遊休設備などを至急整理し、或ひはこれを他に轉用して、各種企業の最高能率化を企圖してゐるのである。これらの未働設備と遊休設備を整理し活用する場合に、救濟又は援助を必要とするものには、一應企業者の相互扶助を期待してゐるが、必要に應じて政府が補償その他の適當な措置を講ずることにしたい。

なほ、右に關聯して、各種產業における技術者、勞務者、經營者等で能率增進、產業合理化に貢獻したものには、特別賞與、表彰報償その他の積極的な奬勵施設を講じ、また、製品の規格統一と單純化を徹底して、多量生產を促進する等、あらゆる方面で經營の合理化に努め、生產費の引下を圖らうとするものである。

第二　勞務管理を强化し、勞務者の移動、賃銀の昂騰を抑止すること

第二は勞働力の問題である。勞働力を確保し、能率を向上させることが、生產擴充計畫を遂行するのに最も重大な要點であることは、今更いふまでもない。また、同時に勞賃の昂騰が各種物資の生產費に至大の影響を與へて物價水準の上昇を招來してゐることも事實である。政府としては、今後勞賃水準を絶對に昂騰させぬ決意であるが、このためには、生活必需物資の價格の安定を確保しなければならない。勞務の配分は一層强力な統制を實施して、目下各產業において生產低下の有力な原因となつてゐる勞務者の移動防止を徹底し、緊要部面に對する勞務の定着に萬全を期する決心であつて、これに關しては近日中に國家總動員法に基づく法規を制定する等、適當な措置を講ずる豫定である。

緊要部面に對して勞務の重點的配置を行つて、その給源を確保するためには、例へば一部の土木工業のやうな、いはゆる不急事業

には勞務供給の阻止を一層強化する一方、緊急産業部面には必要に應じて勞働時間を延長しても生産の確保と増強に遺憾ないやうにしたい。

なほ賃金の問題で、從來比較的閑却され、しかも勞務移動、勞賃騰貴の有力な原因となつてゐるのは、いはゆる自由勞務者と日傭勞務者の賃金である。これ等の賃金は性質上、從來統制が困難であつたが、生産費に及ぼす影響は重大であるので、賃金統制を強化するため、政府では目下着々と準備を進めてゐる。そのほか賃金支拂の形態も從來極めてまち〳〵であつたが、今後は業種別、業態別に整理單純化して適正化したいと考へてゐる。

第三　輸送力の増強を圖り、その効率的運營によつて輸送費の低下を圖ること

第三は輸送力の問題である。現に海上輸送力の不足が、物動計畫または生産擴充計畫を遂行するのに隘路となつてゐる。同時に輸送費が物價に及ぼす影響は重大であつて、これを出來るだけ低下することもまた極めて重要なことである。

そのためには、先づ現在の基準傭船料の決定が、原價計算に基づいてゐないといふ不合理な點を是正し、近海運賃は原價計算を基礎とした基準傭船料に基づいて、輸送力の確保を考慮し、各物資別の負擔力を勘案して定めるといふ方針で適正化を圖りたい。なほこれと併行して港灣荷役關係事業における經營の合理化と作業の能率化を徹底させ、港灣荷役諸費用の低下を圖る必要がある。これは過般の國家總動員審議會で「港灣運送業ノ統制ニ關スル勅令案要綱」を決定して、從來個別的な統制下におかれてゐた海陸連絡業組合、船舶荷役業組合、水上小運送業組合、その他の港灣運送業に關する任意組合を統合して、新たに國策の遂行に協力することを目的とする中央團體を設立し、港灣運送事業の全國的な統一を圖つて、荷役の合理化、効率化を圖ることにした。

現有船腹による海上輸送能力を増強するためには、配船統制を強化して合理化する必要がある。この點も政府では研究を進めてゐるが、これに即應して物資の出廻りを圓滑、適正にするために、出荷の統制と計畫化を圖る必要があり、更に陸上における小運送についても事業經營の合理化、作業能率の増進、取扱制度の改善等を行つて、極力料金の抑制を圖ることにしたい。

第四　配給機關の整理統合を行ひ、配給の適正と配給費の引下を圖ること

第四は配給機關の整理統合の問題である。この整理統合を行ひ、配給の適正と配給費の引下を圖ることも、また低物價政策上極めて重大な要件である。

配給機關の整理統合は現在既に或る程度實施されてゐるが、今後更にこれを促進して單に消費物資だけでなく生産基礎資材の配給機關にも及ぼす必要がある。

なほ、いはゆる「眠り口錢」は、從來配給機關の整備をする際、新配給機關に吸收できなかつた間屋その他の舊配給業者に對して與へる打撃を緩和するために認められてゐたが、これがために折角配給機關を整理しても、かへつて配給費は嵩むことになり、他方「眠り口錢」制度は廢止する方針であるが、これを斷行する際には、これらの關係業者に對する善後措置を十分考慮する必要があるので、國民更生金庫の活用、轉業の斡旋その他の適切な措置を講じたいと考へてゐる。

第五　生産の確保と増強を緊要とする重要物資にして、如上の合理化を行ふも、なほ現行價格の据置が生産に支障を來すこと明らかなるもの、措置

以上述べた様に、産業の合理化による生産費の引下、賃銀と輸送費の低下並びに配給機關の整理による配給費の引下等の各種の合理化を行つても、なほ現行價格の据置が生産に支障を來すことが明らかな物資であつて、しかも生産の確保と増強が緊要なものには次のやうな措置を講じたいと考へてゐる。

卽ち、その物資の値上が一般物價に惡影響がないと認められるものは、その限度で價格の引上を認めるが、生活必需物資や重要な生産基礎資材等の値上を絶對に避くべきものには、補助金の交付その他の適當な方法で採算を可能にし、價格の引上は認めぬ方針である。

前者の例としては今度の米穀、銑鐵に對する方法がそれである。

なほ、値上または補助金の交付は必要最少限度に止める必要があるので、これらの場合には配給機構の整備を行つて出來るだけプール平準價格を設定する考へである。

なほ、價格是正の必要が目前に差迫つてゐる若干の品目は、事情やむを得ないので、差當り上に述べたやうな措置を講じ、これと併行して速かに各種の合理化を圖り、生産費の低下に應じて漸次價格の引下または補助金の減少を行ひたいと考へてゐる。

第六　生活必需物資の消費規正を強化し、必要量の配給の確保を圖ること

第七　生活必需物資の價格の低下を圖ること

次は國民消費生活の合理化の問題である。第六の生活必需物資の消費規正の強化と第七の生活必需物資價格の低下の問題も、また

配給の確保の問題も、いづれも賃金の昂騰を抑止する大きな要素であるのであつて、この意味では低物價と生産増強との調整にも密接な關係をもつてゐるのである。

生活必需物資中、生鮮食料品は、先般も相當に大幅の値下をしたが、生活必需物資は今後も出來るだけ出荷と荷受の計畫化を圖り配給機構の整備に努め、配給費と口錢、手數料等の低減を圖つて價格の上騰を抑制したい。

なほ、生産者と出荷機關の販賣價格を公定することも極めて必要であつて、この趣旨は生産地に於ける價格と消費地における價格との間に均衡を保たせて、出荷の促進を圖らうとするもので、また、青果類等は出廻最盛期の價格を低減する等の適當な季節的價格調整を行はうとするものである。

また、特にパンとか菓子は、需要に對する配給量の不足から店頭に行列を出現させてゐるが、これは時局上、誠に遺憾な現象である。この對策としては、職場、町會、隣組等を消費者の組織として結成し、配給機關と消費者との連繫を合理化して、絶對量として不足な物資も、適當な配給方法を講じて、これを最も必要とする消費者に行き亘るやうにしたいと念願してゐる。

また、綿製品その他の生活必需物資の配給も、例へば綿製品は嬰兒用・小學生用とか、或ひは工場鑛山の勞務者用農山漁村用といふやうな緊要部面に對する重點的配給を一層徹底する必要がある。

この手段として切符制の採用範圍を擴大すると同時に、その內容も過去の經驗から改善すべき點は大いに改めて行きたいと考へてゐる。なほ、府縣間における物資の移動制限にはいろ〳〵と非難の聲を聞くが、これは主に食料品についてゞある。現在の統制段階で米麥等の主食物を政府の統制に卽應して移動制限を行ふ場合には大體圓滑に行はれてゐるが、しかし地方廳限りで移動制限を實施してゐる物資、例へば豆類、甘藷、馬鈴薯、食肉、鷄卵等は、往々、府縣間の流通に遺憾なきを期したいと考へてゐる。

第八　最高販賣價格の設定方法と勵行の改善を行ふこと

最後は、いはゆる公定價格、卽ち最高販賣價格の設定方法と勵行に關する問題である。價格公定の時期的な相違に基づく不均衡を是正すると同時に、府縣間の價格の不均衡については、從來相當に非難があり、政府でも絶えず隣接數府縣を一括して、いはゆる地方ブロック會議を開き、極力是正に努めてゐるが、本問題の重要性に鑑み、今後は不均衡の是正に積極的に努力したい。

また、從來物資に依つては規格または品質を定めることがなか〳〵困難であるので、最高價格を公定する場合も規定を定めず、從つて一定の規格または品質をもたないものでも、すべて最高價格で販賣されるやうな事例が相當にあつたが、今後は出來るだけ規格または品質を定め、これ等の規格と品質に照應した價格を勵行させるために、現在繊維品に施してゐるやうな査定委員制度を更に組織的に强化して、日用品等にも出來るだけ實施して行きたいと考へてゐる。

四、結　び

以上で大體の說明を終つたが、今後の問題は右に述べたやうな方策を、如何にして一刻も早く實行に移すかといふことである。これについては各廳間の緊密な協力を必要とすることは勿論であるが、それにも增して官民が一致協力して、その實現に邁進することが大切である。

✓十三、昭和十六年度生産擴充計畫

閣議決定　（昭和十六年八月二十九日）

企畫院總裁談

本年度生産擴充計畫については、さきに第一、四半期において暫定計畫を定め、これが遂行に努め來つたのであるが、その後における國際情勢の推移に鑑み、戰時緊急の事態に對處するため、日滿支を通ずる生産能力の現狀および生産原材料の實情を勘案し、從來の計畫に一大改訂を加へ、專ら重要國防資源の自給自足體制の確立促進ならびに本年度物資動員計畫における供給力の確保を主眼としてこれを策定した。

惟ふに帝國を繞る國際經濟現下の環境において、刻下喫緊の要務たる軍備の急速なる增强ならびに國民生活の最低限度の確保を圖らんがためには、東亞圈內における自給生產力の速かなる增强は、絕對に必要とするところである。よつて本年度生產擴充計畫の編成に當つては、重要國防資源の開發增進、重要機器の國產化、輸送能力の增强等に重

點を置いた。なほ産金事業に關しては、現在程度の産金額は物資動員計畫遂行上必要なりと認め、これが確保を期することとした。

しかして內外の諸情勢に鑑み、本生產擴充計畫所期の實績を擧ぐることは、絕對の要請たるに拘らず、本計畫遂行上必要なる諸條件は、必ずしも滿足ならざるものあるをもつて、この際關係當業者はもちろん、官民を擧げて、强烈なる戰時意識の下に、現有設備の能率的運營ならびに原材料の合理的活用を圖る等、最高度の生產性を發揮し、もつて本計畫の完遂に邁進せられんことを切に希望する。

✓十四、昭和十六年度第二・四半期以降物資動員計畫

閣議決定（昭和十六年八月二十二日）

企畫院總裁談

政府はさきに昭和十六年度第一・四半期物資動員實施計畫を策定したが、その後の激變した國際情勢に對應し戰時態勢を整備するため必要なる萬般の考慮檢討を遂げ、こゝに昭和十六年度第二・四半期以降物資動員計畫の設定を了し、本日の閣議においてこれが決定を見るに至つた。

今次計畫は、支那事變の完遂と國際新情勢に對處する戰時態勢の急速なる完成を意圖し左記の諸點に重點を置きこれを策定した。

（一）軍備の急速なる增强

（二）重要物資の東亞共榮圈內における自給體制の確立、特に鐵鋼石炭の生產確保

（三）國民生活必需品の最低限度の確保

（四）物資動員計畫と海上輸送計畫との嚴密なる吻合

昭和十六年度における物資の供給については、第三國よりの輸入困難なる事態の發生することを豫期し、從來より種々の對策を實施して來たので、本物資動員計畫遂行上支障を生ずる虞はないが右本年度物動計畫の重點に鑑み、官需、一般民需等については相當の節減壓縮を加へた。

從つて生產の能率化、消費の合理化、配給機構の整備等各般の施策により重點主義の下に最小の資材で最大の効果を擧げるやう努力すると同時に、資源の回收及び消費の規正を强化し以て物動計畫の圓滑なる實施に努めなければならない。

これを要するに物資動員計畫の實施は一に强力なる戰時意識とこれに基づく官民の協力とにまつのである、國民は時局に處する不屈の決意を固め政府と一體となつて國運隆昌の基礎を確立することに邁進せられんことを切望してやまない。

✓十五、昭和十六年度資金統制計畫

閣議決定（昭和十六年九月十六日）

企畫院總裁談

昭和十六年度の資金統制計畫に就ては、曩に第一四半期實施計畫を設定し之を遂行し來つたのであるが、豫て企畫院に於て關係各廳と銳意協議立案中であつた年間計畫に關しては、本日の閣議に付議せられ決定を見るに至つた次第である。

本計畫は支那事變の完遂並に緊迫せる國際情勢に對處する日滿支を通ずる戰時態勢の急速なる整備強化を目途とし、國家資金の計畫的蓄積並に配分を策定し、資金の最高效率の發揮を圖り、以て國家の綜合的諸計畫の達成を期せんとするものである、而して之が策定に當つては

一、供給資金は凡て蓄積資金を以て賄ふこと

二、資金の配分に關しては豫算、物資動員計畫、生産擴充計畫等の諸計畫に照應せしめ、各供給資金につき綜合的調和を保持せしめること

三、諸般の情勢變化に卽應して資金需給の適合を圖る爲め調整準備金を設けて計畫に彈力性を有せしめること

を基本方針とした。

供給資金は公債所要資金、事業所要資金及び對滿支供給資金を包含するが、就中最も重點を置かれてゐるのは公債所要資金である、之に關しては戰時態勢の急速なる整備強化を圖るために緊急缺くべからざる政府の施策實行に遺憾なからしめると共に、他面國債の消化力をも考慮して計畫額を畫定したのであるが、之が達成の成否は國家經濟の運行に至大の影響を有するものであるから各金融機關、國民貯蓄組合並に國民各位の强力且積極的なる努力に依り之が完遂を期さねばならない。事業所要資金は現下の諸情勢に鑑み事業資金に對する統制を一段と强化し之を計畫的に實施すると共に資金の效率的運用を確保する爲、高能率工場又は事業場に生産を集中するやうに資金統制の强化を企圖してゐる。一方事業資金の調達に就ては、極力自己資金に依らしめ、外部資金に依る場合は共同融資制或は共同投資制を積極的に活用せしめる方針である、尙產業統制會と金融組織との連絡方法を確立して事業金融の圓滑なる遂行を期してゐる。

對滿支供給資金は日滿、日支及び滿支の國際收支計畫との關聯の下に之を計畫したのであるが現地資金の蓄積を增强して之が統制活用を促進せしめ以て現地の財政金融政策を本邦と有機的に運營せしめることをも企圖してゐる。

右に述べた供給資金は全額之を蓄積に依らねばならぬのであるが、この資金蓄積額達成の如何は各種の供給資金の調達に甚大なる影響を及ぼし、延いてはこの緊急事態を突破せんとする我諸政策の完遂を左右するものであるから、朝野を擧げて之が目的貫徹に萬全の努力を拂はねばならない。特に消費規正の徹底、貯蓄組合の活用、社會保險制度の擴充等に依り、貯蓄增强並に購買力吸收に資すると共に、一方貯蓄奬勵運動と生活合理化運動を有機的に結合連繫せしめて國民生活の一大刷新を期せねばならぬと信ずる次第である。

✓ 十六、昭和十六年度日滿支貿易計畫

閣議決定（昭和十六年九月十六日）

企畫院總裁談

昭和十六年度の對滿支輸出入計畫は、先般來企畫院に於て關係各廳と協議立案中の處、本日の閣議に付議せられ決定を見るに至つた。

本計畫は本年度に於ける本邦と滿洲及び支那との輸出入額を概定したものであるが、別途決定の本年度の物資動員計畫及び資金統制計畫と照應して設定したもので、此等三者の關係は表裏一體的連繫に在るのである。

設定の方針は、日滿支相互間の物資の圓滑なる交流を確保して有無相通じ、眞に東亞自給圈經濟の健全にして强靱なる發展を期するに在るが、此等各地域相互間の國際收支の均衡を保持し圓系通貨の價値の安定を圖ることは勿論である。國際情勢の激變に卽應し、日滿支を眞に打つて一丸とする經濟力を、最高度に發揮することは戰時體制を整備

強化する上の必然的要請である。從つて、本計畫の重點も亦

一、先づ本邦より供給する物資の數量は日滿支綜合戰時經濟力の彈力性を考慮しつゝ可及的多量の物資を供給する事

二、滿洲及び支那より供給を受くる物資の數量は自給體制を強化する爲め日滿支一體的見地に基き滿支の生產性の發揮によりその最大限を以てすること

の二點に集中したのである。斯くして對滿支輸出計畫額は、所要原材料の手當難等の困難を克服して重點的に策定した結果事變以來對滿支貿易上の最も多額の輸出を見たる昨年度の輸出實績と略々同程度を計上し得、又對滿支輸入計畫額は滿洲よりの輸入において僅少の減退を豫定するも、支那よりの期待が、昨年度實績を遙かに凌駕し、總體において輸入增となり、戰時經濟力に寄與する處大なるものが在ると確認し得るのである。

本計畫の完遂は日滿支自給經濟の確立上絕對的必要事であるから輸送力の活用、輸出入機構の整備等諸般の措置を講じその遂行の萬全を期せねばならぬ事は勿論であるが、殊に滿支の經濟に關與する民間の各位におかれては其意義の重大なるに鑑み極力政府の施策に協力せられんことを切望する次第である。

✓ 十七、昭和十六年度交通動員實施計畫

企畫院總裁談

閣議決定（昭和十六年九月五日）

本日の閣議で決定を見た昭和十六年度交通動員實施計畫は物資動員計畫その他國家總動員諸計畫と關聯して本年度の交通動員實施の基準となるべき事項を定めたのであるが、最近の國際情勢の推移に鑑み、時局の要請に卽應して必要なる運輸通信能力を確保することを目的として交通の戰時態勢を强化するやう配意した。

しかして本計畫において最も重點を置いたのは所謂重要物資の輸送確保の點であるが、特に物資動員計畫の遂行に緊密な關聯をもつ海上輸送については船舶國家管理の實施に伴つてその成果を擧げ得るやう諸般の方策を講じ、もつて重要物資の輸送確保に萬全を期した。

これを要するに交通動員の實施に當つては、交通施設を國防目的に從つて重點的に活用し、最高度の機能發揮を期すると共にその半面において徹底した交通の規正が必要となるのである。

從つて一部の足や耳の不便を生ずるのはやむを得ない、多少の不便は國家のため甘んじてこれを忍び本計畫の實効を擧げるため官民一致して戰時下交通の使命達成に邁進するやう國民全般の協力を切望してやまない。

✓ 十八、昭和十六年度電力動員計畫

企畫院總裁談

閣議決定（昭和十六年九月九日）

本日の閣議で決定した昭和十六年度電力動員計畫は生產擴充計畫、その他の國家總動員諸計畫の一環として本年度における電力の需給計畫を設定しこれが實施に必要なる措置の大綱を定めたものである。本計畫の設定に當つては軍需生產動力その他重要產業部門に對する電力の供給を確保し、且國民生活の最低限度の確保に必要なる需要を遺憾なからしむるやう配意すると共に最近の國際情勢推移に卽應せる戰時電力動員態勢の整備に重點を置けることは他の總動員諸計畫と同樣である。

一、電力の供給確保に就て　本年度における供給力は內外地を通じ昨年に比し相當の增加を豫想してゐるが本計畫に豫定せる供給力の確保は諸計畫遂行上の絕對的要請であつて之が爲には既設電力設備の高度の能率化竝に其の活用

を圖るは勿論特に發電用炭の量的竝質的確保に對して各般の方策を講じ供給力の確保に萬全を期する積りである。

二、電力の配給消費に就て　本年度の電力需要量は昨年に比し內外地を通じ相當の增加を示し特に軍需其の他重要産業部門に於て顯著である。電力の配給に當つては國防目的遂行上緊急不可缺のものに限つて嚴選配給しその他の需要は極力これを壓縮する方針である、從つて緊急部面の供給を確保するためには徹底せる消費の規正を行ふこととなるが電力の消費者またこれが合理的使用に努め依て以て國家目的の遂行に應ずる電力需給の圓滑化に協力せられんことを望む。

十九、緊急食料對策

閣議決定（昭和十六年九月二十六日）

政府は長期戰態勢下における食糧の供給確保につき、すでに米穀の國家管理、米麥等の增産施設、消費規正、外米輸入、主要食糧の配給統制等の施策を實施するとともに、米價に對し調整を加ふる等萬全の措置を講じ來つたのであるが、現下の食糧事情に鑑み、戰時態勢下における食糧を確保し常に戰線および銃後における國民の食糧に不安なからしめ、もつて國民生活の安定を保持するため各般の檢討を重ね成案を得、本日の閣議において緊急食糧對策を決定するに至つた。今次食糧對策は

（一）戰時食糧の重要性に鑑み、單に當面せる食糧需給の不均衡に對處する應急方策たるに止らず、同時に將來の需要にも備へて、相當量の貯藏保有をなすことを企圖したること

（二）綜合食糧確保の見地より、米麥等澱粉含有の重要農産物のほか、蛋白および脂肪の給源確保に關する需給對策を考慮したること

（三）緊迫せる國際情勢下において、特に主要都市等における需要にあつるため、必要なる對策を考慮したること

と

等に重點をおいて計畫されたのであつて、その內容は概ねつぎのごとくである。

第一、主要食糧需給對策

一、增産對策　桑、薄荷、煙草、茶等の作物の作付轉換を圖るのほか、水田等の裏作奬勵および空閉地の利用により麥類、蔓等の增産を圖ること、作付の轉換ならびに水田等の裏作奬勵は臨時農地等管理令の積極的發動によるのほか、農業團體の協力にまつものとし、これが實施を容易ならしむるため、肥料の重點的割當配給を强化し、相當額の助成金を交付すること

二、消費規正

イ、酒および醬油の製造につき原料米麥の使用を節減し、極力その代用化を圖ること

ロ、小麥粉中に一定量の甘藷、馬鈴薯澱粉を混入使用せしむること

三、前記諸對策を實施するとともに、來米穀年度においても相當量の外米輸入の措置を講ずること

四、外地における米穀管理の强化を圖り、內外地食糧需給計畫の適切なる遂行を期するため、速に必要なる措置を講ずること

第二、蛋白及び脂肪給源需給對策

蛋白及び脂肪給源たる水産物及び畜産物の供給確保を圖るため、水産對策として水産企業の整備、强化を圖るとともに、代用燃料の使用奬勵、動力漁船の帆船化、石油および代用燃料の重點配給ならびに大量漁獲物の食用化率の增

大、內水漁業および淺海養殖による計畫的增産を圖り、かつ大豆その他の蛋白および油脂原料の輸入を確保すること

第三、非常用食糧貯藏對策

戰時態勢下の主要都市等における國民食糧の供給を確保するため、日常食糧主要物資につき相當量の集積貯藏をなすこと

これを要するに、本年の稻作は天候不順のため、必ずしも滿足ならざる情勢にあるのみならず、ますます戰時彈發力を强化するため各種の特別施設を講ずるの必要あるをもつて、國民各位は食糧問題の重大性に鑑み、農村都市を通じ、增産に消費に、食糧確保に關しあらゆる力を傾注せられ、積極的に政府の對策に協力の誠を致されんことを切望する次第である。

二十、我が國の食糧事情と緊急食糧對策

企畫院、農林省（昭和十六年十月二十二日週報記載）

今次事變が發生してからの我が國の食糧事情は、僅か數年前まで米穀の生産過剩に苦しんだ經驗を持つてゐたため當初は比較的に樂觀視されて來ましたが、一昨年、西日本と朝鮮中南部に發生した一大旱害を轉機として、我が國における米麥その他の食糧の需給不均衡が漸く顯著となり、食糧の問題に今や國を擧げて深い關心が拂はれるやうになりました。

戰爭が長期化するに從つて、農業生産力が減退するのは東西古今を通じて變らない現象ですが、總力戰の形態をとる近代戰では、銃後國民生活の安固を期するため必要數量の食糧の供給を確保することが、勝利を得るために絶對に必要な要件です。そこで、政府は今日まで既に米穀の國家管理、米麥等の增産、消費規正、主要食糧の配給統制、外米の輸入等を實施すると共に、米價に調整を加へる等、萬全の措置を講じて來ました。しかし現下の我が國の食糧事情を見ると、米穀の生産數量は

	昭和十六年第一回豫想收穫高	前五ヶ年平均實收高
內地	五九、一三四千石	六五、八七三千石
朝鮮	二四、二一一	二一、二四六
臺灣	九、三一五	九、〇七六
計	九二、六六〇	九六、一九五

備考　臺灣の昭和十六年度豫想收穫高は、最近五ヶ年における最高最低を除いた平均生産高に基づいて推定したものである。

この表の通り、本年度の豫想收穫高は九千二百六十六萬石と推定され、昨年に比べて二百十二萬三千石の增加を示してゐますが、前五ヶ年平均實收高に比べますと、三百五十三萬五千石の減少となつてゐます。

また、麥類の收穫高も

	昭和十五年實收高	前五ヶ年平均實收高
內地	二六、八七九	二三、五七七
朝鮮	一二、四〇三	一二、四二五
臺灣	四一	二三
樺太	二三	二二
計	三九、三四六	三六、〇四七

この表で見る通り、本年の豫想收穫高は、前五ヶ年平均實收高に比し八十九萬七千石の增加を示しましたが、前年

	昭和十五年實收高	前五ヶ年平均實收高
內地	六〇、八七四千石	六五、八七三千石
朝鮮	二一、五二七	二一、二四六
臺灣	八、一三六	九、〇七六
計	九〇、五三七	九六、一九五

の實收高に比べますと、二百四十萬二千石の減少となり、內外地ともに熱心に食糧增産に努力したにもかゝはらず、本年は不幸にも內地に冷害、水害等の自然災害が發生した關係もあつて、現在のところでは依然業觀を許さない實情にあるといへます。

一方、緊迫した國際情勢は、現下の食糧事情を更に困難なものにしてゐます。まづ第一に、資金の凍結や船腹の不足等のため、外米、外麥その他の食糧農產物の輸入が非常に困難となつて來てゐますが、今後は更に一層その困難が增加することを豫期しなくてはなりません。

次ぎに、石油の消費規正の强化による漁獲物の減少、飼料の輸入難による獸禽肉類の供給減、滿洲大豆の出荷減退等によつて、蛋白と脂肪の供給減少が漸く甚だしくなつて來ました。更に、一朝非常の際における緊急狀態に備へ、主要都市等の食糧の供給確保に萬全の用意を怠つてはなりません。

このやうな現下の食糧事情に鑑み、戰時態勢下における必要限度の食糧の供給を確保し、常に戰線と銃後における國民の食糧に不安なからしめ、國民生活の安定を保持するためには、從來とつて來た方策以上に更に飛躍した對策の樹立を必要とするに至りました。そこで、政府はいろ〳〵と檢討を重ねた結果、九月二十六日の閣議において緊急食糧對策を決定し、これに基づく內地の作付統制施設費二千四百五十五萬千二百九十一圓の第二豫備金支出を、去る十月十日に決定しました。

今度の食糧對策は

(一) 戰時食糧の重要性に鑑み、單に當面せる食糧需給の不均衡に對處する緊急方策たるに止らず、同時に將來の需要にも備へて相當量の貯藏保有をなすことを企圖したこと

(二) 綜合食糧確保の見地から、米麥等澱粉含有の重要食糧農產物のほか、蛋白及び脂肪の給源確保に關する需給對策を考慮したこと

(三) 緊迫せる國際情勢下において主要都市等における需要に充つるため必要な對策を考慮したこと

等に重點をおいて計畫されたのであつて、その內容は大體つぎの通りです。

第一、主要食糧關給對策

一、增產對策

今度の對策の主要內容の第一は、臨時農地等管理令を積極的に發動して桑園の一大整理を中心とし、薄荷、煙草、茶等の作物を主要食糧作物に轉換させ、裏作面積の增加と相俟つて麥類、薯類等を急速に確實に相當大量に增產し、これによる增加分と消費規正の强化による節減量とで需給の均衡を圖ると共に、將來の需要に備へて貯藏保有することにし、戰時食糧政策の理想とする貯藏計畫の實現を企圖した點です。

食糧增產の方法としては、從來から耕地の擴張改良、耕種法の改善及び病虫害の驅除豫防等の方法が採られて來ましたが、耕地の擴張には勞力資材の制限がある上に相當の年月を經なければその成果を見難い難點があり、耕種法の改善にも現狀では一定の限界があります。ところが作付轉換と裏作奬勵の方法は、新たに耕地をつくる必要もなく、勞力と肥料も從來使用してゐる範圍內で賄ふことができます。從つて急速に實施し、確實に大量を確保できる增產の方法としては、作付の轉換と裏作の奬勵とが殘された二つの大きな途です。

たゞ桑園の整理等の作付轉換の實施については、被整理作物の數量減退に伴ふ多少の困難が豫想されましたが、資金凍結による貿易農產物の輸出杜絕によつて、その實施が容易となり、作付の轉換を斷行するに至つたのであります。

かくて作付轉換と裏作奬勵とを通じて、新たに食糧生産のため内地において約二十五萬町歩の面積を確保し、昭和十七米穀年度において麥類六百餘萬石、馬鈴薯三千三百餘萬貫並びに蔬菜類二千餘萬貫等の増産を期することになりました。

なほ、この作付統制については、國家總動員法に基づく臨時農地等管理令第十條第一項による農地作付統制規則が公布され、作付轉換の奬勵金として、桑園（反當）二十圓、茶園（同）二十圓、果樹園（同）三十圓、麥種子購入助成金として購入費の三分の二が交付されることになりました。

二、消費規正

次ぎに消費規正の方法としては、酒造米の制限強化を中心とし、醬油製造用の小麥を相當量節減すると共に、小麥粉に對しては約一割程度の甘藷と馬鈴薯の澱粉を混入使用させることになりました。

酒造米は一昨年に約半額の節減を見ましたが、今回更に五十萬石を規正することにし、來酒造年度における酒造米は、清酒その他を合して約百七十二萬五千石となりました。但しこの不足數量に對しては薯類等による合成酒を製造させ、酒類製造の總額は減らさない方針を採りました。なほ、醬油の代用としてはアミノ酸醬油の製造によつて、これを補填させる豫定です。

また、米麥等の一般消費者に對する配給割當量には、なほ適正合理化を圖るべき餘地があると認められますので、極力消費の規正に努めると共に、主要工場、鑛山の勞働者等に對する重點的な配給を考慮する豫定です。

三、外米等の輸入確保

前記諸對策の實施によつて、極力主要食糧の需給の調整に努める一方、戰時態勢下における食糧の安固を圖るために來米穀年度にも相當量の外米を輸入することにし、なほ滿洲等からの雜穀の輸入確保にも努めることになりました。

四、外地における米穀管理の强化と內外地米穀需給計畫の確立

次ぎに內外地を一貫した食糧行政の確立を期するため、外地における米穀管理の强化を圖ると共に、內外地を通ずる食糧需給計畫の適切な遂行を期することになり、目下その具體案を考究中です。

第二、蛋白及び脂肪給源需給對策

一、水產對策

石油の消費規正は、わが國の水產業に深刻な影響を及ぼしてゐます。勿論、貿易の杜絶に伴ふ漁業の轉換によつて、國內食糧用の魚介類は、或る程度は補填できる筈ですが、その絶對量の低下は蔽ふべくもないことで、主要都市における配給の不圓滑と共に水產業に對する根本對策の樹立が要求されてゐます。

今度の緊急食糧對策では、水產對策として、取敢へず第二豫備金等から三百四十四萬千七百圓を支出し

（一）木炭ガス等の代用燃料の利用と動力漁船の帆船化

（二）水產企業の整理統合、石油及び代用燃料の重點的配給による大量漁獲物の生產確保とその食用化率の增大

（三）內水漁業及び淺海養殖による計畫的增產

を圖ることになりました。

二、輸移入對策

蛋白及び脂肪給源の輸移入對策としては、獸禽肉類、鷄卵、大豆、落花生等を滿洲と支那から輸入し、また、朝鮮

大豆の內地移入を確保することになりました。

第三、非常用食糧貯藏對策

第三に、防空對策の一環として、戰時下における主要都市等における國民食糧の供給を確保するため、重要食糧物資を集積貯藏することになりました。その非常用貯藏食糧物資は、米穀、乾麵麭、乾麵、罐詰等で、これを六大都市、關門地方その他の主要都市に貯藏する計畫で、すでに前號（十月十五日）で紹介した通りです。なほ、南洋群島及び樺太等、海上輸送の危險が豫想される地域についても、これに準ずる措置を講ずることになつてゐます。

以上は緊急食糧對策の概要で、その具體的內容は、農林省（外地に在つてはそれ〴〵關係當局）で今後漸次實施に移してゆく豫定です。かくて食糧對策は、今度の緊急對策の決定により、貯藏計畫の實現にまで躍進し、綜合食糧計畫の樹立と非常用食糧の集積貯藏にまで發展するに至りました。

すなはち、今後の緊迫した情勢に備へて、食糧だけは何とかして自給自足できるやうに心掛け、年々食糧の辻褄を合せて行くばかりでなく、更に一步進んで相當多量の食糧を貯藏して備へを完全にせねばならないのです。

事變第五年を經過して、なほこの餘裕を以て、今後の對策を樹立することの出來ることは、歐洲の交戰國等に比較すれば、幸福といはねばなりませんが、この對策を實施するに當つては、官民一致し、生產者も、配給業者も、消費者も、擧げて力を合せてやつてゆかねばなりません。

從つて、國民各位は戰時下における食糧問題の重大性に鑑み、農村と都市とを問はず、增產に、消費規正に、食糧確保のため積極的に政府の對策に協力の誠を致され、現下の難局打開に邁進せられんことを切望してやみません。

二十一、緊急食糧對策緊急具體的施設

農林大臣談　農林省發表（昭和十六年十月十日）

政府はさきに現下の食糧事情ならびに緊迫せる國際情勢にかんがみ、食糧の確保を圖るため緊急食糧對策として米麥などの主要食糧に關する增產および消費規正の諸對策、蛋白脂肪給源に關する供給確保對策さらに非常用食糧貯藏對策を決定したのであるが、その中主要食糧需給對策としては本日の閣議に於て作付統制施設費として二千四百五十五萬餘圓の支出の決定を見たので、可及的速かにこれが實施を期する次第である。

その主なる內容はまづ第一に桑園、茶園、果樹園を通じ十萬二千町步を整理する外薄荷、煙草、花卉などの不急作物の作付を規正し、これが後作として麥類、諸類などの主要食糧作物に轉換せしめることゝした。なほ增產のためにはさらに十三萬六千餘町步の水田などの裏作の奬勵により麥類の增產をなし、來米穀年產において六百萬石程度の麥類の增收をはかる豫定である。次に蛋白および脂肪給源需給對策の一部として食糧水產物については勞力資材の不足ことに漁業燃料の强度なる消費規正の下に漁獲物の確保をはかるためには、先づ代用燃料の利用ならびに小型動力漁船の帆船化に必要なる裝置をなさしむるの他、內水漁業および淺海養殖による計畫的增產などをはかるため先般第二豫備金などにより三百四十四萬餘圓を支出したのである。

次に非常用の食糧貯藏用についてであるが、空襲などの非常緊急の際において防空重要都市における食糧の供給を確保しおくことの喫緊なることは今更贅言を要しないところであり、かゝる意味において既に米、乾パン、乾麵、罐詰など主要食糧品につき東京、大阪をはじめとし防空重要都市における相當數量の分散貯藏を完了し、さらに各般の

食糧品の分散貯藏の準備を進めつゝある、なほ爾餘の諸施設についても可及的速かに實施にうつし、戰時下食糧の確保に萬全を期する考へである。

緊急具體的施設

第一、米穀等主要食糧需給對策

一、增產對策に付ては昭和十七米穀年度に關するものとして

イ、麥の增產については既定計畫に基く休閑地の利用等裏作による增加面積一三六、六〇〇町歩其增產數量は既栽培地の反當收量增加に依るものを合せて四、七二四、〇〇〇石の外今回桑園、茶園等の整理ならびに薄荷、煙草等不急作物の作付轉換に依り作付面積一〇四、一九八町歩、生產高一、三〇〇、〇〇〇石を增加しこれにより本年度麥生產高より合計六百萬石餘の增產を爲す

ロ、馬鈴薯等の增產に付ては薄荷、花卉、茶の臺刈等の整理轉換により馬鈴薯三千三百萬貫、蔬菜二千四十五萬貫の生產の增加を爲す

以上のため桑園一〇〇、〇〇〇町歩、茶園果樹園各一千町歩の整理、跡地作付に要する麥種子の購入、移動勞働による勞力補給等に對する助成に要する經費二四、五五一、二九一圓を今回第二豫備金より支出することとなしたり

二、消費規正に付ては

イ、來酒造年度における酒造米は五十萬石節減し節減量は合成酒を以て充當補塡することに決定せり

ロ、來醬油年度における營業用醬油製造用小麥の規正に付ては目下關係官廳間において折衝中なり

ハ、小麥粉中に一定量の澱粉混入使用に付ては一割程度混入せしむ

ニ、米麥等の一般消費規正の强化およびその適正化については目下考究中なり

第二、蛋白および脂肪の給源需給對策

一、水產對策に付ては

イ、代用燃料の利用、動力漁船の帆船化、內水產漁業および淺海養殖により計畫的增產を圖るため先般第二豫備金等により三、四四一、七〇〇圓を支出せり

ロ、水產企業の整理統合に付ては目下立案中なり

二、輸移入對策に付ては

イ、鵝卵十萬箱を支那より輸入す

ロ、滿洲大豆及朝鮮大豆の輸移入については交涉中なり

ハ、落花生、胡麻、菜種等の油脂原料の輸入については一部實行中なり

第三、非常用食糧貯藏對策

米穀については東京、大阪等防空重要都市において相當數量の分散貯藏を既に完了しなほ分散貯藏のために大都市に政府倉庫を建設することに決定し目下實行中なり

乾パン、乾麵については政府において買上貯藏實行中なり

罐詰に付ては第一次計畫として主要都市に相當數量の分散貯藏を完了し引續き第二次、第三次計畫を實施中なり

116301

二十二、勞務緊急對策に關する要綱

企畫院總裁談

現下の緊迫せる時局に對處する勞務緊急對策の要點は、刻下の勞務需給の狀況に鑑み、この際國民勤勞報國精神を昂揚し、速かに勤勞總動員態勢を整備强化するにある。よつて本日の閣議において左記事項に關し政府の方針を決定し、これに基き急速に具體的措置を講ずることとした。戰時體制下の國家は、國民中一人の不勞者、有閑者、無職者なきことを要請する。一億國民は宜しく勤勞の國家的重要性を認識し、勤勞報國の誠を致されんことを望む。

一、勤勞報國精神の昂揚
一、勞務配置の調整
一、職業轉換の促進
一、國民登錄制度の擴充
一、勞務管理の刷新强化
一、勤勞奉仕の組織化
一、勞務者住宅の充足
一、民間團體の協力

厚生次官談

厚生省においては本日の閣議決定の方針に基き急速に勤勞總動員態勢を整備强化せんとす。

第一に、右各項の方針を具體化するため國家總動員法に基く勅令を制定し、近く國家總動員審議會に附議せんとす
第二に、勞務緊急對策を綜合的に運營し且强力にこれを推進するため中央、地方における勞務行政機構を整備强化し、特に職業指導所の整備擴充を圖る、又行政機構の整備に卽應して職場秩序の確立を目標とする勤勞組織の整備と勤勞能率增進、生産向上を目標とする重要工場、事業場における勞務管理の刷新强化のための特別措置を急速に實施せんことを期す
尙右實施に當りては大日本産業報國會の活動並に大政翼贊會の協力を推進して官民一致、一億臣民が勤勞報國の誠を致さんことを期す。

二十三、臨戰態勢下に於ける勞務動員

企畫院、厚生省（昭和十六年九月二十四日週報記載）

一、臨戰態勢と勞務動員

（一）勞務動員の發展

現下の緊迫した臨戰態勢下においては、高度國防國家の急速の實現こそ最も焦眉の急を要するものといはなければならない。そのためには國力の充實の基盤ともいふべき國家生産力の飛躍的擴充こそ時局下極めて緊要なものとなるのである。そしてこの生産力の擴充については、その根幹となるものは結局「人」である。

いふまでもなく、戰時下においては「人」は、一方において他方においては、勞力としてこれまた重大な使命を帶びるのである。かくして、戰時下においては、兵員動員と相並

んで勞務動員が勝敗の鍵として非常な意義を有することになる。

わが國においては事變發生以來、或ひは職業紹介法を全面的に改正強化し、勞務動員の第一線機關として國民職業指導所を強化して、勞務需給の調整に當らせることにし、或ひは國家總動員法に基づいて、技術者の配置、勞務者の移動防止、勞務配置の適正化、徴用制の實施、技能者の養成、從業條件の合理化等、勞務の全般に亘つて强力な統制を行ひ、殊に最近には國民勞務手帳法を施行して從業の適正化に努める等、各般に亘つて非常な努力を續けて來たのである。

特に昭和十四年以降は毎年勞務動員計畫を設定し、他の物資動員計畫、生産力擴充計畫、貿易計畫、資金計畫等の國家總動員諸計畫と緊密な關聯を保持しつゝ、時局産業における勞務の確保につき、計畫性と合理性とを付與するとに苦心して來たのである。

(二) 新事態の展開

しかるに、最近における內外の情勢は、到底從來の程度では十分な勞務動員の目的を達成することができなくなり、必然的にこの勞務動員の擴大强化を必要とすることになつたのである。

このことは、去る八月二十九日の閣議で決定された勞務緊急對策において明白に示されたところである。すなはち、その對策によれば「現下の緊迫せる時局に對處する勞務緊急對策の要點は、刻下の勞務需給の狀況に鑑み、この際國民の勤勞報國精神を昂揚し、速かに勤勞總動員態勢を整備强化するにある」とし、特に七つの事項につき政府の方針を決定したのである。すなはち

勤勞報國精神の昂揚、勞務配置の調整、職業轉換の促進、國民登錄制度の擴充、勞務管理の刷新强化、勤勞奉仕の

組織化、勞務者住宅の充足、民間團體の協力

がそれである。

そして、この閣議決定の際、特に「戰時體制下の國家は、國民中一人の不勞者、有閑者、無職者なきことを要請する。一億國民は宜しく勤勞の國家的重要性を認識し、勤勞報國の誠を致されんことを望む」ものとされたのである。

さらに九月十二日には昭和十六年度勞務動員實施計畫要綱が閣議で決定された。本年度勞務動員計畫においては、國際情勢の推移に卽應して、軍需の充足並びに生産の增强を期するためには、勞務動員の規模、程度を一層强化擴大する必要あることを認め、從來の勞務動員計畫に比し、著るしく大規模の需給計畫を設定することになつたのである。そして、本年度計畫設定に當つては特に次ぎの四點に重點を置いたのである。その一は、軍需産業、生産力擴充計畫産業、運輸通信業及び國防土木建築業に必要な要員の充足を圖ることであり、その二は、重要工業事業場への勞務の重點的配置を行ふこと、その三は、勞務給源確保のため國民勤勞總動員態勢を確立すること、その四は、女子の勤勞動員を擴充强化した點である。

この四點の實現のためには、急速に法制の整備、行政機構の擴充を圖り、殊に商工從業者の職業轉換の如きも官民一體となつてその促進を圖る必要があり、「現在の時局下においては、自己の自由に選擇した職業にいそしむことのみが眞の職域奉公ではなく、國家の必要とする職場に就き、その特質を發揮し、全能力を擧げることが國家總力發揮に絶對必要である」とされたのである。

(三) 勞務動員の臨戰態勢

かやうに、現下の勞務動員は著るしく臨戰態勢の色彩を濃くすることになつたのであるが、臨戰態勢下の勞務動員

は要約して、次ぎの三點がその根本理念となるものといへよう。

第一に、現下の情勢は、必然的に勞務動員をさらに擴大し、今やそれは國民動員といふ態勢に向つて强化されなければならないことになつた。

單に國民の一部である勞務者の問題ではなくて、國民の全部が勤勞に參加することを要請されることになつたのである。しかも、勤勞は單に私人の利益のためにのみ行ふものではない。あたかも企業家がその創意と責任とにおいて眞に國家目的に卽應した生産に當り、最小の資金・資材・勞力をもつて最大の生産を擧げることに專念することがその本義であると同樣に、國民もまた、その智能と勞働力とを捧げて國家生産の確保增强に精進することをその本旨とすべきである。かくして、國民皆勤勞態勢の確立が、單なる精神運動ではなくて、現實の問題として登場することになるのである。

第二に、國民動員の臨戰態勢は、當然重點主義的の勞務配置を不可避のものとするといふことである。重點主義といふことは、地域的に、産業的に、能率的に、いろ〳〵の意味で從來から考へられて來たのであるが、現下の勞務拂底の實情の下においては、重點主義的の勞務配置はいよ〳〵徹底的に行はれざるを得ないことになる。

すなはち、時局下において最も緊要な方面に對しては、あらゆる强力な方途をもつて所要勞務の充足を圖らなければならないし、それと同時に、不急不要の産業とか低能率の事業に對しては、勞務の使用を極力抑制すべきで、これに伴つて不急部門から緊急部門への職業轉換が國民動員の見地からも促進されなければならないことになるのである。

第三には、勞働生産性の向上といふことが大切となる。單に一個人の勞働効率を上げるといふだけではなく、國家産業における國民全體としての勞働生産性の向上といふことが非常に大切となるのである。いひかへれば、限られた人的資源をもつて最大の勞働生産を擧げることが肝要なのである。かくして勞務者の移動を防止して、國民學校修了者や青壯年勞務者の如き生産力の最も旺盛なものは、出來る限り時局下喫緊の部面に配置することに努め、また婦人勞務者をもつて足りる部門に對しては男子勞務者の使用を抑制する必要がある。特に技術者の養成と配置は最も考慮すべき點である。同時に、工場事業場內における作業工程の合理化、職場組織の整備、從業條件の適正化、勞務管理の刷新といつた事項は、勞働生産性の向上には缺くことのできない點である。

以上述べた三點は、臨戰態勢下における勞務動員の强化のためには是非とも實現しなければならないことがらである。

二、勞務動員計畫の編成方針

(一) 一般方針

昭和十六年度の勞務動員計畫は他の總動員計畫と同樣に數字的計畫を中心として作成した。これまでは、計畫を實施するために必要な諸對策、すなはち勞務に關する各種の制度の創設改正や機構の整備擴充の問題とか、その他の行政的措置の重要な事項を方針として列擧したが、本年度の計畫では、すでに時局下における勞務緊急對策が決定してゐるので、これを掲げないことにした。しかし、この計畫の實施を確保するためには、勞務緊急對策要綱に基づいて急速に具體的措置やその他いろ〳〵の施策を講ずる必要があることはいふまでもない。

勞務の需給計畫については、現下の逼迫した勞務事情に鑑み一般勞務者には、常時要員と臨時要員とに區分してそれ〳〵需給計畫を設定した。こゝで常時要員とは、これまでの勞務動員における需給の計畫と同意義のもので、臨時

要員とは、短期のものや季節的のものを指すのであつて、後者を勞務動員計畫の中に組み入れたのは、從來はこのやうな勞務需要はないわけではなかつたが、國內勞務需給の全般から見て計畫として定めておかなくても、實際上大した支障はなかつたのであるが、今日の勞務需給の實情から見ると、常時要員の需給計畫において、すでに勞務給源を各方面に亘つて漁り盡くしてゐるので、臨時勞務の需要を充足すべき浮動勞務者または日傭專門の勞務者の餘剩は殆んど殘らないことになる。從つて、臨時要員の需給を放任して置く場合には、豫想できる臨時的の作業が圓滑に運ばないだけでなく、勞務の奪ひ合ひとなつて國家的に見て勞務配置の適正が期せられないことになる。

また他面、常時的に他の產業へ活用できる勞務ではないが、重要產業に從事してゐる者以外の一般國民層にも勞務活用の合理化を圖るならば、多少の餘剩が出せるだけでなく、國民勤勞總動員の意味で重要產業に協力して貰ふ必要もある。また學生生徒なども、このやうな國家の重大時の際であるから、これを動員することも出來るのである。このやうな見地から、情勢の變化に對應して勞務需給の圓滑を期するため、臨時要員の需給計畫を設定することにしたのである。

次ぎにさきに述べた勞務の重點的配置の點であるが、もとより勞務動員計畫自體が全勞務の需給や配置計畫を定めるのではない。國家が重要と認める產業を、年々の必要から具體的に定めてその產業に要する勞務者の需給計畫を設定するのであるから、或る意味では勞務動員計畫そのものが、すでに重點配置をなすものともいへるわけであるが、本年度の勞務需給が逼迫してゐるので、給源等にも相當の無理がある。從つて供出ができるとしても、時期と供出數の問題があるので、供出する勞務者は、この計畫に定めた產業の中でも、まづ緊要度の高い產業の要員を充足し、漸次他の產業に及ぼすといつた方法をとる必要がある。これを具體的にいへば、工場事業場の重要なものの一定數を選定し、その選定された重要工場事業場には、各別に年度勞務需要計畫を設定させ、これ等に對しては中央官廳で地方官廳に委せず、直接に勞務需給の的確を期すことになる。

女子はこれ迄の計畫でも相當數を計上して來たが、本年度は男子勞務者の供給源の逼迫から、勢ひ女子の動員を一段と擴充强化することにした。しかし、女子を動員する場合に特に考へなければならないことは、人口政策や健全な家庭生活の維持の問題である。人口政策は國家百年の計として皇國民族の永遠の發展を期するため、すでにこれが政策要綱は國策として決定されてゐるのであるから、その要綱の定めるところを尊重すべきは當然であるが、緊迫した國際情勢に對應する勞務緊急對策を遂行するには、その間適當な調整を圖ることはやむを得ないことと思ふ。これ等の各種事情を比較考量して女子を勞務者として動員を强化することは必要であつて、主として未婚女子を動員の對象とすることにした。年齡から見れば、滿十六歲以上二十五歲未滿であつて、それ以上は希望者を動員することにした。これ等の動員される女子を、どういふ方面に向けるかといふと、女子を男子の代替として考へる場合は自然いろいろの產業に動員されるわけであるが、特に軍需產業に多いのである。軍需產業は種類も多く、作業工程もいろ〳〵あるので、單に男子の代替としてだけでなく、むしろ女子の特質を利用してこれに適當した職場につける場合が多いからである。その他生活必需品產業等も女子の占める割合は相當多いが、本年度の勞務需給の實情から、何といつても減耗補充としては、女子を多數動員しないわけにいかない。減耗補充要員總數の四割以上は女子に俟つことにしてある。

(二) 常時要員

常時要員の需要產業としては、大別して軍需產業、生產擴充產業、同附帶產業、生活必需品產業、運輸通信業と國防土木建築業の六種類であつて、輸出產業などは、これまでは重要な計畫產業として勞務の需要も多かつたのである

が、本年度は國際情勢の變化から新規増加要員はないので省くことにした。一般土木事業にも同じやうなことがいへるが、災害復舊や災害防除、土木事業の要員は臨時要員で極力充足することにした。これ等の産業で勞務の新規需要増加數はどんなになつてゐるか、これを抽象的にいふと、生産擴充附帶産業、生活必需品産業は前年に比べて増加數は遙かに減少し、生産擴充計畫産業と運輸通信業は大體同樣であるが、軍需産業と國防土木建築業等は多大の増加を來してゐるので、全體として新規需要増加數は非常に大きい。減耗補充等要員數は、これまでと異つて純減耗のほか重要産業における應召者の補充、豫備等を計上してゐるので、これまた非常な増加となつてゐる。外地、滿洲、支那等の內地に對する新規需要數は、內容において前年と相當の變化があるが總數は同樣である。これ等を合算した常時要員の新規需要數は前年に比べて倍數に近い増加となつてゐる。

以上のやうな常時要員の多數の新規需要増加に對してどう供給するかゞ勞務動員計畫の眼目であつて、最も工夫を要する點である。殊に本年度のやうに國內勞務の需給關係がます〳〵逼迫の度を加へてくる際の計畫はなほ更である。勞務の給源としては、これまでの計畫では中小學校卒業者のほかは物資動員等の關係による離職者、勞務節減可能の勞務者、農村からの供出勞務者、農村以外の未就業者、無業者や移住半島人勞務者等を掲げ、年々の勞務の需給事情によつて各給源別の供出數の調整をとつてゐたのであるが、本年度のやうに需要が非常に多く給源の涸渇してゐる際には、このやうな特殊の給源から餘剩勞務を供出する考へ方では到底需給の均衡を得ることは困難なので、給源の種別については考へ方を一變した。すなはち國民皆勤勞の精神に基づいて、勤勞能力ある者は時局下特に國家の必要とする産業に從事して働いて貰ふといふ考へ方に立つて具體的計畫をした。從つて鑛山や重要な工場で働いてゐる者、農業を專業として食糧生産にいそしむでゐる者等は別として、その從事する産業や職種の如何を問はず、國民職業能力申告令によつて登錄を要する者（今度國民登錄の範圍を大擴張することになつてゐる）は原則として、これを勞務動員計畫の供給源として動員できることにした。尤も計畫における供出數は各産業從事者からその産業の緊要度、繁閑等に應じて適宜比率を設けて算定した。この比率は、整理を要する工業や商業（接客業者を含む）の從事者が最も高く、無業者、家事使用人や不急工業從事者これに次ぎ、交通業從事者、公務自由業從事者、その他の有業者は最も少い。このやうに、供出を要する比率は業態によつて異ふのであるが、これまでの職業の轉換を必要とする點で性質を同じくするものであつて、本年度の勞務動員計畫の給源は殆んど大部分職業轉換の圓滑な實施によつて初めて確保することが出來るものである。特に商工業從事者からの供出數は最も多く、特に愼重を期す必要があるので、各業種毎の統合整理計畫との關係を考慮し、職業轉換の進捗によつて供出の確保を圖ることにした。

（三）臨時要員

次ぎに臨時要員の需給計畫であるが、常時要員の計畫のほかに、特にこの計畫を併せ設けるに至つた理由は、現下の勞務事情に鑑みて、常時要員だけでは充せない時局下に必要な産業要員の充足に資すると共に、學生生徒や一般國民の勞力の活用を圖り、重要産業への國民協力態勢を確立しようとするにあるのであつて、臨時要員を要する産業としては、常時要員の需給に掲げる産業のほか、農業、災害復舊や防除事業、警備要員等であつて、延人數でそれ〴〵需要數を豫定計上してあるが、これに對する供給をどうするか。この計畫では學生生徒や一般國民の主として勤勞奉仕にまつことにしてあるが、この供出の方法運用等は大體國民勤勞報國隊の制度化を圖り、その運用に期待してゐる。臨時要員の延人數は勿論數千萬人に達するが、需要の多いのは國防土木建築業、軍需産業や農業で、供給量は學生生徒と一般國民とは大體類似してゐるが、女子の需給に對しては、一般國民からの供出をできるだけ少くして、學

生々徒からの充足に努めてゐる。

（四）技術者

本年度の勞務動員實施計畫では、前に述べたやうに改めて方針に從ひ、推進するのは勿論、時局の要請に基づき一段と短期養成施設の擴充に努めるほか、恒久的な養成機關の整備增設の方策についても愼重考慮が拂はれてゐる。學校卒業者使用制限令に基づく機械、電氣、應用化學、採鑛冶金等の工鑛關係學校の本年三月に卒業した者については割當の實施を了つてゐるが、來るべき卒業者の割當は目下關係廳で愼重に檢討してゐるのであつて、日滿支共榮の方針に從つて產業立地の現狀や將來、或ひは技術者配分の實情等を十分考慮の上で適正配置を期してゐる。

三、法制的對策

以上述べたやうに、戰時態勢下の勞務動員は名實共に國民動員の性格を持つに至つたのであるから、さきに述べたやうに政府では去る八月二十九日に勞務緊急對策要綱を決定し、急速にこれが具體的措置を講ずることになり、去る九月十一日の國家總動員審議會に國家總動員法に基づく五つの勅令案要綱を付議、諮問しその決定を見るに至つた。以下、各要綱について概要を說明しよう。

（一）勞務調整の强化

イ、勞務調整の强化の意義

まづ勞務調整に關する勅令案要綱から說明しよう。事變發生以來、軍需產業その他の重要な時局產業においては勞務者の需要が著しく增加したのであるが、かゝる事態に對處して政府においては昨年二月に青少年雇入制限令を制定し、また同じく十一月には、從來の從業者雇入制限令を廢止し、一段と强化したものとして從業者移動防止令を制定して勞務需給の調節に努め、時局產業における勞務要員の確保に萬全を期したのである。

しかるに、その後の勞務狀況をみると、その逼迫はいよいよ甚だしく、特に現下の緊迫した新事態に對處して國策遂行上必要とする勞務の確保を期するためには、到底今までのやうな規制の程度では十分な目的を達成することができないことになつた。こゝに、今回從來の青少年雇入制限令と從業者移動防止令とを廢止し、新たに國家總動員法第六條に基づいて勞務調整令を制定し、强力な勞務の需給調整の方途を講ずることになつたのである。

ロ、解雇退職の制限

この勅令案要綱においては、まづ第一に特に重要な工場事業場その他の場所において使用されてゐる從業者の解雇退職について制限を加へることにしてゐる。

新事態に對處する現下の重要な工場事業場等においては、多數の勞務者を必要とするのであつて、その勞務充足についてはあらゆる方法が講ぜられてゐる。しかしながら、これ等の工場事業場の從業者が自由に解雇退職し移動するやうでは生產能率の低下を來すばかりでなく、生產能力を完全に發揮するのに必要な數の從業者を保持することも困難となるのである。しかも最近における時局產業方面の工場事業場における解雇退職は極めて高率となつてゐるのであつて、かやうな狀態をそのまゝ放任しておくことは、現下の事態に鑑みて到底許すことはできないのである。勿論現在の從業者移動防止令においても一定範圍の技術者、勞務者の引拔や雇入を制限することによつて、間接に解雇退職を抑制してはゐるが、これでは不十分なので、直接にその退職を制限することにしたのである。

すなはち、この勅令案要綱によれば、厚生大臣の指定する工場事業場その他の場所において使用される從業者また

は厚生大臣の指定する従業者の解雇及び退職については、國民職業指導所長の認可を受けることを要するものとした（要綱第一）。

この工場事業場等の指定は、軍需産業、生産力擴充計畫産業等の特に重要なものについて行はれるのである。また従業者の指定は、工場事業場の従業者全部について制限する必要はないが、特に必要な職種の從業者について解雇退職を制限する必要があると認められる場合に行はれる。

ハ、雇入就職の規制

●第二に、この要綱においては從業者の雇入就職が制限されてゐる。これには有技能者と國民學校修了者と一般青壯年との三つの場合がある。

まづ有技能者について述べよう。特別の技術、技能または經驗を有する者で厚生大臣の指定するものの雇入及び就職については、國民職業指導所長の認可を受けた場合または國民職業指導所の紹介する場合に限ることになつてゐる（要綱第二）。いふまでもなく、有技能者は學校や工場で特殊の技能を學びまたは經驗した者であつて、これ等の技能者は容易にこれを得ることができない尊い人的資源であつて、現行の從業者移動防止令も、これ等の技能者については工場事業場の間における移動を抑制してゐるのである。しかしながら、現行制度においてはその移動の抑制はあらゆる場合に行はれてゐるわけではない。そこで、今回は技能者の雇入就職については全面的に制限を加へることにして、技能者の持つ技能經驗を生かすのに適當した工場事業場にできるだけ配置することにした。

なほ、右の技能者に關する制限は、年齡十四年未滿若くは六十年以上の男子または年齡十四年未滿四十年以上の女子技能者の雇入就職の場合には適用されないし（要綱第三）、さらに學校卒業者使用制限令第一條の卒業者の雇入就職の場合とか、入營、應召、應徵技能者の退營、解除に因る原職復歸の場合とか、傷痍軍人たる技能者の場合には適用されない。

次ぎは國民學校修了者に關する雇入就職の制限である。國民學校修了者は勞務給源として極めて重要な地位を占めてゐる事情にあるので、これを時局産業に配置するやうに從來から行政措置によつて全國的に統制し、國民職業指導所において計畫的配置に努めて來たのであるが、法の根據を持たないために遺憾の點があつたので、今度の要綱においては、國民學校初等科又は高等科の課程を修了（中途退學を含む）した後二年を經過しない者で且つ技能者でないものの雇入及び就職は、原則として一切國民職業指導所の紹介によるべきことになつたのである（要綱第四）。かくして、厚生省の全國的統制の下に國民職業指導所が計畫的に指導斡旋を行ひ、國民學校と緊密な聯携を保ち、兒童の資質を國家的に生かすことにしたのである。

第三の場合の一般青壯年に關しては、現行青少年雇入制限令において男子については三十年未滿のものにつき、女子については特殊の業態に限り、二十年未滿のものについて或る程度の雇入制限をして來たが、この程度では所要の人的資源の確保が出來ないので、今回年齡の適用範圍を擴張するとともに制限の方法も强化することにした。すなはち、年齡十四年以上四十年未滿の男子又は年齡十四年以上二十五年未滿の女子で、前述の技能者や國民學校修了者に該當しないものの雇入就職は三つの場合に限られることになつた。その一は、國民職業指導所の紹介による場合である。その二は指定工場、厚生大臣の指定する事業を營む場合又は厚生大臣の指定する者が、國民職業指導所の紹介によらずに雇入れるべき一般青壯年の員數その他雇入に關する事項につき國民職業指導所長の認可を受けた場合である。その三は、特定の一般青壯年の雇入就職につき同じく認可を受けた場合である（要綱第五）。なほ、一般青壯年の

雇入就職については重要農林水産業における雇入就職等の場合その他特殊の場合につき例外がある(要綱第六)。

ニ、勞務供給に關する制限

以上が本要綱における主要な點であるが、なほ本要綱中には、勞務供給業者の供給によつて從業者を使用する場合に關する制限規定がある(要綱第七)。

勞務の供給は法律上雇入就職とはいへないので、この制度によつて雇入就職が規制されることになると、脫法行爲として勞務供給を利用される虞れがあるので、必要ある場合に、その使用につき制限できることにした。なほ、この使用制限に關聯して現行勞務供給事業規則(厚生省令)も一部改正して供給業者についても規制するつもりである。

(二) 國民徴用及び國民登錄制度の擴充

イ、國民徴用令及び國民職業能力申告令改正の意義

國民徴用令及び國民職業能力申告令は、戰時下における勞務配置上極めて重要な意義をもつものである。國民職業能力申告令は、徴用の基礎として徴用の對象となるべき者を登錄するものであつて、昭和十四年一月から有技能者の登錄を行ひ、昨年十月からは青年の登錄を行つてゐる。また國民徴用令は昭和十四年七月に制定され、初めは國家が行ふ總動員業務にだけ徴用が行はれたのであるが、昨年十月の改正によつて、いはゆる管理工場で行ふ總動員業務にも徴用が認められ、また軍事上特に必要なときは、前述の申告令の要申告者以外の者も徴用ができることになつた。

かやうに二勅令は漸次適用範圍が擴大されてゐるが、最近における時局の緊迫化に伴ひ、軍備の充實はます〳〵その緊要性を加へてゐるにもかゝはらず、勞務資源は次第に涸渇してゐる實情にあるので、今回この二法令を改正し、

徴用によつて從事させる總動員業務及び國民登錄をなすべき者の範圍を擴張し、併せて被徴用者をして後顧の憂なからしめるために、その家族の扶助援護を行ふことにしたのである。

ロ、國民徴用の擴張

國民徴用令は、今回の改正勅令案要綱によつてその適用を擴大されることになつたが、その一は、從來國民職業能力申告令による要申告者に限つてこれを徴用し、軍事上特に必要ある場合には、要申告者以外の者でも徴用できることになつてゐたが、今回、「軍事上」を「國家總動員上」に改め、國家總動員上特に必要あるときは要申告者以外の者も徴用できることになり、勞務動員の完璧を期することになつたのである(要綱第一、一)。

その二は、現行制度においては、徴用は國の行ふ總動員業務及び工場事業場管理令により、政府が管理する工場事業場における總動員業務に從事させるためにだけ行ふことになつてゐるが、今回これを改め、國家總動員上特に必要ある場合には、厚生大臣の指定する工場事業場その他の施設において行ふ厚生大臣の指定する總動員業務に從事させるためにも徴用できることになつた(要綱第一、二)

ハ、被徴用者又はその家族に對する扶助

徴用は國家の强權力によつて一定の場所に就業を命ずるものであるから、被徴用者に後顧の憂ひのないやうにするには、徴用のために家族の生活に困難を來すやうな場合は、國がその生活を確保する途を講ずる必要があるので、今回の改正をみるに至つたのである。

すなはち、被徴用者が徴用され總動員業務に從事する場合、特別の事情ある場合(例へば家族と別居するために生活費が增加し、家族の生活に困難を來すやうな場合)または被徴用者が故意若くは重大な過失でなくて業務上の傷痍

を受けたり、疾病のため徴用を解除された場合、本人又は家族が生活することが困難な場合に扶助ができるのである。

さらにまた、被徴用者が徴用され、總動員業務に從事中故意又は重大な過失によらずに業務上の傷痍を受け又は疾病のため死亡した場合に遺族の生活が困難なときは、扶助をすることができるのである。扶助の程度、種類及び方法等は命令で定められる(要綱第一、三)。なほ扶助に要した費用はその全部又は一部を管理工場又は指定工場の事業主をして國庫に納入せしめることが出來ることになつてゐる(要綱第一、四)。

ニ、國民職業能力申告令の擴張

現行制度では國民の職業能力に關する事項の申告は、帝國臣民たる男子だけにさせてゐるが、最近の緊迫した情勢に鑑み、今回女子にも申告をさせることにした(要綱第二)。そしてこの改正に伴ひ、在來のいはゆる青年國民登錄、すなはち年齡十六年以上徴兵適齡未滿の男子の登錄を擴大し、大體男子は十六年以上四十年未滿の者、女子は十六年以上二十五年未滿の者につきすべて登錄を實施することになつた。たゞ男子は現に有技能者として登錄した者、國民勞務手帳の交付を受けた者、一定の學校に在學する者を除くことにし、女子は配偶者のある者、一定の學校に在學する者を除く方針である。かくして、國民登錄は殆んど全勞務資源を網羅することになつた。

(三)勤勞報國制の組織化

イ、制度實施の趣旨

時局下において國民皆働の體制を整備し、國民すべての勞務を最も有効適切に活用を圖ることは眞に緊要なことといはなければならない。すなはち、勤勞報國の氣風を一層振作し、國民の覺悟を新たにしてその勞務を現下緊要な部面に動員し、かくして國民のすべてが國家總動員に協力する態勢を整へる必要があるのである。

また度々述べるやうに、現在のわが國の勞務の需給は極めて逼迫して來てゐるのであつて、政府の各種の勞務對策だけでは到底所要勞務の確保を圖ることができない現狀となつてゐる。かやうな事態に對處し、緊要な産業部門における作業の中で比較的に熟練を要せず、しかも臨時的なものには、國民の勤勞奉仕によつてその勞力不足を補ふことは極めて適切なものといふべきである。

さらにまた從來各地において、學校その他各種團體、或ひは國民職業指導所においてそれ〳〵勤勞奉仕隊を結成して勤勞報國に邁進して來たのであるが、これ等の全國的な綜合調整を圖ることは、一段とその能率を增進させ、勞務の有効適切な活用を促進し、眞に國民全體が國家總動員に協力する所以となるのである。

以上三つの理由から、今回政府では國家總動員法第五條に基づき國民勤勞報國隊に關する勅令案要綱を定め、國民の自發的協力を促し、國民すべてが率先して總動員業務に從事し、勤勞の責務と榮譽を有するものとすることにした。

ロ、國民勤勞報國隊に參加すべき者

國民勤勞報國隊に參加すべき者は、帝國臣民たる男子は年齡十四年以上四十年未滿、女子は年齡十四年以上二十五年未滿の配偶者のない者とされてゐる。たゞ、この年齡の範圍外の者であつても、十分勤勞報國の實が擧げられる狀況にある者には志願の方法を開き、その愛國の至情を盡させることにした(要綱第二)。

たゞ、陸海軍軍人で現役中の者、陸海軍學生生徒、陸海軍軍屬、被徴用者、現に軍事上必要な總動員業務に從事する者等には、その性質上國民勤勞報國隊に參加させないことにした(要綱第九)。そしてまた、一般の總動員業務に現に從事してゐる者とか、老幼者等の保護の責任ある者、身體又は家庭の狀況により參加できない者等も參加させないことにしてゐるが、たゞ本人の志願があつた場合には勿論これを參加させることにした(要綱第十)。

ハ、従事する作業と期間

勤勞報國隊によつて從事する作業は、上述のやうに臨時的なしかも輕易なものであることを本則とする。大體總動員業務の中で、出師準備、動員に伴ふ緊急整備等の國家總動員上重要な工場事業場等における作業、その他の國家總動員上重要な土木建築作業、總動員上必要な救護に關する業務等である(要綱第一)。

作業の期間は、特別の必要ある場合を除き一年を通じて三十日以內とし、有業者の本務に重大な支障を與へないやうにした(要綱第三)。

ニ、勤勞報國隊の編成

勤勞報國は集團的に行ふことがいろ〳〵な意味で最も適當なので、すべて勤勞報國隊を編成させることにしてゐる。

勤勞報國隊の協力を受けようとする者は、それが大規模の場合には主務大臣に、さうでないときや緊急を要するときは地方長官に對し、協力の申請をするのである(要綱第四)。

この申請を受けた場合、國民勤勞報國隊の協力の必要があると認めたときは、主務大臣又は地方長官は、市町村長青少年團長その他の團體の長又は學校長に對し、作業の種類、期間、場所、所要人員數等を指定して國民勤勞報國隊の編成を命ずるのである(要綱第五)。

編成命令を受けた者は、作業の種類、時期、期間等に應じ、年齡、職業、身體の狀態、家庭の狀況、希望等を參酌して參加すべき者を選定してこれを本人に通知し、かくして國民勤勞報國隊が編成されるのである(要綱第六)。

國民勤勞報國隊には指揮者をおき、その指示の下に規律ある行動を營むことになつてゐる(要綱第七)。

なほ、勤勞報國隊に參加して總動員業務に協力する場合には勤勞報國の趣旨から見て報償を受けないことを原則とする。しかし、協力すべき場所への旅費、宿泊費、食費、また作業の種類や參加する者の事情等から見て手當を支給するのを適當とするものには、その手當等の實費は協力を受ける者が負擔する(要綱第八)。

(四)重要事業場の勞務管理の刷新强化

イ、勅令制定の趣旨

時局に對處する勞務行政の一大支柱は、勞働力の維持培養、勞働能率の增進は、單に口さきだけで達成できるものではなく、事業主や從業者の產業人としての眞劍な自覺と積極的な工夫努力によらねばならないことはいふまでもないが、政府としても、これがためには凡ゆる努力を拂ふ必要があるのである。殊に國家總力戰の主要な原動力ともいふべき重要工場事業場に對しては、近く廣範圍に亘つて國民徵用令の發動によつてその勞働力が充足される場合も豫想されるが、この徵用令發動の場合には事業主と徵用された從業者との關係は、單なる私人的關係ではなく、事業主は國家に對して從業者を從業させる責任を負ひ、從業者は國家に對して事業主の指示に從つて從業すべき義務を負擔するのである。このやうな勤勞の國家的な性質は、單に徵用工場だけに適用されるべきではなく、國家的に重要な一般の工場事業場にも同樣でなければならない。

勤勞に對して、右のやうな國家的な性質を持たせると同時に、その反面、就業時間、賃金等の從業條件の適正化を圖るため、特に重要な工場事業場に主力を注ぎ、行政の方法にも相當の工夫を加へ、その勞務管理につき、特に周到な指導監督を加へ、事務の圓滑、迅速、適切な處理を期し、從來やゝもすれば陷り易かつた一律的な取締行政の弊を脫し、眞に個々の工場事業場の實情に卽した、いはゆる『生きた行政』の實現を圖り、一面、事業主や從業者の自覺と

創意を大いに喚起して、生産能率を最大限度に發揮しようといふのが、今回の重要工場事業場の勞務管理の監督に關する勅令案要綱の精神であり骨子である。

ロ、要綱の概要

そも〳〵勞務の管理は事業の經營、生産指導と不可分の關係に立つものであるから、その第一の責任者は事業主又は工場事業場の管理者でなければならない。

しかし今日の段階において勞務の管理を事業主の責任であるとして放任しておくわけにいかないので、こゝに國家として事業主又は事業場の管理者がなす勞務の管理を監督し指導して行かうといふのが本要綱の考へ方である。

適用範圍は全部の工場ではなく、時局下の重要と認められる工場事業場に限定され、厚生大臣が具體的に指定することになつてゐる。從つて、この範圍は勞務調整に關する要綱や、徴用令改正に關する要綱の適用範圍と大體同樣の觀念である。本要綱に掲げる内容の重點をなすものは

(一)工場事業場において從業規則を作成する

(二)賃金規則、給料規則及び昇給内規を作成する

(三)重要工場事業場には工場就業時間制限令及び賃金統制令を適用しない

(四)勞務監理官を設置し監督指導に當らせる

等の諸點である。從業規則は事業場内における從業者の凡ゆる服務上の規則の基本をなすもので、官吏に對する服務紀律にも相當するものであつて、勞務管理の適否はこの規則の内容の適否に係つてゐるといつても差支へない。

現行の工場法、鑛業法等においても各事業場では就業規則を作成して届出させることになつてゐるが、本要綱では

厚生大臣の認可を受けさせることにし、一層その指導の嚴格適正を期してゐる。賃金規則、給料規則及び昇給内規は從業條件の主たる實體的な内容をなすもので、その適否は勞働能率に著るしい影響を及ぼすばかりでなく、價格政策にも重大な關係を有するものであるから、これら給與の基本をなす賃金規則等も認可を要することになつてゐる。

次ぎに工場就業時間制限令と賃金統制令を重要事業場にも適用しないことにしたのは、これによつて凡ての制限を撤廢する意味でないことは當然であつて、手續を簡易にすると共に彈力性を持たせ、情勢の變化に即應し遺憾なきを期さうとするにほかならない。そして實際の運用に當つては個々の重要事業場につき從業規則又は給與規則等を許可する場合に適切な指導を加へることになる。

最後の勞務監理官の設置は、本要綱に規定した事項又は本要綱に基づいて認可する從業規則、賃金規則、給料規則等の實施情況を監督指導し、併せて關係中央官廳と常時緊密な連絡をさせるために設置するもので、これによつて重要事業場の勞務管理の劃期的な刷新を圖らうとするものである。從つて勞務監理官は各工場を受け持ち各工場につき職務を執行するものであるが、必ずしも一人一工場とは限らない。都合により一人で數工場を擔任することもあらう。重要工場事業場には本要綱の勞務監理官のほか工務官、軍管理工場においては軍の管理官等のいろ〳〵な工場の生産増加の指導監督をする機關があるが、監督を繁雜重複させないために適宜に兼務するか人選等に考慮を加へ、遺憾なきを期することになつてゐる。

四、その他の對策

(一) 職業轉換の促進

本年度の勞務動員計畫における勞務給源は、大部分職業轉換による勞務者に依存してゐることは既に述べた通りで

あつて、重要産業における勞務要員を圓滑に充足できるかどうかは、一に懸つて職業轉換の進行如何にあるといつても差支へない。特に中小商工業者の職業轉換の問題は、昨年九月の外交轉換以來、産業經濟の問題として或ひは勞務の合理的配置問題としてとり上げられてきたが、今後は勞務動員の問題として急速に進展を圖る必要がある。勞務緊急對策においても、勞務給源確保のため速かに職業轉換を促進すべき方針が定められてゐるのは全くこのためである。

しからば、商工業中どんな業種業態を整理統合すべきか、また如何なる業種は何割位整理すべきか、また整理はどんな方法によるか、更に整理される者はどんな産業のどんな職場に從事すべきであるか等の問題があるが、目下中央關係廳と道府縣當局とが緊密な聯絡の下に具體的に計畫を進めてゐるので、これが具體化を待ち關係業者の組合又はその統制團體等では、政府の方針に從つて整理の實施や職業轉換に協力されたいのである。

整理や職業轉換を容易にするには、政府としても職業指導所や國民勤勞訓練所や職業輔導所等の訓練施設や、國民更生金庫等の既存の諸施設の活用を圖るのは勿論、轉換を容易にするための措置はいろ〳〵考慮を拂つてゐるが、本年度の勞務動員計畫の勞務給源としてこれに照應して中小商工業從事者の職業轉換を圓滑迅速に行ふには、何といつても業者や從事者が時局下勞務の重要性と勞務動員計畫の趣旨を理解し、國家のために進んで協力しようといふ自覺と熱意をもつことが、最も大切である。

(二)勤勞報國精神の昂揚

以上述べたやうに、本年度の勞務動員計畫實施のためにはいろ〳〵の法制的措置や行政的手段を講ずることが必要であることはいふまでもないが、法制的對策や行政的措置だけでは到底所期の目的を達成することは出來ない。のみならず官廳の權力的手段に訴へることは望ましいことではない。國民の自覺に基づく自發的な協力によつて初めて各般の國策も圓滑に遂行できるのである。勞務動員のやうな、人の活用は特にその感が深いのであつて、こゝに勤勞報國精神の確立昂揚といふ、精神運動の必要が起つて來るわけである。この問題の意味について强調したいことは、第一は勤勞の重要性である。勤勞の大切であることは古今東西に變りがない。殊に現下の時局では、勤勞は實に國家總力發揮の第一要件である。第二は全國民が勤勞することである。一億國民のうち一人の有閑者、不勞者、無業者があつてもならない。

全國民のこの心構へ、この意氣込、そしてこのやうな國民勤勞總動員態勢こそ敵性國家に對する無言の脅威であつて、何よりの强味であると信ずる。ところが、從來働く階級とさうでない階級とがあるやうに考へられた向がないでもなかつたやうであるが、このやうな考へ方は、一日も速かに打破して國民皆勤勞態勢の實現を期す必要がある。第三は勤勞は國家の要求に從つて行はれるものでなければならない。この點がこれまでの勤勞觀念と非常に異ふ點であつて、從來は勤勞そのものが大切であつて、その勤勞は自己の選擇した職業における勤勞でよかつたのである。いはゆる職域奉公はこの意味であつて、それ〴〵の職場で一生懸命働くことが自己のためでもあり、同時に上への何よりの御奉公であつた。しかし今日は、必ずしもさうではない。物資についても資金についても、その割當運用は重點的に行はれる。産業においても重要産業は不要不急産業の犧牲によつて最高度の振興策が講じられる。これ等に對應すべき勞務においても當然重點主義的な配置が行はれなければならないことは既に述べた通りである。

そこで、これまでの各人の職場選擇の自由は、時局下における國家目的達成上或る程度の制限を受けることはやむを得ないことである。從つて各人が自己の選定した職業にいそしむことだけが眞の職域奉公ではない。むしろ祖先傳來の職業を拋つて國家の要請に基づく産業へ新職場を求めて轉換することが國家への最善の御奉公である場合がある

ことを十分認識して貰ひたい。特に勤勞報國精神の確立昂揚といつたのは、右の意味における新らしい勤勞報國精神をつくり上げて昂揚する必要を指したものである。

(三)民間團體の協力

勞務動員計畫遂行のためのいろ〳〵な對策の圓滑な實施や勤勞報國精神の確立昂揚を圖ることは、もとより政府當然の責務であるが、これが實効をあげるためには、政府の一方的な努力だけでは十分ではない。民間の識者、指導者階級、特に民間有力團體の協力こそ極めて望ましいことであつて、實効の成否は懸つて民間有力團體の協力の程度如何にあるといつても過言ではない。この意味で、政府は既に勞務緊急對策の實施措置として大政翼贊會、大日本産業報國會等の關係有力團體の協力活動を促進する方針を明らかにした。協力活動の方法如何は敢へて問ふところではないが、要は各團體の目的使命の分野において政府の方針や具體的措置に關し十分その趣旨を徹底し、これが理解を深くし、國民の一人々々の心の底から自然に湧き起る國家への奉公心が國策遂行の協力となつて具現するやう工夫されたいのである。前記の二團體は單に例示に過ぎない。帝國農會とか日本商工會議所その他いろ〳〵な精神的、産業的團體、放送協會・新聞社等の報道機關などは、當然ここにいふ民間團體として協力されることを切望する。

二十四、中小商工業對策

閣議決定（昭和十五年十月二十二日）

國民職業指導所設置案

一、現在道府縣に存する職業紹介所、中央商工相談所を統合して國民職業指導所とすること

二、國民職業指導所においては職業轉換の勸奬、相談、指導、就職者の紹介、斡旋、その他勞務の配分に關する事務を有機的一體として行ふものとす

三、國民職業指導所の事務に付ては知事を責任者とし其の業務執行を圓滑適正ならしむる爲國民職業指導員を置くものとすること、國民職業指導員は其の地方に於ける商工業其の他の産業及び社會事業に付知識經驗を有するものより選任すること

四、國民職業指導所は厚生省の主管とし中小商工業の轉業に關する事務に付ては關係各省と協力して之を行ふこと

國民更生金庫設置案

一、本金庫は時局の要請に應じ轉廢業せんとする者の資産、負債の整理を促進するを以て目的とす

二、本金庫は東京に本社を置き全國樞要の地に支社、出張所を設く

三、本金庫は政府、地方公共團體等を以て出資者とし出資金總額〇〇圓とす

本金庫は債券を發行するものとし右債券に對しては政府之が元利支拂の保證を爲すものとす

本金庫は預金部其他の金融機關より資金の借入を爲すことを得

四、本金庫の職員は固有職員の外各地毎に地方商工職員、預金部支部職員及び銀行、信託會社、商工組合中央金庫、庶民金庫、信用組合、商業組合、工業組合等の職員にして地方の事情に通曉し且資産の評價並に處分に知識經驗を有する者を以て之に充つ

五、本金庫は轉廢業者より其の事業用動産、不動産の信託讓渡を受けて之を管理、處分し又右資産評價額の限度に於て負債償還資金、轉職資金等の貸付を爲すことを得

六、轉廢業者本金庫に資産の信託讓渡を行ひ資金の融通を受けんとする際は原則として所屬組合の承認を受くるもの

とす（組合に於て政府の監督の下に整理計畫を樹てたるものに限り本金庫に於て引受くるものとす）

七、所屬組合に於て整理計畫を樹つるに際しては共助の原則に依り轉廢業者に對し組合より相當額の給付を行ふ建前を執るものとす

八、本金庫が事業用資産の信託讓渡を受くる場合に於ける評價は一應營業を繼續するものとしての妥當なる價格に依らしむることとす但七に依り組合より給付を受くる場合又は本人の資産狀況等により適當に之を査定するものとす

九、信託を受けたる資産の評價額と處分價格との差損額は政府之を補塡す

十、資産處分を了へて尚ほ殘存する債務に付ては適宜本金庫に於て肩代りを行ふものとし之に依り生ずる損失は政府之を補償す

但此の場合債權者にも相當の犧牲を負擔せしむるものとす

十一、本金庫の毎年度收支差額並所要利子は政府より之を補給するものとす

國民勤勞訓練所設置案

一、國民勤勞訓練所は新に設立する特別の團體に委託し經營せしむるも之に要する費用は國に於て負擔すること

二、差當り東京、大阪の二箇所に設置すること

三、收容期間は三ケ月以內とすること

四、訓練は被訓練者を原則として合宿せしめて之を行ひ家族に對する生活手當をも考慮するものとすること

五、訓練修了迄の間に於て國民勤勞指導所と協力し適職の判定其の他の指導を行ふものとすること

六、國民勤勞訓練所の主管は厚生省とすること、尚

1、軍需産業及び生産力擴充産業への轉換に對しては職業補導所の活用を圖ること

2、滿洲開拓民に對しては特別の訓練施設を考慮すること

3、農業生産力擴充の轉換に對しては修練農場等を活用すること

二十五、中小商工業者の職業轉換對策

企畫院（昭和十五年十一月十三日週報記載）

はしがき

中小商工業者の職業轉換に關する對策は、十月二十二日の閣議を經て、その根本方針の決定發表を見るに至つた。中小商工業者に對する對策の必要は今日に始つたものではないが、最近特に喫緊の問題となり、經濟閣僚會議に於て第一の問題として取上げられたのは、日獨伊三國條約の影響として急速なる對策の樹立實行を必要とするに至つたからである。從つて中小商工業者に對する對策といつても必ずしも中小商工業者のみに限るものでなく、それ以外の商工業、なかにも工場勞務者は本對策の對象となるものが相當數に達するものと思はれる。たゞ、こんな對策を最も必要とされるものが中小商工業者であるためにこの名稱を用ひたのである。

また本對策は今般の外交轉換に伴ふ措置として急速な實施を要するものであるが、これを從來のやうな臨時救濟的な轉失業對策と同一視することは當らない。最近に於ける內外の情勢は、我が國產業經濟の再編成を必然的ならしめてをり、この趨向は外交轉換により更に拍車をかけられた。本對策は實にこの產業經濟の再編成による、必然的職業轉換に卽應した、勞務活用の再編成たる性質をも有するものである。卽ち一部產業に於ける過剩勞力を、轉業者の

將來の幸福と國家の必要との兩面から考へて、最も緊要なる方面に再配置し、以て職業勞務の一大再編成を實行せんとする考へ方に基づくものである。勤勞に對する新しい觀念を打立てて、新體制の下、國內に一人の勤勞を欲せざるものなく、又一人の勤勞の機會を與へられない者なからしめ、一億一心、職分奉公に邁進せしめんとするものである。この點は特に念頭に置く必要がある。

以下その內容について概略の說明を加へよう。

一、本對策の對象となる者　—(要職業轉換者)—

本對策の對象となる者、卽ち職業の轉換を必要とする者はどんな者か、何程の數に上るかといふことは、本對策實施の前提となるものであるが、數字は明確に示すことはできないが、相當數に上るものと推察される。

次に、如何なる方面から職業の轉換を要する者が生じて來るかといふ事になるが、先づ第一に外交轉換に伴ひ、資材の壓縮から生產力擴充產業、輸出產業、生活必需品產業等の工業方面の從業者に過剩を生ずる事が豫想される。次に七・七禁止令その他、經濟統制强化に伴ふ轉換を要する者も相當數に達するであらう。なほ配給機構の改革により中小商工業者竝びにその從業者にして、轉業の已むなきに至る者も相當數に上ると思ふ。尤も配給機構の改革整理の問題は、前二者の場合と異り改革や整理の方針如何によつて、轉業を要する者の數に非常な差異を生ずることとなる。

要轉業者の轉業についての政府の方針としては、出來得る限り官廳の强制的措置を避け、同業者組合の申合せ等に基づく自治的措置に據らしめ、關係官廳に於てはこれに對し必要な指導を加へることとしたのである。この場合に特に留意を要することは、年少者、兼業者等、轉業の容易な者を先にし、年長者、專業者など、轉業困難な者は多少能率の低い者でも、なるべく現在の業務を繼續させるやうに計畫することである。

二、轉業者の轉換先

轉業者の轉換先については大體六方面が考へられる。

(1) 軍需產業　事變下に於て最も重要な產業であるに拘らず、昭和十五年度の勞務需給の點から見ても計畫通り充足してゐないのみならず、今後相當新規增員を要するものとも豫想されるから、可なり多數の消化が可能であると思はれる。

(2) 生產力擴充產業とその附帶產業　この方面に於ては、第一に述べたやうに、現下の情勢に於ては勞務の需要よりも寧ろ過剩となる傾向にあるから、全體的には轉業者の轉換先として揭げる事は當を得ないのであるが、この部內の內でも業種によつては不足するものもあるから、こゝに揭げることとした。

(3) 滿洲開拓民(中小工業開拓民を含む)　滿洲開拓民として職業の轉換を勸奬する事は國策上當然の事であつて、既に大規模な開拓民送出計畫に基づき着々その遂行に努力中であるが、今度の職業轉換對策としての滿洲開拓民は本年度の既定計畫の遂行といふのみでなく、相當多量に新規の進出を行はんとするものである。なほ滿洲開拓民は從來は全部農業開拓民であつたが、職業轉換の必要上、滿洲に於ける大工場の下請的の仕事をする中小工業開拓民の送出についても、充分考慮する事になつてゐる。

(4) 支那南洋その他海外への移民進出　この方面への我が國民の進出については、從來餘り積極的の方策は採つて居なかつたのであるが、東亞共榮圈確立の必要により轉換先に加へる事となつたものである。現在のところ、主として商業移民が考へられるが、これについては營業資金、旅費等についても政府として考慮する必要があらう。

(5) 農業生產力の擴充(國又は公共團體營開墾及び歸農)　事變以來農村に於ては、應召、工場勞務者としての都市

進出等で、勞力不足を感ずる所も多いのであるが、さればといつて中小商工業者の轉業問題から、漫然とこれらの者を農村に歸すといふ事は策を得たものではない。過去に於て、農村は勞力過剩、小農組織に惱んでゐたのであるが、この事變を機として、減少した勞力を基礎とし、農村の恒久的安定策を講じつゝあつた際であるから、今度の職業轉換についても充分かゝる事情を考慮する必要があると思ふ。それで事變下食糧の確保に重點を置き、その必要の範圍に於て農村への轉業を考へることとした。從つて農業生産力の擴充といつても、主として食糧生産のための開墾を起して、そこで働き且つ入植せしめるものであつて、轉業者が一般農村部落に入り新たに農業經營に當るといふやうなことは、こゝでは考へてゐない。なほ製絲女工のやうに、自分の家に歸り農業生産に從事し得る者は、こゝにいふ歸農として轉業せしめることが寧ろ適當であらうと思ふ。

(6) 國防上必要なる土木事業　前に述べたやうに、今度の職業轉換は救濟的の意味ではないから、救濟事業を起すやうなことは考へてゐない。從つてかやうな意味に考へられ易い事業を掲げることは不適當であるが、事變下の我が國に於ては、國防上の見地から急を要する土木事業も少くないのであつて、この方面で新たに勞力を要する場合には、轉業を要する者の中から差向ける事が適當であらうと思ふ。

三、職業轉換者の指導訓練方策

今度の中小商工業者に對する對策の內で最も意を用ひたのがこの點である。政府はこれがために二つの新らしい施設、國民職業指導所と國民勤勞訓練所とを創設することにしたのである。

一、國民職業指導所

(1) 國民職業指導所はどんな仕事をする所か？　こゝでは職業指導に關する限り一應どんな事でもする所であると言つて差支へない。いはば職業指導の綜合的施設である。更に具體的にいふならば、第一に職業轉換の相談に應ずる事、相談といふと消極的に聞えるが、適當な機會を捕へて積極的に行ふことも考へられるし、また個人の相談に限らず、組合等の團體相手に集團的の相談に應ずる事も考へられる。

次に職業轉換の勸奬といふ事が指導所の大切な任務である。これは今度の轉換對策が、國防國家建設の必要から、勞務の再編成といふ特別の意味を持つてゐることから起つて來る必然の結果である。單に相談に應ずるだけではなく、進んで必要な方面に向つて個人的又は集團的に職業轉換の勸奬をなし、轉業者が未だ行詰らないうちに、國家有用の方面に轉換するやう、指導することが望ましい。

また如何なる方面に轉ずるが良いか、轉換先の大體の見當がついても、轉換の方法はどうかとか、訓練を受けるにはどうしたらよいか等々について、親切に指導する事も亦指導所の仕事である。その外從來の職業紹介所の行つてゐる仕事はそのまゝ全部、指導所の仕事となる。また勞務の配分に關しても指導所は、國、地方廳の方針を體して實施に當るわけである。

(2) 指導所の機構はどうなるか？　政府の決定では「現在道府縣に存する職業紹介所、中央商工相談所を統合して國民職業指導所とすること」とあるのであつて、結局中央商工相談所は名實共に消滅し、現在の職業紹介所は大體現在のまゝ若干擴張されて職業指導所に改められ、仕事の內容が從來の職業紹介所の業務の外に、新たに職業轉換の勸奬、相談、指導、勞務配分といふやうな仕事が附け加へられることになるのである。更にこれ等各般の事務は、綜合的有機的一體として處理される必要があるから、地方に於ける既設の職業相談施設の如きも、なるべく統合することが

必要であり、少くとも連絡員を指導所に置くことが必要であると思ふ。かくの如く國民職業指導所は、時局下の職業行政乃至勞務行政の重要な部門を擔當することとなるから、知事が特に責任者としてその業務執行の圓滑適正を圖ることになつてゐる。

(3) 指導員とは何か？　それは指導所の業務を圓滑適正ならしめるために置かれる。この指導員は合體して知事の諮問機關たる働きをなす場合もあれば、指導員それぞれ指導所の補佐的の働きをなす場合もある。指導員の數は府縣により相當差異があつて良からうと思ふが、大體二十乃至五十名位が適當ではなからうか。人選は民間から選ぶことが必要であつて、商工業その他の産業關係者は勿論、その他移民關係、社會事業關係から選任されるのである。

二、國民勤勞訓練所

(1) 國民勤勞訓練所とは何か？　それは全く新らしい試みで、その名稱の示す通り職業の轉換を要する者を收容して、新らしい勤勞觀念の徹底と、勤勞に堪へ得る精神的肉體的の基本訓練を行ふ所である。しかし强制的に收容するのではない。本人の意志に基づくことは勿論であるが、轉業が已むを得ない事情に在る者で、轉換先の未だ見當のつかない者は、進んで本訓練所を利用されることが望ましい。

轉換先の見當のついた者でも、今までと異つた職業に就くのであるから、こゝに入つて訓練を受けることが將來のためになると思ふ。

尤も工場に入るため多少技術を習ひたい者のためには職業補導所があり、滿洲開拓民となる者は農民道場その他特別の訓練施設があるから、必ずしも本訓練所に入所の必要はなく、直接にそれ〴〵特別の訓練施設に入つて差支へない。これを要するに、時局の必要上轉業の止むなきに至つた者が、轉換先が決まらないために徒らに失望し、不安焦躁にかられることのないやうに、進んで新らしい職業への希望を持ち得るやうに指導することが、本訓練所の重要な意義である。

(2) 訓練所と國民勤勞指導所との關係は？　訓練所は職業の轉換を要する者に對し一般的の基本訓練をなす所であり、指導所は廣い意味に於ける職業指導に關する綜合的有機的一體として活動するものであるから、自然兩者の間には密接な連絡關係がなければならない。從つて訓練所は被訓練者の訓練をなしつゝ、その者の性能、希望、過去の經歷及び家庭の事情等を考慮し、指導所と協力して訓練修了迄の間に於て適職の判定、その他の指導を行ふものである。

(3) 訓練所はどこに出來るか？　差當り東京、大阪の二ケ所に設置し、一ケ所の收容人員は大體一千名位を豫定し、必要に應じて收容人員を增加し、また他の地方に增設することが考慮されてゐるが、訓練中途に於ても轉換先が確定し、他の特別の訓練施設に入所希望の者は事情により退所を認められる。收容期間中のその家族に對する生活手當をも考慮されてゐる。訓練所に要する費用は國に於て負擔するのであるが、その經營は國直接とせず、特別の團體に委託して經營せしめ、いはゆる役所式にならぬやう意を用ひることとなつた。

三、その他の訓練施設

軍需産業への轉換者び生産力擴充産業への轉換者など、時局の必要とする生産工場へ向ふ者に對しては、既設の職業補導所を一段と活用し、技術的訓練または事務的指導に意を用ひることはいふまでもないところである。滿洲開拓民となる者に對しては、從來の訓練施設卽ち農民道場等の活用を圖るのであるが、それでも不充分の場合には開拓民訓練所を新設することも考へられる。支那、南洋方面への商業移民に對しては特別の訓練施設を新設することが必要

であらう。また農業生産力擴充への轉換者に對しても、開墾に向ふ者に限らず、單に歸農する者に對しても、農民道場その他適當な修練施設を利用し、國防國家に於ける勤勞精神を體得せしめ、農業人として健全なる農村建設に協力せしめるやう、指導訓練を行ふことが望ましいことである。

四、國民更正金庫

前述の國民職業指導所と國民勤勞訓練所とが、國民職業轉換對策施設としての人の問題であるに對し、國民更生金庫は、物の問題であると言へよう。卽ち、國民更生金庫は中小商工業者が自主共助を本旨とする更正の方途を容易に講じ得るやう、轉廢業者の資產負債の處理を迅速にする目的を以て設けられる機關であつて、その業務は、不用となつた轉廢業者の營業用財產の管理處分及び負債整理資金等の貸付を目的とする信託會社類似のものである。

本金庫の設立には立法手續を要するので、政府は目下その準備中であるが、その實現に至るまでの間に於て本金庫の目的とする事業を運營する必要が生ずるものと豫想されるので、暫定的措置として取敢へず、政府の出資を以て民法による財團法人を設立する計畫である。來期議會の協贊を經て特別法が制定され、新金庫設立の曉に於ては、右の財團法人はその財產及び事業を新金庫に引繼ぎ解散することとなる。而して暫定的に設立される金庫と、特別法に基づき設立されることとなる金庫とは、その組織及び運營の方針に於て大體變りがない。

一、本金庫の組織

本金庫は國策的機關として設立されるものであるから、その資本金も政府、地方公共團體等の出資を以て構成することとしてゐる。金庫といふ名稱も、この種の公共的機關に付せられる名稱として、商工組合中央金庫庶民金庫等の例を踏襲したものである。本社を東京に置き、必要の地に支社、出張所を設け、役員、社員等の職員も、中小商工業

の實情に深い理解を持ち、後に述べる本金庫の業務に關しても充分なる知識と經驗を有する一般の銀行、信託會社、商工組合中央金庫、庶民金庫、信用組合、商業組合、工業組合等の現職者の中から適當な人を選ぶこととし、業務を圓滑迅速且つ親切に遂行し得るやうに考慮されてゐる。

二、本金庫の事業

本金庫の主たる業務は、轉廢業者の營業用動產、不動產等の管理又は處分の引受竝びに引受財產を擔保とする負債償還資金又は轉職資金の貸付であるが、それには二つの重要な特色があるのである。

その一は本金庫が引受又は貸付をなすに當つては、轉廢業者の所屬する商業組合、工業組合等に於て樹立した整理計畫に基づきその組合の承認があるものに限ることである。中小商工業の中にも、生產力擴充、輸出の振興及び生活必需物資の生產配給の確保等のため、當然存續維持を要するものと、整理を適當とするものとがあるのであるが、何れを存續せしめ何れを整理すべきかについては、主務官廳の指導監督の下に所屬組合をして自治的にこれを決定せしめることとしたのである。併して組合が整理計畫を樹てるに當つては、轉廢業者に對しそれぞれの事情に應じて、組合から相當額の給付を行ふ建前を採ることとしたのであるが、これは組合員の共助の精神からいつて當然の事と考へられるのである。

その二は本金庫が轉廢業者の營業用動產、不動產の管理又は處分を引受けるに當つては、一應その營業が繼續せられるものとして引受財產の評價をなす事とした點である。中小商工業者の營業用動產、不動產等は、營業と一體となつてこそ、初めて相當の價値あるものであるが、營業を離れたこれらの財產は殆んど屑物としての價値しかないかも知れない。然しながら通常の金融の場合のやうに、轉廢業者の營業用財產を屑物に近い價額を以て評價し處分するこ

とは、當事者を安んじて新たなる職業に轉換せしめる所以でないので、本金庫が轉廢業者の營業用財産の評價をなすに當つては、一應その營業が繼續されるものとしてこれを評價することにしたのである。これは時局の要請に應じて轉廢業の已むなきに至つたこれらの業者の損失を、能ふ限り輕減し、安んじて新たな職業に發足せしめる趣旨に出たものに外ならない。尤も右の評價額は轉廢業者が組合から受領した轉廢業給付金その他の資産狀況等を勘案し、適當にこれを査定することになつてゐる。

引受財産が本金庫によつて賣却處分にされた場合、賣却價額が右の査定額以下なる場合に於ても、委託者たる轉廢業者は、右の査定額に相當する金額を本金庫から受領することが出來るのである。又委託者たる轉廢業者は、その負債整理資金又は轉職資金として、右の査定額の限度に於て、右財産を擔保として卽時本金庫から借入金をなすことも出來るのである。この場合、その財産の評價額と、その財産を本金庫に於て賣却處分した場合の價格との差損額は、政府に於てこれを補填することとなつてゐる。本金庫は右に述べた業務の外、引受財産の賣却處分をした後なほ殘存する轉廢業者の營業上の債務には、その債權者にも相當の犧牲を負擔せしめることを條件として、これを肩替りすることも出來るのである。

三、本金庫に對する政府の助成

中小商工業者が時局の要請に基づき轉廢業の已むなきに至つた以上は、同業者の共助と政府の負擔に於て出來得る限り、その犧牲を輕減し、職業轉換の圓滑を圖らねばならない。かゝる趣旨から本金庫の業務に關し政府は次の如く相當多額の負擔をすることとしてゐるのである。

（イ）本金庫が資金調達の爲め發行する債券に對する元利支拂の保證

（ロ）本金庫の受託財産の評價額と賣却處分價格との差損額の補填

（ハ）轉廢業者の財産處分後その殘存債務を本金庫に於て肩替りをなしたる結果生ずる損失の補填

（ニ）本金庫の每年度收支差額の補給

政府は支那事變以來各般の轉失業對策を實施し來つたのであるが、高度國防國家建設に必要な産業再編成の要請と、我が國外交政策の大轉換に卽應善處せんがためには、從來の臨時的、經濟的轉失業對策を揚棄し、産業經濟界の再編成に卽應した國民勞務再編成の見地から、積極的且つ大規模な十分の施設を講ぜねばならなくなつたのである。

今回の諸施設も亦、實にかゝる國家的要請に卽應せんとしたものに外ならない。轉業者に於ては、徒らに過去の慣習惰勢に泥み、又は近視眼的失望感に捉はれることなく、希望を以て政府の諸施設を信賴し、活用し、敢然國家の求むる緊要なる勞働に從事する意氣と決心とを以て、刻下の急務たる産業及び勞務の再編成に協力する所がなければならない。かくしてこそ始めて、非常時局下眞に皇國臣民の最後の一人に至るまで、十二分の聯分奉公を爲し得るに至るといひ得るであらう。

二十六、轉廢業者の進むべき路　厚生省職業局（昭和十六年七月三十日週報記載）

昭和十三年七月に物資動員が全面的に强化されて以來、中小商工業者の轉廢業問題は政治的に、社會的に、大きな問題となつてゐる。特に支那事變が長期化し、國際情勢が激變するにつれて、わが國の經濟統制はますます全面的に强化され、中小企業の經營はいよ〳〵困難になつてきた。工業者は製造加工したくても原材料の配給が極度に制限さ

れ、商業者は賣らうにも品物がなく開店休業の日が續くといつた有樣で、當業者にとつては正に死活の問題となつてゐる。と同時に、僅かな原材料を無理をして掻き集めたり、國家的にまた社會的に、どれだけの意義があるかを考へるやうになり、時局は業者に深く新らしい反省と認識を與へたのである。

このやうにして中小企業の轉廢業問題は國家の施策と相俟つて全國的に急速に進展してきた。神奈川縣下では最近一千名に及ぶ菓子商　豆腐商、氷商などが集團的に轉廢業を敢行し、職業指導所の斡旋で軍需工業の産業戰士として勇躍轉向した。こんな實例は兵庫縣にも、岐阜縣にも、また九州方面にも續々現はれ、その大部分は半日就勞又は隔日就勞のいはゆる「半轉職」だが、この種の大量の集團的轉業は今日では全國的な現象となつてゐる。

敗戰的轉業と興國的轉業

もと〳〵、轉廢業といふことは戰時下の國家には必ず起る問題で、その原因に、(一)戰爭の破壞によるもの、(二)戰爭力を充實するために起るものの二つがある。

(一)の場合は、例へば今次の歐洲大戰で敗れたフランス、オランダ、ベルギー、ポーランドなどの流亡避難民や空爆されてゐる英國民に見られるものであつて、戰に敗れた國民の悲慘な轉廢業の姿である。

(二)の場合は、近代戰爭が國家總力戰であることから當然の結果として生れるものであつて、人の動員、物の動員精神の動員、特に物の動員によるものが直接的な大きな原因となつてゐる。人の動員は充員召集とか國民徵用による轉廢業で、物の動員は物の製造販賣の禁止とか制限による轉廢業（例へば、いはゆる七・七禁令による奢侈品業者の轉廢業）であり、精神の動員は國民生活の緊張、切下げによる轉廢業（例へば、ダンスホール、カフエー等の禁止と

か制限）である。このやうに分類すると、(一)の場合は敗退的な轉廢業であり、(二)の場合は興國的な轉廢業であるといへる。幸ひなことに、わが國では敗退的な轉廢業は全くなく、すべて積極的な態勢から發してゐる興國的な轉廢業である。

しかし、どんなに興國的な轉廢業であつても轉廢業を餘儀なくされる當人にとつては、非常に重大な問題である。父祖傳來の職業を守り續けてきた場合とか、粒々辛苦して同業者との激しい競爭に打勝つて、やつと今日の地位を保ち得てゐる場合など、簡單にその職業を離れる氣になれるものではない。特に轉廢業は單に本人一人の問題ではなく、その家族、特に子供の將來とか、扶養人とその家族のことなどが絡んで來るのみならず、現在の中小企業者の大部分は少からぬ負債を背負つてゐるのであつて、現在の營業を續けて行けば、曲りなりにも立つて行くが、一度その營業をやめて再出發のために淸算するとなると、非常な赤字ができて、負債の重壓のために押しつぶされねばならぬ實狀である。ちやうど自轉車に乘つて走つてゐる場合と同じで、相當の早さで車が廻つてゐる間は自轉車は安全に走つてゐるが、一旦車の回轉が止まると自轉車もろとも乘つてゐる者までが倒れてしまふのと同樣である。現在の中小企業者は自分の身を保つためには永久にその軌道を走り續けねばならぬ破目におかれてゐるともいへる。これが、業者自身これではならぬと知りながらも、如何ともし難く從來通りの營業を續けてゐる最大の原因である。その他統制方針の見透し難、同業、近隣、親戚への手前等、無理のないいろ〳〵な理由が轉廢業をます〳〵困難にしてゐるのである。

しかし、困難だからといつて、國家としてこの問題を放任しておくわけには行かない。前述のやうに我が國のいはゆる興國的な轉廢業は、精神、物資及び人間の動員によつて起るのであつて、精神動員による轉廢業はまだ〳〵强化せねばならぬといふ議論もあるが、既に一部は實現濟みであり、國家全體から見ると、轉廢業の問題としては享樂機

關の强壓、娯樂施設の肅正等はその影響はさほど廣くはないが、物の動員關係からはやむを得ない轉廢業が廣範圍に現在數多く現はれてゐるのである。豆の配給がなくなつて豆腐屋が立ち行かなくなり、ガソリンの配給が減つて圓タクの運轉手が職業轉換を餘儀なくされた。ゴム原料の配給が極度に制限されてゴムの町工場が閉鎖し、何十人かの職工が軍需工場に勤めを變へた。このやうな話はわれ〳〵の身邊に幾らでもある。しかし、かうした職業轉換は物が足りなくなつたり、儲けが少くなつたのでやむなく轉業するといふのが多い。こんな人達はいろいろな手段を講じ、時には不正な手段を採つてでも物が得られるなら、或ひは品質を落してでも儲けがありさへすれば決して轉業はしない。だから、朝の一時間位も店を開けばその日の商賣は終り、しかも儲けは以前に劣らぬ程にあるといふやうな場合——しかも、かういふ場合が相當數多くあるものと一般には考へられてゐる——には後の一日の大部分はブラ〳〵して暮し、相撲だ、野球だ、海水浴だ、魚釣りだといふことになる。

最近、關東地方の或る市の商工會議所の調査によると、日曜日以外の日の近郊の魚釣りの大部分は、これ等の有閑中小企業の主人とか從業員であると報告されてゐる。これ等の狀態は物の動員の立場からは別として、人の動員の立場から見ると國家的な損失として見逃せないことである。國家全體から見ると、一方では軍需工場などで猫の手でも借りたい程であるのに、大の男が一日の大半をブラ〳〵して暮すといふことは如何にも理窟に合はぬ話である。轉廢業の問題は單に本人が儲けがあるからとか、食ふに困らぬからとかいふやうな個人的な立場からのみ考へてはならない。たとひ本人は現在の職業を維持して行けるとしても、遊休的な勞力があれば、國家のためにその勞力を捧げねばならない。否、むしろ配給機構の改善整備、販賣機關の合同整理その他あらゆる方法で企業の合理化を圖り、餘剩勞力を作り出し、搾り出してでも高度國防國家建設に協力せねばならないのである。

物に物資動員計畫が必要である以上、その物を製造し、加工し、運搬し、交易する人の動員計畫、卽ち勞務動員計畫も必要である。政府では昭和十四年度から毎年勞務動員計畫を樹てて、高度國防國家完成のために必要な部面に勞力を集中して來てゐるが、その勞力の供給源は今日まで主に農村方面であつた。しかし、今日まで年年歲々莫大な勞力を提供し續けてきた農村に、今までのやうな數を期待することは、もはやできない事情になつてゐる。特に戰時下急迫を告げてゐる食糧增産の重要使命を擔當してゐる農村にとつて、農村勞力の保有は是非とも必要である。農村がかうだとすると、軍需產業その他で必要な勞務は一體どこから充足すればいゝのか？

それにはいろ〳〵な方法があらうである。都市にはまだまだ無駄な勞力が相當にあるやうである。國民皆勞の精神からも、かうした無駄の多い勞務を動員することがまづ考へられる。次ぎには屈强の男でなくても女子とか老人でできる勞務がある。また女子無業者、特に女學校を卒業して嫁入り支度といつて直接的には國家生產に少しも役に立つてゐない婦人達を動員することも考へられる。このやうに見ると餘剩勞力はまだ〳〵あるやうだが、大局的に見ると大した數字にはならないのであつて、最後の切札として中小企業からの轉廢業者をとり上げねばならないのである。これをとり上げないでは到底勞務動員計畫はできないのである。

昨年秋の日獨伊三國同盟以來、英米側の我が國に對する經濟壓迫はます〳〵加重し、また、獨ソの開戰は我が國の經濟に非常な影響を與へてゐるから、すべての中小企業が今まで通りにやつて行けるとは到底考へられない。中小企業者の轉廢業は必至の趨勢にある。勿論、中小企業の全部が轉業する必要があるといふのではなく、昨年十月二十二日の閣議で決定された中小商工業者に對する對策にも「……各般ノ對策ヲ實施シ及ブ限リ失業者ヲ出サヾル樣努ムベシ」とあつて、國家として好んで轉廢業者の續出を期待してゐるわけではない。たゞ東亞共榮圈確立のためには國民

職業の再編成、中小企業の少からざる部分の轉廢業は必至である。

どんな職業に轉換するか

轉廢業が必至であるとして、その轉換先はどうなるのか。これは以上のことから當然明らかなやうに、自由に勝手に自分の好む職業に轉換していゝのではなく、國家が要望する方面に轉換しなければならない。最近、九州の或る有名な溫泉場で米屋・酒屋・菓子屋等が擧つて土產物屋に商賣換へしたため、今まで二十軒だつた土產物屋が一躍七十軒になつた實例がある。かうしたことは國家的に見ると全く無意味なばかりでなく、かへつて有害である。では、國家が要望する職業轉換先とは何か、これも前述の閣議で次ぎの六の方面に定められてゐる。

一、軍需產業

現在、軍需產業は非常な勢で生產力擴充を行つてゐるが、一方では人手が足りなくて困つてゐる。物資動員計畫はあらゆる困難を排して軍需產業には豐富な物資を提供してゐるが、勞力はこれに伴つてゐない。この方面で働く希望さへあれば職種の簡易、勤勞條件の寬大、採用條件の低下等、就職の門戸は廣く解放されてゐる。

二、生產力擴充產業及び附帶產業

この方面も今は人手が非常に足りない。鑛山勞務者は特に不足が甚だしい。しかし、國民の誰もが鑛山勞務を嫌ふとしたならば、國家は一體どうなるか、地下數千尺の炭坑でシヤベルを振ひ、鑿岩機のハンドルを握ることは、地上生活を常態とする人間にとつて決して好ましいことではないであらう。しかし、好むと好まざるとに拘らず何十萬かの國民がそこで働かねば國家は立ち行かないのであつて、現に石炭山に働いてゐる人達の中には、「賃金など問題ではない、第一線の兵隊さんのことを思へばこんなことくらゐは何でもない」といつて働いてゐる人が大勢あるのであつて、國家もまたこれ等の人々の功績を認め、國家的な榮譽を與へるやうに努めてゐる。

三、滿洲開拓民（中小商工業開拓を含む）

四、支那、南洋、その他海外への移住進出

八紘爲宇の大精神を以て東亞共榮圈確立に邁進してゐるわれ等國民は、東亞の天地に、否世界の隅々まで移住、進出せねばならぬ。特に滿洲の開拓は重要であり、既に歸農開拓民の名で中小企業者ばかりで大阪、神戸その他數地方で數圈の開拓圈を組織して、入植してゐる。拓務省關係でも轉廢業者の渡滿には特別の便宜を圖つて萬全を期してゐる。

五、農業生產力の擴充

國際情勢が今日のやうに複雜、困難になつて來ると何をおいても食糧の自給が最も緊要である。荒蕪地、休閑地、があれば一鍬でも起して農產物の增產を圖らねばならない。

六、國防上必要な土木事業

普通の下水や道路工事と違つて國防上必要な緊急の土木工事が相當にある。

以上のやうに職業の轉換先が示されてゐるが、その轉換については同僚間、同業者組合等で相談して決めることが大切である。前述のやうな集團的な轉職も、道府縣廳や國民職業指導所の指導の下に組合で先づ協議の結果決定したのであつて、同業者が擧つて轉換するために仲間同志の縁親や反目もなく、また、轉失業の失望感、敗殘感がなく、名譽の轉業として同僚と一緒に堂々と新職業に就くことができる。そして、これ等の新職業への相談機關として政府は國民職業指導所を新設したほか各般の轉業對策を講じてゐる。

以下それ等の施設について說明しよう。

どこに行つて相談するか

一、國民職業（勞働）指導所

政府では中小企業の轉廢業のためにいろ〳〵の施策を講じてゐるが、大藏省の所管である國民更生金庫、拓務省の所管である歸農開拓民その他を除いて、大部分は厚生省の所管に屬する。その內でもこの國民職業指導所は最も重要なものの一つである。これは從來あつた職業紹介所に、商工省が從來各府縣においてあつた中央商工相談所を合併したものである。

中央には轉廢業の總括的な事務執行のために厚生省內に轉職課を設け、各道府縣には職業轉換協議會をおき、轉廢業對策について知識經驗の豐富な民間產業團體關係者、事業會社、有力者、學識經驗者、官公吏が參畫する官民合同の協議機關とし、轉廢業に關する各地方の實情に應じて有效適切な對策を樹て、そこで樹てられた對策の第一線實行機關としてこの國民職業指導所がある。

國民職業指導所は紹介所が單に看板を代へたものではない。職業の紹介といふ極めて消極的な仕事から、國家總力戰の建前から前線銃後に亙つての國民勞力の配置を統制する極めて積極的な役割をもつに至つてゐるのである。現在、指導所は本所が三百八十三ヶ所、出張所百六十三ヶ所、合計五百四十餘ヶ所があり、職業轉換についての一切の指導相談、就職斡旋に當つてゐる。六大都市に所在のものには轉職部が、その他の指導所には轉職係が設けてあり、これ等の係員は商工業方面の事情に明るい經驗家を配置し、轉業の相談だけではなく、更生金庫に關することでも、滿洲開拓のことでもそれ〴〵關係方面と連絡して指導してゐる。

二、職業指導員

これも新らしく轉廢業對策として設置したもので、全國の主要都市に二千數百人の指導員が活躍してゐる。指導員は土地の事情に明るい人、世話役として適當な人、各種組合の幹部等を地方長官が委囑したもので、國民職業指導所と聯絡をとり指導所の巡回指導係のやうな役目を勤め、指導所に常勤してゐるのではなく積極的に關係者を個別訪問したり、本人の日常の業務を通じたりして轉廢業を斡旋する。

どんな施設があるか

一、國民勤勞訓練所

職業の轉換には心身の轉換が先づ必要である。特に從來のやうに自分勝手に自分の職業を選擇することが許されないから、新らしい職業に堪へ得る身構へ、心構へを作ることが特に必要である。

何處に設置されるか……東西に一ヶ所づゝ、卽ち東京府下小平村と奈良市內に各一ヶ所設置される。

どんな規模か……一ヶ所大體六萬坪位の敷地に一千人の訓練生を收容し、鍛錬のために五千坪の道場と宿舍を建設する。

入所の手續は……國民職業（勞働）指導所へ申込めばよい。

訓練期間は……大體一ヶ月である。

費用は……一切いらない。

訓練の內容は……寮舍に宿泊して、集團的訓練を基本に、簡易な技術訓練、勤勞作業、體操、武道、敎練、講話等を行ふ。

訓練終了後は……特別な職業相談に應じ、就職の斡旋その他必要な世話をする。

どんな特典があるか……

イ、訓練中は衣食住、すべて無料である。

ロ、多少の手當を支給する。

ハ、修了生には證書を授與し、成績の優秀な者は特別に表彰する。

ニ、就職する者には特別の條件で斡旋する。

委託訓練……右に述べた本訓練所は目下鋭意建設中で、十月頃には開所できる見込だが、それまでの暫定的な處置として各道府縣で、在來の農民道場その他の施設を利用して、大體本訓練と同樣の方法で訓練を實施してゐる。その入所は國民職業指導所へ申込めばよい。

二、職業補導所

就職に必要な技能を授け、就職を容易にする一種の教育施設であつて、旋盤工、仕上工、製圖工、或ひは事務員として必要な技能を授ける。

どこにあるか……秋田、沖繩二縣を除き各道府縣の主要都市に百七十三ケ所あり、東京市は十ケ所の補導所を持つてゐる。

收容力は……普通一ケ所三十名乃至四十名であるが、大きな補導所では二百五十名以上のところもある。全國で一年間に約三萬人の人達が新らしい職業を求めて補導を受けてゐる。

補導方法は——專門の指導員がゐて懇切に指導する。補導は原則として晝間行ふが、職業に從事する傍ら轉職を希望する者のために夜間部もある。遠隔者のために寄宿舍のある所もある。

補導の種目は——主に旋盤工、仕上工、檢査工、製圖工、事務員、タイピスト等であるが、地方の事情によつてフライス工、熔接工、木工等の種目を實施してゐるものもある。

補導の期間と時間は——概ね晝間のものは三ケ月、夜間のものは四ケ月で、事務員補導はそれ〳〵二ケ月または三ケ月に短縮されてゐる。每日の補導は午前八時開始、午後四時半終了、夜間は午後六時開始、午後九時半終了が原則である。

設備は——既存の工業學校等を利用してゐるものもあるが、新たに設備したものは、中等程度の實業學校等とは比較にならぬ程によい設備と實習材料を持つてゐる。

經費は——授業料等は一切いらない。作業衣、作業工具などはすべて貸與するほか、本人の事情に應じ最高一圓五十錢位、平均晝間部七十錢位、夜間部三十錢位の手當を支給する。

補導終了後は——適當な工場等へ好條件で斡旋をする。

入所資格は——原則として事變のために轉職を要する者を入れるが、餘力があれば一般希望者も入れる。前職、年齡、教育程度等による制限はなく、男でも女でもよい。

申込の手續は——國民職業指導所へ申込めばよい。

三、授産場內職組合

授産場は、離職者のうち就職に適しない健康狀態の人、歲をとつた人、家庭を持つた婦人等で働きたい人々のために、一定の仕事場で簡易な作業を教へながら收入を得させる設備で、內職組合は家庭內職の材料、製品、注文などの

取纏め、斡旋をする組合組織である。これ等は國家が直接に經營してゐるのではないが、轉廢業者が優先的に利用できる仕組になつてをり、相當多額の國庫補助が行はれてゐる。現在、全國に約三百ケ所位あり、東京には約二十ケ所ある。仕事の種類は大體、軍需關係その他の縫製作業、ミシンが約六割で、その他は鄕土名産物、金屬製部分品の加工等である。

申込手續は直接授産場に申込んでも、また國民職業指導所へ賴んでもよい。

以上、轉廢業の國家的施設のうち厚生省所管のものを說明したが、固より轉廢業の問題は極めて深刻であつて、一片の口舌、役所的な施策を以て解決すべき問題ではない。父祖傳來の職業、多年築き上げた苦心の稼業から離れることは容易なことではない。國家としては中小企業を殊更に輕く扱ふ意志は毛頭ないが、いはゆる維持育成の時代は過ぎ、好むと好まざるとにかゝはらず、國家は强力な職業指導の態勢を採らなければならなくなつてゐる。特に獨ソ戰を契機としての國際情勢の激變は、國內態勢の整備、全產業の再編成、職業の大規模の轉換を要請してゐる。國民が再生の元氣を奮つて新生命を開拓し、國家總力戰に參加してこそ、轉廢業は興國的な轉廢業となり、國家の興隆が期待されるのである。

二十七、配給機構整備要綱

振興部（昭和十五年十二月二十三日）

配給機構ノ整備ニ當リテハ計畫經營ノ適正圓滑ナル實施ニ卽應セル配給機構ヲ確立スルコトヲ目途トシ其ノ實施ニ際シテハ關係各種業者夫々ノ有スル經濟的、社會的機能ヲ極力發揮セシムルヲ肝要トス而シテ其ノ際配給擔當者就中商業者ノ經營合理化ト配給能力ノ向上ヲ圖ルト共ニ公益優先、職域奉公ヲ根本理念トスル新商人道ヲ實踐セシムル爲特別ノ考慮ヲ拂フノ要アリトス尙配給機構整備ニ關シテハ物資配給統制等ニ關聯シ物資每ニ屢次其ノ實施ヲ圖リ來リタルモノ勘カラズ既ニ之ニ依リ其ノ整備ヲ行ヒアルモノニ付テハ夫々其ノ具體的計畫ニ依ルベキノ外整備實施ニ關スル具體的措置ハ物資ノ種類、性質等ニ依リ差異アルベキハ勿論ニシテ今後ト雖モ具體的整備計畫ハ少クモ重要物資別ニ樹立スル必要アルモ配給機構全般ヲ通ズレバ概ネ次ノ如キ方向ニ於テ整備セラルベキモノトス

第一　一般方針

一、配給機構ノ整備ニ當リテ、既存商業者ノ經營單位ノ擴充ト商業組織ノ整備ヲ圖リ整備セラレタル商業機關ヲシテ配給業務ヲ擔當セシムルヲ原則トシ生產者、需用者又ハ其ノ團體ニ於テ徒ニ商業者ヲ排除シ資金及勞力ヲ新タニ投下シテ配給部門ニ進出スルコトハ之ヲ避ケシメ生產者、消費者等ニ付テハ左記ニ依リ措置スルコト

（一）生產者ニ付テハ

(1) 配給機構ノ整備セラルヽ物資ニ付テハ生產者ノ卸賣又ハ小賣ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト、シ已ムヲ得ザル場合ニハ卸賣業者又ハ小賣業者ノ團體ニ加入セシメタル上之ヲ認ムルコト

(2) 生產者ガ自己ノ生產品ノ外他ヨリ商品ヲ仕入レテ之ヲ販賣セル實績ヲ有スル場合ハ右ノ實績ニ付之ヲ販賣業者トシテ取扱フコト

（二）購買組合、購買會等ニ依ル物資ノ配給ニ付テハ之等ニ依ル配給ガ一般生活必需品ノ切符制度實施等ニ際シ支障ヲ來ス如キ事例アルベキヲ以テ此ノ種統制上支障ナキ限リ其ノ實績ヲ認メ新規配給ハ一般配給業者ニ依ル配給ヲ以テ需要ヲ充足シ得ザル場合ニ於テノミ之ヲ認ムルコト

町內會、部落會、隣保班等ハ之ヲ配給機構トシテ認メザルコト

二、配給機構ノ整備ニ當リテハ商業者又ハ其ノ團體ガ生産者、需用者又ハ其ノ團體ト緊密ナル連絡ノ下ニ配給業務ヲ遂行シ得ル樣連絡機關ノ設置等必要ナル措置ヲ考慮スルコト

三、重要原材料資材、國民生活必需品等適正價格ノ嚴守、配給ノ圓滑、物資偏在ノ防止ヲ特ニ緊要トスル物資ニ付テハ卸配給ハ原則トシテ組合等ニ依ル團體取引ニ依ルモノト爲スト共ニ國民生活必需品ニ付テハ小賣段階ニ於テモ其ノ仕入部面ニ付組合等ニ依ル共同仕入ヲ勸奬スルコト

四、配給機構整備上必要アルトキ又ハ物動計畫ノ改訂等ニ因ル取扱商品ノ減少ニ對應スル爲必要アルトキハ商業者ノ企業合同又ハ共同經營ヲ指導勸奬スルコト（次官通牒「中小商工業者ノ企業合同指導勸奬ニ關スル件」參照）

五、配給機構ノ整備ニ付テハ業種、業態、生産者又ハ需用者側ノ事情等ヲ參酌スルコト肝要ナルモ概ネ左ノ方針ニ從フコト

（一）左ノ要領ニ依リ配給段階ヲ整備スルコト

(1) 卸賣機構

イ、少數ノ大規模生産者ニ對シ少數ノ大口需要者アル場合ニ於テハ中間配給機關ヲ一段階ニ整備シ必要アルトキハ生産者團體ト需用者團體トノ直接取引ヲ認ムルコト

ロ、少數ノ大規模生産者ニ對シ多數ノ小口需用者アル場合ニ於テハ元賣及卸ノ段階ヲ認メ必要アルトキハ元賣及卸ヲ統合シテ一段階ニ整理スルコト

ハ、多數ノ小規模生産者ニ對シ多數ノ小口需用者アル場合ニ於テハ産地問屋及消費地卸ノ段階ヲ認メ必要アルトキハ集散地問屋ヲ認ムルコト

ニ、多數ノ小規模生産者ニ對シ少數ノ大口需用者アル場合ニ於テハ産地問屋ノ一段階ニ整理シ必要アルトキハ生産者團體ト需用者又ハ其ノ團體トノ直接取引ヲ認ムルコト

(2) 小賣機構

イ、消費資材ニ付テハ小賣ノ段階ヲ認ムルコト

ロ、必要アル場合ハ卸機關ヨリ購買會等ノ大口消費者ニ對スル直接配給ヲ認ムルコト

（二）左記要領ニ依リ各段階毎ニ配給業者ヲ組織化スルコト

(1) 元賣業者又ハ集散地問屋ニ付テハ全國單位又ハ經濟ブロック別ニ商業組合ヲ設立セシムルコト、シ必要アル場合ハ會社ニ統合スルコト

(2) 地方卸商又ハ産地問屋ニ付テハ道府縣單位又ハ經濟ブロック別ニ商業組合ヲ設立セシメ必要アル場合ハ會社ニ統合スルコト

(3) 小賣業者ニ付テハ

イ、商品別ニ細別シテ組合ヲ結成セシムルヲ避ケ地方事情ニ應ジ原則トシテ包括的業種別組合ヲ結成セシムルコト（商工次官通牒「生活必需品配給機構整備ニ關スル件」參照）

ロ、小賣市場ニ付テハ一定ノ取扱品目ヲ限定シ都市別ニ小賣市場出店者ヲシテ市場商業組合ヲ結成セシメ物資別小賣商業組合聯合會ニ加入セシメ右聯合會ヲ通ジ物資ノ配給ヲ爲スコト

ハ、百貨店ニ對シテハ原則トシテ百貨店組合ヲ通ジ配給ヲ爲スコト

六、三ニ揭ゲタル如キ統制ヲ必要トスル物資ニ關スル卸、小賣兼業者ニ付テハ特ニ必要アル場合ニ於テハ卸小賣ノ兼

業ヲ禁止スルコト、シ卸小賣兼業ヲ認ムル場合ニ於テモ卸賣ニ付テハ之ヲ組合等ノ團體取引ニ吸收セシメ個人トシテノ卸小賣ノ同時經營ハ之ヲ避ケシムルコト

七、配給機構ノ整備ハ配給統制、物價統制等ノ必要上急施ヲ要スルモノヨリ着手シ漸次他ノ部門ニ之ヲ及ボスコト

〔參照一〕

（一五振第一〇一二九號　昭和十五年十一月二十五日

中小商工業者ノ企業合同ノ勸奬指導ニ關スル件

近時中小商工業者ノ間ニ於テ會社組織ニ依ル企業合同又ハ組合組織ニ依ル共同經營ノ機運釀成セラレ地方廳ニ於テモ之ガ積極的勸奬指導ヲ爲シツツアル趨ナル處物資ノ配給統制又ハ物資不足ニ基ク企業合理化ノ必要上今後ニ於テ益々企業ノ合同又ハ共同經營ヲ促進スルノ要アルハ勿論ニシテ當省ニ於テモ中小商工業ノ再編成ニ付テハ業種、業態ニ依リ具體的方針決定次第逐次指示可相成ヲ以テ指示濟ミノモノニ付テハ右方針ニ基キ措置相成度、又商工業者自體ノ發意ニ依リ其ノ經營ヲ合理化スル爲經費ノ節減、配給能率ノ向上、生産性ノ昂揚等ヲ圖ル目的ヲ以テ企業合同又ハ共同經營ヲ爲サントスル場合ニ在リテハ當該商工業者ノ業種、業態、消費者ノ便宜下請受注ノ確保等諸般ノ事情ヲ檢討シテ企業合同ノ適否及其ノ組織運營方法等ノ決定ニ付適切ナル判斷ヲ爲スコト肝要ナルヲ以テ玆ニ趣旨ニ依リ指導相成度此段及通牒候也

追而米穀商、薪炭商等ノ生活必需品關係商業者ノ如キ企業合同ヲ適當トスル業種ニ付テモ其ノ共同配給所ノ組織方法ニ關シテハ消費者ノ便宜等ヲ充分參酌シ適切ナル指導相成度申添候

〔參照二〕

（一五振第一〇〇七二號　昭和十五年十一月二十二日

生活必需品配給機構整備ニ關スル件

近時生活必需品ニシテ配給統制ノ實施セラルルモノ漸次多キヲ加ヘ將來益々其ノ範圍ノ擴張セラルル見込ナルガ配給機構ノ整備ヲ圖リ以テ生活必需品ノ配給ニ萬遺憾ナキヲ期スルコト極メテ肝要ニシテ之ガ有候處從來生活必需品ノ小賣商業組合ハ物資別ニ結成セラルルヲ例トシ關係上多種多樣ノ物資ノ販賣ヲ業トスル小賣業者ハ取扱物資ノ異ルニ從ツテ多數ノ商業組合ニ加入スルヲ餘儀ナクセラレ其ノ負擔ニ堪ヘ難キモノアルノミナラズ物資配給統制上支障尠カラザルヲ以テ之等既設ノ商業組合ヲ統合整理スルノ要有之候ニ付テハ地方ノ實情ニ依リ多少取扱ヲ異ニスルヲ要スル場合モ有之樣認メラルルモ成ルベク別紙要綱ニ依リ生活必需品配給機構ノ整備ヲ圖ル樣可然措置相成度此段及通牒候也

（別　紙）

生活必需品配給機構整備要綱

一、生活必需品ノ小賣業者ヲ左ノ方法ニ依リ組織化スルコト

(1) 相互ニ密接ナル關聯アル業種ヲ統合シテ包括的業種別（例ヘバ纖維製品、食料品、燃料、其ノ他ノ家庭用雜貨等ノ如ク）ニ商業組合ヲ結成セシムルコト但シ同一種類ノ物資ノミヲ取扱ヒ他ノ物資ノ販賣ヲ兼業セザル者ガ多數ヲ占ムル地區ニ於テハ當該物資ノミニ關スル商業組合ヲ結成セシムルコトヲ得ルコト

(2) 地方ノ實情ニ依リ必要アルトキハ生活必需品又ハ之ニ準ズル物資ノ小賣業者ヲ網羅シテ單一商業組合ヲ結成セシムルコトヲ得ルコト

(3) 地方ノ實情ニ依リ必要アルトキハ地區內ニ於ケル總テノ商業者ヲ網羅シタル商業組合（地區商業組合）ヲ結成セシムルコトヲ得ルコト

(4) 組合ノ地區ハ地方ノ實情ニ依リ適當ニ之ヲ定メ得ルモ組合ガ市町村及町內會、部落會、隣保班等ノ消費者團體ト緊密ナル連絡ヲ保持シ得ル樣留意スルコト

二、生活必需品小賣商業組合ハ左ノ如ク內部組織ヲ整備シ配給事業ヲ遂行スルヨト

(1) 取扱物資別ニ部會制ヲ採用スルコト

（イ）部會ハ當該物資ノ取扱業者ノミヲ以テ之ヲ構成スルコト

（ロ）部會ハ部會所屬組合員ノ實績調査、取扱數量ノ割當等ヲ爲スコト

（ハ）部毎ニ責任者（組合ノ常任理事ヲ以テ之ニ當ツ）ヲ置キ當該物資ノ配給ニ關スル實務ヲ掌理セシムルコト

(2) 組合ハ市町村及町內會、部落會、隣保班等ノ消費者團體トノ緊密ナル連絡ノ下ニ地區內ノ消費者ニ對スル配給ヲ行フコト

（イ）配給ハ當該物資ノ部會所屬組合員ヲシテ之ニ當ラシムルコト

（ロ）配給ニ關スル對外的責任ハ組合自ラ之ヲ負擔スルコト
（ハ）統制違反者ニ對スル自治的制裁ノ組織ヲ確立スルコト
（ニ）統制物資ニ付テハ必ズ組合ニ於テ共同仕入ヲ爲スコト此ノ場合ニ於テ委任仕入ノ方法ヲ採リ計算ヲ組合員ニ歸屬セシムルコト
（ホ）要スレバ組合ニ於テ統制物資ヲ共同販賣（委託）ニ附スルコト
（ヘ）商業小組合等ノ形態ニ依ル企業合同ヲ促進シ配給費用ノ節減ヲ圖ルコト
三、業種別小賣商業組合（一、(2)ノ商業組合ヲ含ム）、地區商業組合等ヲ以テ道府縣單位ノ聯合會ヲ結成セシムルコト
(1) 聯合會ハ包括的業種別（例ヘバ纖維製品、食料品、燃料、其ノ他ノ家庭用雜貨等ノ如ク）ニ之ヲ結成スルコト
(2) 業種別小賣商業組合及地區商業組合ヲ以テ之ヲ組織スルコト
地方的卸商アル場合ニ於テハ業種別、道府縣別ニ卸商業組合ヲ結成セシメ之ヲ聯合會ニ加入セシムルコト
(3) 聯合會ハ道府縣ノ指示ニ依リ所屬組合ニ對シ配給統制ヲ行フコト
(4) 聯合會ニ物資別部會ヲ設ケ當該物資ノ配給統制事務ヲ掌理スルコト
(5) 地方的卸商アルトキハ聯合會ノ統制ノ下ニ卸商又ハ其ノ組合ヲシテ直接小賣商業組合ニ配給ヲ爲サシムルコト
(6) 地方的卸商ナキトキハ成ルベク聯合會ニ於テ共賣機關ヨリ共同仕入ヲ爲スコト
四、既設ノ生活必需品關係商業組合及同聯合會ハ前各項ノ趣旨ニ依リ漸次之ヲ改組整備スルコト

二十八、交通政策要綱

閣議決定（昭和十六年二月一四日）

交通政策要綱

本要綱においては運輸及び通信並に之に關聯する氣象の要綱を定む。

第一、基本方針

高度國防國家體制の完成を目途とし日滿支の强固なる結合を根幹とする大東亞共榮圏を確立せんがため之が基本的要素たる交通の使命に鑑み皇國を核心とする大東亞の綜合的有機的交通體制の確立を期す、交通施設の計畫的整備擴充を圖るとともにこれが運用の統制を强化す、これがため交通に關する行政諸機構の整備統一を圖る。

第二、交通施設の整備擴充

交通施設の整備擴充は左の方針に則りこれが實現を期す。

一、大東亞共榮圏における交通の跛行的狀態を調整しその有機的連絡を促進するとともに日滿支の交通施設に關しては概ね日滿支經濟建設要綱の定むる所に依る、なほ南方諸地域に對する交通施設の整備を圖る。

二、部門別整備擴充方針として特に考慮すべき事項左の如し。

（イ）陸　運

1 鐵道の改良に關しては幹線輸送力の擴充および輸送系路上の隘路の補强を主とし新線の建設は差當り緊急なるものに止む。

2 車輛その他鐵道特有資材を整備するとともにこれが生産能力の增强を圖る。

3 倉庫、小運送具及び荷役施設の整備强化特に荷役の機械化に努むると共に小運送勞務者の確保を圖る。

4 陸運能力の强化を圖るため主要道路の建設、改良ならびに之が鋪裝の整備に努む。

5 自動車生産能力の擴充を圖るため自動車保有量の增加ならびにその海外進出に努むるとともに保有量の增加および確保に必要なる燃料對策その他適切なる措置を講ず。

（ロ）海運及び港灣

1船腹の充實を期するため造船能力を增强し計畫的造船を行ひ特に貨物船、油槽船その他の特殊用途船ならびに小型船舶の整備を圖る。

2日滿支間海上輸送力を擴充强化すると共に南方諸地域に對する航路の擴充、不定期配船の增加を圖りあはせて對外航權の伸張に努む。

3各港灣の使命に應じ重點的に諸施設の整備擴充を圖ると共に特に日滿支諸港を相互照應するやう整備す。

4港灣能力の向上を圖る爲臨港鐵道その他水陸連絡設備及び倉庫その他保管施設の整備に努む。

5港灣における荷役能力の增强に關しては特に艀船の增備および荷役の機械化に努むると共に荷役勞務者の確保を圖る。

(ハ)空　運

1航空の現狀ならびにこれが軍事的使命の重要性に鑑み航空の飛躍的發展を期し日滿支間連絡航空路の整備强化を圖るとともに南方諸地域における航空路の開發に努め更に進んで圏外國際航空路の擴充を期す。

2航空機生産能力の擴充を圖り優秀航空機の增加並にその海外進出に努む。

3大東亞共榮圏各地における航空保安施設の綜合的整備を圖る。

(ニ)通　信

1電氣通信施設の整備に當りては主要幹線のケーブル化、通信方式の高度化等基礎的諸施設の增强を圖り併せて各種電氣通信施設の統合調整を圖る。

2大東亞に於ける皇國の自主的通信網を確立するため日滿支間連絡通信ケーブル幹線の完成に努むると共に南方諸地域に對する通信施設の整備を圖る。

國際電氣通信施設の整備擴充を圖り對外通信連絡の確保を期す。

3放送施設に關しては日滿支の有機的連繫の下に之が充實を圖り特に有線放送ならびに對外放送施設の擴充强化に努む。

4通信機器製作の技術的向上に努めその生産能力の擴充と機器の海外進出に努む。

(ホ)氣　象

觀象事業の現狀ならびにこれが軍事的使命の重要性に鑑み東亞交通の安全を期し且軍事上の要求を充足するためこれが飛躍的發達を圖る。

三、交通施設の整備擴充に當りては特に防空上遺憾なきを期す。

四、交通關係技術者ならびに技能者の養成充足をはかるため適切なる方策を講ず。

第三、交通の統制運用

交通各部門の運營の圓滑を圖ると共に交通の綜合能率の發揮を期するため特に考慮すべき事項左の如し。

一、日滿支交通一體化の要請に基き皇國を核心とする日滿支交通に關する連絡機構の整備に努むるとともにこれが運營の連絡統合、交通資材ならびに機器の規格統一等を圖る。

二、計畫經濟の要請に卽應しかつ輸送能率の向上を圖るため概ね左の措置を講ず。

(イ)適當なる運賃政策の樹立

(ロ)海陸輸送分野の適正化

(ハ)運輸機關と生産配給統制機關との緊密なる連繫の保持
(ニ)陸上運輸諸事業間の調整統合
(ホ)船舶の集約的運航體制の確立ならびに計畫的配船の徹底化
(ヘ)港灣諸事業の綜合的統制
(ト)現有施設の活用特に遊休施設の利用、轉用
(チ)荷造包裝の改善合理化

三、大東亞共榮圈における皇國海運の指導的地位を確立する爲必要なる海運企業組織の統合を圖ると共に海上保險の改善に努む。

四、大東亞共榮圈における通信の指導的地位を確保するため概ね左の措置を講ず。
(イ)各地域を一體とする通信聯合の結成
(ロ)電波統制による無線通信安定の確保
(ハ)適切なる通信料金政策の樹立

二十九、國土計畫設定要綱

閣議決定 (昭和十五年九月二十四日)

第一、國土計畫設定の趣旨

肇國の理想に基き、時勢の進運に對處して新東亞建設の聖業を完遂する爲には、東亞諸邦を對象とする綜合的經濟計畫を樹立し、之を基準として國力の飛躍的增強を圖るの要緊切なるものあり。

卽ち日滿支を通ずる國防國家態勢の强化を圖るを目標として國土計畫の制を定め、地域的には滿支をも含め、時間的には國家百年の將來をも稽へ、產業、交通、文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關聯に於て綜合的に、合目的的に構成し、以て國土の綜合的保全利用開發の計畫を樹立し、一貫せる指導方針の下に時局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとす。

第二、計畫の種別竝運用

一、日滿支計畫

日滿支三國を通ずる國土の綜合的利用開發の計畫にしてその各國を以て各單位地域とし、之に對する人と施設との合理的配分方針を策定するものとす。

日滿支計畫は關係各國の行ふ國土計畫的事業策定の基準たるべきものにして、皇國に關しては中央計畫策定の基準たるものとす。

二、中央計畫

中央計畫は內外地全般を對象とする計畫にして、日滿支計畫を基準として策定を圖るものとし、內外地各地方の特性を發揮せしめ國家的見地よりする國土の綜合的利用開發の計畫を樹立するものとす。

中央計畫は各廳所管行政の基準となりて運用せらるべく、內地に於ける各單位地域別地方計畫及外地に於ける開發計畫策定の基準となるの外各廳所管の事業として直接實施せらるべきものとす。

第三、策定要領

一、國土計畫に關する調査、研究、立案は本計畫設定の趣旨に鑑み國家の綜合國防力の增强を圖るの見地より常に發

展的に統一的に之を行ふものとす。

二、計畫立案は一定の目標時期を定め、日、滿、支、南洋を含む東亞共榮圈の確立を圖るを目標として之を企畫するものとす。

三、計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫との有機的關聯に於て產業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす。

四、經濟に關する計畫に付ては東亞共榮圈內に於ける資源の開發、保全、涵養に依る必要物資の確保とその適正なる交流配分を圖り、併せて國際經濟に於ける優位の獲得に努むるを以て目的とす。

五、人口に關する計畫に付ては人口の量的質的增强と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て目的とす。

六、基礎調查は各廳の調查を統合し、民間の協力を得て內外に亙る關係資料の整備を圖るものとす。

第四、主要策定事項

一、日滿支經濟配分計畫

二、工鑛業配分計畫

イ、重化學工業の業種別配分計畫

ロ、輕工業の業種別配分計畫

ハ、工業地帶配分計畫

ニ、鑛產資源開發計畫

三、農林畜水產業配分計畫

イ、農業計畫

ロ、林野計畫

ハ、水產計畫

四、綜合的交通計畫

イ、內外地交通通信整備計畫

ロ、東亞交通通信整備計畫

五、綜合的動力計畫(燃料を含む)

六、綜合的治山治水及利水計畫

七、綜合的人口配分計畫

イ、都市配置に關する計畫

ロ、職能別人口配分計畫

ハ、地域別人口配分計畫

ニ、綜合的移民計畫

八、文化厚生施設の配分計畫

九、單位地域別計畫の基本方針

第五、事務の機構竝其運用

一、國土計畫は內閣總理大臣の主管とし、その事務は企畫院をして掌らしむ。

二、內閣に官制に依る國土計畫委員會を設置し、國土計畫の策定竝運用に關する諮問機關たらしむること。
三、各廳は國土計畫の策定に參畫し、その所管に從ひ、計畫の內容たる事項の調査、計畫、實施を掌る。
內閣總理大臣は各廳の行ふ事業に付國土計畫の運用上必要なる統轄を行ふことを得るものとすること。
地方計畫に付ても內閣に於て之を統制す。
四、各廳に設置せられある各種會議、調査會、委員會等は必要に應じ國土計畫委員會と密接なる連絡を保持すべきものとし、之が連絡の方法に付ては別途考慮するものとす。
五、日滿支計畫に關する滿支兩國との連絡は各關係所管廳を通じて之を行ふ。
六、中央計畫の外地に於ける實施は一般的に各外地官廳の所管とし拓務省(關東州に付ては對滿事務局)之を統制す。

三十、國土計畫について

企畫院(昭和十五年十月二日週報記載)

國土計畫とは何か

政府が八月一日に發表した基本國策要綱の中に、「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立」といふ一項があつた。この國土開發計畫を如何に定むべきかについては、爾來企畫院が中心となつて研究を重ねてゐたが、九月二十四日國土計畫設定要綱として閣議決定を見るに至つた。この機會に、國土計畫とはいかなるものか、設定要綱を中心に簡單に說明することにしよう。

國土計畫とは、國土の綜合的な保全利用開發の計畫である。從て國土計畫の必要は最近急に唱へられ初めたものではない。わが國でも既に、德川時代に佐藤信淵が「國土經緯」といふ名で國土計畫の重要性を說いてゐるのである。

しかしその國土計畫が、時局下の今日、特に緊急な問題として取りあげられ、基本國策中の主要な一項としてその設定を急がれてゐるのには、次のやうな理由がある。

國土計畫はなぜ必要か

支那事變の目的が東亞新秩序の建設にあり、東亞新秩序建設の理念が、肇國の理想たる八紘一宇の精神を基調とすることは改めて說くまでもないが、日滿支各々その分に應じその處に從つて、新らしい東亞の秩序を建設するためには、產業經濟に於ても、交通その他の方面に於ても、日滿支を通ずる具體的且つ科學的な計畫が必要である。國土計畫が必要とされる第一の理由はこれである。

飜つて時局下の國內の狀態を見ると、生產力擴充の進展に伴つて、大都市を中心に工場が急激に增設された結果、都市と農村の人口に異常な變化を生じてゐる。卽ち都市は過度の人口集中となり、保健、衞生、防空などの上に、或ひは交通問題、住宅問題の上に由々しい問題が惹起してをり、一方農村では先祖傳來の美田が潰滅し、山林が荒廢に導かれるなど、種々の問題が起つてをり、これらの問題に一定の計畫に基づく統制を與へる必要は極めて切實な問題となつてゐる。これが國土計畫を必要とする第二の理由である。

勿論、都市の分散配置の問題、工業の地方化の問題、農業生產の計畫化の問題などは、部分的には研究もされ、實施もされてゐるのであるが、これらの計畫を有機的、綜合的に運營する綜合計畫を缺いてゐる結果、すべての計畫の實行力が弱められてゐる。この缺陷に對處し、時局下の各種の政策に統一した計畫目標を與へるのが國土計畫である。

世界情勢を見れば、ヨーロッパでは獨、伊、南北アメリカでは北米合衆國、北方ではソ聯を中心とする三大ブロックを形成しようとしてゐる。東亞の諸國と民族が、これらの國家群に對應して存立を全うするためには、日滿支を中

心とした南洋をも含む東亞の諸國が一丸となつて、一大共榮圈を完成しなくてはならない。世界新秩序の一環として
の東亞新秩序の建設には、日滿支を通ずる國防國家態勢の强化が何をおいても緊要である。
　從つて國土計畫の目標は日滿支を通ずる國防國家態勢の强化を圖ると云ふところに置かねばならない。地域的には
滿支を含み、時間的には國家百年の將來をも考へて、產業、交通、文化等各般の施設と人口の配分とを、國防國家建
設の目的に副ふやうに綜合的に計畫し、國土の綜合的利用開發保全を圖るのが國土計畫である。時局下の諸種の政策
はこの國土計畫の一貫した指導方針の下に、統制的に推進されなくてはならないのである。

いかに計畫を立てるか

　國土計畫の中心問題は產業配分計畫と人口配分計畫である。
　工業配分計畫についていへば、重工業、化學工業、輕工業の各業種別の分配計畫が必要であり、日本にはどういふ
工業をどの程度に起すべきか、滿洲には何工業を起すか、東北地方には、九州地方には、といふ具合に配分方針を定
めてゆくのであり、これに從つて工業地帶をどしどし設けるといふやうに進めやうといふのである。
　鑛業の配分計畫は、各國土に卽した鑛產資源の開發計畫である。
　農業についても、例へば內地に於ける食糧の自給限度は如何にすべきか、耕作物の種類を地域別に如何に合理化す
べきか、といふやうに農業計畫を立てるのである。水產計畫や林野計畫についても同樣である。
　すべて經濟に關する計畫の目的は、東亞共榮圈內の資源を開發し、涵養して、食糧、軍需その他必要物資の自給を
出來得るだけ確保し、延いては國際經濟界に於て優勝者たるべく努めることをその目標とする。尤も國土計畫といつ
ても、たゞ國土を物として利用開發するといふのではなく、常に我が國土を完成してゆくといふ國土愛の精神を基調
として、計畫を進めなくてはならないのである。
　人口の配分計畫については、先づ都市配置の問題があり、農業人口とその他の人口を如何に配分するかの職能別人
口配分計畫、どの地域にはどの程度の人口を適當とするかの地域別人口配分計畫、更に日滿支を通じての綜合的移民
計畫等がある。
　人口の配分計畫といつても、必ずしも强制移民や强制移住を意味するものではなく、人口の理想的分布計畫を立
て、その計畫に副ふやうに產業を配分し、また文化、厚生の諸施設を配分して、人口が自然に理想の方向に流れて行
くやうにするのである。
　產業の配分、人口の配分に伴つて、否その前提條件として、綜合的な交通計畫、動力計畫が必要なことはいふまで
もない。交通の計畫には、東亞交通通信の整備計畫と內外地の交通通信整備計畫の二つがあり、陸運、海運、空運の
一貫的綜合計畫が考へられる。動力計畫には燃料問題も包含されねばならない。更に根本的には治山治水計畫、利水
計畫も必要である。
　以上の國土計畫の立案に當つては、產業と人口の統制的配分に重點を置き、交通計畫、動力計畫と常に有機的な關
聯を持たせなくてはならない。そして常に防空問題に重大な考慮を拂はなくてはならないのである。
　計畫の目標は日、滿、支、南洋を含む大東亞共榮圈の確立にあるが、計畫の立案には、例へば五年とか十年とか一
定の目標時期を定める必要がある。國土計畫には夢がなくてはならぬが、夢であつてはならないからである。
　そして國土計畫の立案、研究、調査などは、すべて、あらゆる情勢に卽應し得る如く、動的、發展的なものでなく
てはならない。固定的な、靜的なものであつてはならないのである。

國土計畫の二つの種類

今回設定しようとしてゐる國土計畫は、日滿支計畫と中央計畫の二つに分れる。

日滿支計畫は日滿支三國を通ずる計畫であつて、日滿支三國で行ふ國土計畫の基準となるものである。卽ち日本にとつては次に述べる中央計畫の基準となり、滿洲國に對しては滿洲國綜合立地計畫の基準となるべきものであり、支那に對しては支那に於て行はるべき諸種の開發計畫の基準となるべきである。

中央計畫は、日滿支計畫を基準として策定する日本の計畫であり、內地外地を一體としてこれを對象とする計畫である。この中央計畫の策定に當つては、內地外地各地方の特性を發揮させるやう、國家的な見地からする國土の綜合的利用開發計畫を立てねばならない。

この中央計畫は各省の行ふ事業計畫の基準となり、內地各地方計畫や各外地の行ふ開發計畫の策定の基準となるものである。中には各省の行ふ事業として直接實施されるものもある。

國土計畫の事務の機構

以上の國土計畫は內閣總理大臣の主管とし、その事務は企畫院が掌るが、計畫の策定と運用に關する諮問機關として、內閣に官制による國土計畫委員會を設置することになつてゐる。

各省は國土計畫の策定に參畫し、その所管に從つて計畫の內容事項の調査、計畫、實施に當るのである。計畫の實施に當つては、內閣總理大臣は各廳の行ふ事業について必要な統轄を行ふことが出來るやうにしなくてはならない。地方計畫についても內閣で統制して、全般の統一を圖るのである。

むすび

世界は今、歷史に嘗て見ないほどの急激な變革を見せようとしてゐるが、これは要するに、從來の唯物的個人主義、自由主義、營利主義の行詰りである。これに代つて登場すべきものは、經濟的にいへば、國家目的のために國家の資源と勞力、資本と技術とを全面的に、しかも計畫的に利用開發動員すべき計畫經濟であるべきことは當然である。自由主義國家といはれるイギリスやアメリカでさへ、國土計畫に類似した計畫が研究されてゐるのである。

この國土計畫が立てられた曉には、產業、經濟、交通、文化等の諸施設と人口の配分は、この計畫に從つて合理的に編成されることになるのであり、國家の諸種の政策も國土計畫を基準として、計畫的に統一的に推進されるやうになるのである。國土計畫によつて我が國の經濟建設の基本方式が確定すれば、最近問題となつてゐる產業經濟界の不均衡、各種の行き違ひなどの問題も解決するものと確信する。

三十一、人口政策確立要綱

閣議決定（昭和十六年一月二十二日）

厚生大臣談

皇國の大使命たる東亞共榮圈を確立し之が存續に微動だも容さざらしむる爲には、其の中心であり指導である所の吾が國が、質に於て優秀、量に於て多數の人口を有せねばならぬ。此のことは今次歐洲動亂の主流を爲す所の各國の情勢に鑑みても痛感せられるのである。本日閣議に於て人口の速なる增强を圖るため人口政策確立要綱の決定を見たことは、誠に慶賀に堪へない次第である。

人口增殖は、先づ出生の增加を基調とすべきで、出生率を減退せしめる有らゆる精神的物質的原因を除去せねばならぬが、苟も個人主義的の功利思想や頽廢的享樂觀が幾らかでも原因を爲すやうな事があつては由々しき大事である

から、此の如き思想をば極力之を排除して、家を基とし、民族の發展を期する所の雄大なる思想を確立することが肝要である。次に出生の增加と相竝んで死亡の減少に力を注がねばならぬが、現在吾が國の死亡率が、他の文明國に比して比較的高位にあることは洵に遺憾である。之に就ては、重點を乳幼兒保育の改善と結核の豫防とに置いて、極力死亡率の低下を圖らねばならぬ。

凡そ國民の精神的及肉體的增强を圖ることは國力の根基に培ふ所以であるから人口增殖方策と併せて、正に喫緊の要務である。

本日恒久的人口政策が確立されたのであるが、今後は着々之を實施に移すことが肝要である。厚生省としては、特に其の責任の大部分を負擔するの感を深うする。人口增强の問題は、國防力及生產力擴充の上から重大問題であるばかりでなく、國家の將來に對して永遠に運命を支配する所の大問題であるから、政府は今後各省一體となつて本國策の遂行に萬全を期するは勿論であるが、全國民も亦十分其の重要性を理解して、民族永遠の發展に協力せられんことを切望する次第である。

人口政策確立要綱

第一、趣旨

東亞共榮圈を建設して其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり。之が達成の爲には人口政策を確立して我國人口の急激にして且つ永續的なる發展增殖と其の資質の飛躍的なる向上とを圖ると共に東亞に於ける指導力を確保する爲其の配置を適正にすること特に喫緊の要務なり。

第二、目標

右の趣旨に基き我國の人口政策は內地人人口に就きては左の目標を達成することを旨とし差當り昭和三十五年總人口一億を目標とす、外地人人口に就きては別途之を定む。

一、人口の永遠の發展性を確保すること

二、增殖力及資質に於て他國を凌駕するものとすること

三、高度國防國家に於ける兵力及勞力の必要を確保すること

四、東亞諸民族に對する指導力を確保する爲其の適正なる配置をなすこと

第三、基本精神

右の目的を達成する爲採るべき方策は左の精神を確立することを旨とし之を基本として計畫す。

一、永遠に發展すべき民族たることを自覺すること

二、個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立、徹底を圖ること

三、東亞共榮圈の確立、發展の指導者たるの矜持と責務とを自覺すること

四、皇國の使命達成は內地人人口の量的及び質的の飛躍的發展を基本條件とするの認識を徹底すること

第四、人口增加の方策

人口の增加は永遠の發展を確保するため出生の增加を基調とするものとし併せて死亡の減少を圖るものとす。

一、出生增加の方策　出生の增加は今後十年間に婚姻年齡を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦出生數平均五兒に達することを目標として計畫す。

これが爲採るべき方策概ね左の如し。

(イ)人口增殖の基本的前提として不健全なる思想の排除に努むると共に健全なる家族制度の維持強化を圖ること
(ロ)團體又は公營の機關等をして積極的に結婚の紹介、斡旋、指導をなさしむること
(ハ)結婚費用の徹底的輕減を圖ると共に、婚資貸付制度を創設すること
(ニ)現行學校制度の改革に就きては特に人口政策との關係を考慮すること
(ホ)高等女學校及女子青年學校等に於ては母性の國家的使命を認識せしめ保育及保健の知識、技術に關する教育を强化徹底して健全なる母性の育成に努むること
(ヘ)女子の被傭者としての就業に就きては二十歳を超ゆる者の就業を可成抑制する方針を採ると共に婚姻を阻害するが如き雇傭及就業條件を緩和又は改善せしむる如く措置すること
(ト)扶養家族多き者の負擔を輕減すると共に獨身者の負擔を加重する等租稅政策に就き人口政策との關係を考慮すること
(チ)家族の醫療費、教育費その他の扶養費の負擔輕減を目的とする家族手當制度を確立する事之が爲家族負擔調整金庫制度(假稱)の創設等を考慮すること
(リ)多子家族に對し物資の優先配給、表彰、その他各種の適切なる優遇の方法を講ずること
(ヌ)妊産婦乳幼兒等の保護に關する制度を樹立し産院及乳兒院の擴充、出産用衞生資材の配給確保、其他之に必要なる諸方策を講ずること
(ル)避妊、墮胎等の人爲的産兒制限を禁止防遏すると共に、花柳病の絕滅を期すること

二、死亡減少の方策　死亡減少の方策は當面の目標を乳幼兒死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し二十年間に概ね三割五分低下することを目標として計畫す此の目的達成の爲採るべき方策概ね次の如し。
(イ)保健所を中心とする保健指導網を確立すること
(ロ)乳幼兒死亡率低下の中心目標を下痢、腸炎、肺炎及び先天性弱質に依る死亡の減少に置き、之が爲都市農村を通じ母性及び乳幼兒の保護指導を目的とする保健婦を置くと共に保育所の設置、農村隣保施設の擴充、乳幼兒必需品の確保、育兒知識の普及を圖り併せて乳幼兒死亡低下の運動を行ふこと
(ハ)結核の早期發見に努め産業衞生並に學校衞生の改善、豫防竝に早期治療に關する指導保護の强化、療養施設の擴充等をなすと共に各廳連絡調整の機構を整備して結核對策の確立徹底を期すること
(ニ)健康保險制度を擴充强化して之を全國民に及ぼすと共に醫療、給付の外豫防に必要なる諸般の給付をなさしむること
(ホ)環境衞生施設の改善、特に庶民住宅の改善を圖ること
(ヘ)過勞の防止を圖る爲國民生活を刷新して充分なる休養を採り得る如くすること
(ト)國民榮養の改善を圖る爲榮養知識の普及徹底を圖ると共に榮養食の普及、團體給食の擴充をなすこと
(チ)醫育機關竝に醫療及豫防施設の擴充をなすと共に醫育を刷新し豫防醫學の研究及普及を圖ること

第五、資質增强の方策

資質の增强は國防及び勤勞に必要なる精神的及び肉體的の素質の增强を目標として計畫す。
(イ)國土計畫の遂行により人口の構成及び分布の合理化を圖ること、特に大都市を疎開し人口の分散を圖ること之が爲工場、學校等は極力之を地方に分散せしむる如く措置するものとす

(ロ)農村が最も優秀なる兵力及び勞力の供給源たる現狀に鑑み內地農業人口の一定數の維持を圖ると共に日滿支を通じ內地人人口の四割は之を農業に確保する如く措置すること

(ハ)學校に於ける青少年の精神的及び肉體的錬成を圖ることを目的として、敎科の刷新を行ひ訓練を强化し、敎育及び訓練方法を改革すると共に體育施設の擴充をなすこと

(ニ)都市人口激增の現狀に鑑み特に都市に於ける青少年の心身の錬成を强化して之をして優秀なる兵力及勞力の供給源たらしむること

(ホ)青年男子の心身鍛錬の爲一定期間義務的に特別の團體訓練を受けしむる制度を創設すること

(ヘ)各種厚生體育施設を大量に增加すると共に健全簡素なる國民生活樣式を確立すること

(ト)優生思想の普及を圖り、國民優生法の强化徹底を期する事

第六、資料の整備

一、人口動態及靜態に關する統計を整備改善すること

二、國民體力法の適用範圍を擴張しその內容を充實すると共にその他の體力及び保健に關する資料を整備擴充すること

第七、機構の整備

一、人口問題に關する統計、調査研究の機構を整備擴充すること

二、人口政策の企畫、促進及び實施の機構を整備充實すること

三十二、人口問題をどうする

一、東亞共榮圈と日本民族

企畫院（昭和十六年二月二日週報記載）

さる一月二十二日の閣議で、かねてから企畫院を中心として鋭意、立案をすゝめてゐた「人口政策確立要綱」が決定された。そして不動の國策として、今後はそれにもとづいて、種々の施策が强力に遂行されることになつた。いふまでもなく人口政策は文字通りに國家百年の大計である。その國家の百年にわたる大方策の根本が、この記念すべき紀元二千六百年代の第一年目の初頭にあたつて、確立されることになつたといふことは、いまや聖戰の遂行と、それを通じて大東亞の共榮圈を建設することに渾身の努力をかたむけてゐるわれ〳〵日本國民にとつて、まことに意義の深いことだといはなければならない。

大東亞の共榮圈をたくましく建設して、その悠久にして健全なる發展をはかるといふことは、日本國民がその世紀の運命を賭けた大事業である。吾々日本民族は、ぜひともこの大願を成就しなければならない。しかるに、この世紀の大願を成就するには、まづ吾々日本民族みづからが、その數において飛躍的に大きくならなければならない。またその資質においても十分に、この大東亞共榮圈の先導者としての務めをはたすことができるやうにならなければならない。そして大東亞の共榮圈を一日も早く建設し、それを外敵にたいして防衛するとともに、その悠久にして健全なる發展をはかることが肝要であるが、今日においてその先達をつとめることのできるものは、日本民族を外にして、どこにそれをもとめることができるであらうか。その大東亞共榮圈の先達となるべき吾々みづからが、その數において少く、その資源において十分にこの任務をはたすことができないといふやうなことがあつては、それこそ日本民族

がその世紀の運命をかけたこの大事業も、おそらくは、つひにそれを成就することができないことになるに違ひない。

二、日本における人口の動き

日本人口の現狀と將來とは、果してこの世紀の大業を完遂する上において、それに缺けるところがないであらうか。これはいふまでもなく大きな問題である。

これまでは一般に漠然と、日本の人口はモルモツトか鼠のやうな、恐ろしい增加力をもつてゐるのだといふ風に思はれてゐた。現にヨーロツパの學者などのうちには「東洋的な」出生率とか、「東洋的な」增殖力などといつたやうな言葉をつかつて、半分は輕蔑の氣持と、半分は驚異の心持とをもつて、日本の人口增加をみてゐた者さへあつたくらゐであつた。また一部の學者は、日本の人口が今日までのやうな驚くべき增加を續けることになれば、その結果はどういふことになるか。日本はこの「人口の壓力」によつて、早晩對外的に發展することを餘儀なくされるに違ひない。そしてこれが世界のいはゆる「舊秩序」を破壞する一つの發火點になるといふやうなことをいつて、日本の人口增加を極度に恐れてゐたくらゐであつた。ヨーロツパにおいて、今日でもなほ黃禍論が跡を絶たないのは、有色人種のすべてについて、その人口增加の大なることをおそれた結果であるが、また一つには、日本における人口增加の大なることを、特に恐怖したために起つてきた現象であつたといふことができる。

日本における人口增加の力が衰へることを憂へてゐる者は、今日の我が國にも甚だすくない。日本は天然の資源こそ十分であるとはいふことができないが、しかし、人口增加の力は世界に誇るべきものである。その出生率をみても昭和十二年には人口千について三〇・六一になつてゐる。これは今日の世界の文明國のうちで、たとへば、同年におけるイギリスの出生率が人口千について一四・九、ドイツのそれが一八・八、フランスのそれが一四・七、北米合衆國のそれが一七・〇であるのとくらべると、なほ餘程高率であるといはなければならない。たゞ死亡率についてみると、昭和十二年における我が國のそれは、人口千につき一六・九五となつてゐるが、これは同年におけるイギリスの死亡率が人口千につき一二・四、ドイツのそれが一一・七、北米合衆國のそれが一一・四であるのと比較すると、やゝ高率になつてゐることが心配になるくらゐのことである。人口の增加する力そのものについてみると、今日でこそ聖戰遂行のために、多くの青壯年の人達が應召されてゐる影響をうけて多少その數がすくなくなつてゐるけれども、これはいふまでもなく一時的の現象である。

支那事變が始まるころまでは、わが國における人口の自然增加は、一年に百萬人に近い數をかぞへてゐた。これは日本の現在の人口からみて、決してすくない增加であるといふことはできないといふのが、これまでの一般の通俗的な見方であつた。そして甚だ迂濶な話ではあるが、かやうな日本人口の外見上の素晴らしい增加と發展とのかげに、實はおそろしい衰亡の毒素が、年とともに次第に釀し出されつゝあつたといふことを、多くの人々が見落してゐたのである。

日本の人口が支那事變の始まるころまで、年々百萬人に近い增加をつゞけてきたといふことは、一見すると日本民族の限りなき發展を約束してゐるやうに思はれる。しかし、實はこれは大きな錯覺である。日本の人口が一年に百萬人に近い增加をつゞけてきたといふことは、疑ふことのできない現實の事實である。しかし、この年々百萬人に近い人口の增加が、どういふ風にして行はれてきたかといふことを考へてみると、それは必ずしも日本人口の悠久の發展と增加とを約束してゐるといふ風にばかり、樂觀的に考へてゐることはできない。人口の增加といふものは、死ぬ者よりも生れる者が多い場合に起ることである。そこで、その毎年の生れる者の數を、その年の人口に割り合はせて出

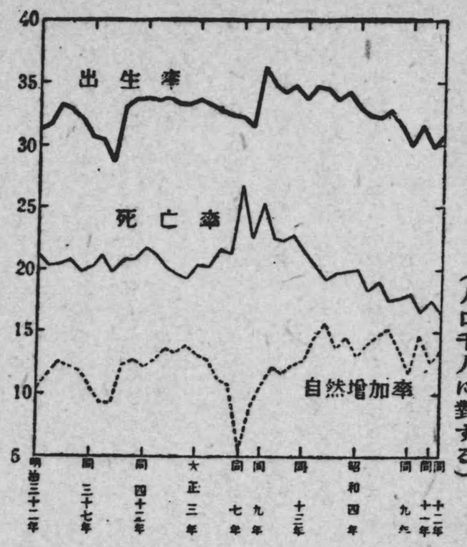

生率を算出してみると、日本における人口の出生率は、明治の初年から大正九年までの約五十年間は、年とともに上昇の勢ひをつゞけてきたが、それがこのときを境として、にはかに急激な落勢に轉じてきた。すなはち、明治三十二年の出生率は、人口千について三一・三三、明治三十三年のそれは三一・六九であつた。そしてそれが大正九年には人口千につき三六・一九となつて、この期間に我が國の出生率は、人口千について四・八六を増したことになつてゐるが、それから後は年とともに出生率が低くなつて、昭和十二年にはつひにそれが三〇・六一となつてゐる。これは大正九年からかぞへて、わづか十六年の短時日の間に、わが國の出生率が人口千について六・五八も少くなつてきたといふ勘定になる。これは日本人の子を生む力が、短時日の間にそれだけ衰へてきたといふことを物語つてゐることになる。

日本人口の子を産む力が、かやうに大正九年を境として、急に衰へるやうになつてきたにもかゝはらず、その増加力がそれほど衰へないで、この時期においてもこれまでは、なほ年々百萬人に近い増加をつゞけることができたといふのは何故であるか。その原因は、一にまつたく死亡率が、出生率の低下にともなつて低くなつてきたといふことにある。日本の死亡率は、出生率の場合と同じく、明治の初年から大正九年のころまでは、年とともに高まつてきたがそれがこのころを境として急激に低下の勢ひに轉じてゐる。すなはち、明治三十二年の死亡率は、人口千について二

一・〇五、明治三十三年のそれは二〇・三一であつたが、大正九年には二五・四一となつて、この約五十年の間は、死亡率が人口千について五・一を加へてゐるが、それがそれからは出生率の場合と同じやうに、急激な低下の勢ひに轉じて、昭和十二年には一六・九五となつてゐる。そしてこのわづか十六年の間に、わが國の死亡率は人口千について八・四六も低くなつてゐる。これはまことに驚くべきことである。

日本の出生率が前の世界大戰を境として、にはかに急激な低下の勢ひを示してきたにかゝはらず、その人口増加の勢ひがそれほどに衰へないで、年々百萬人に近い増加を續けてくることができたのは、全くかやうに死亡率が低下してきた結果であつて、これは主として醫學の發達と、豫防衞生の進歩したおかげであつたといはなければならない。

三、日本人口の將來とその問題

日本において人口が増加したのは、明治の初年からこの前の世界大戰のころまでは、主として出生率がにはかに高くなつてきた結果であつたが、それが大正九年を境として、それからは、主として死亡率が非常な勢ひで低くなつてきたおかげであつた。そこで人によると、最近のやうに出生率が低くなつてきても、死亡率がそれにともなつて下つてくれば、日本の人口の將來には少しも心配がないやうにおもつてゐる。

そしてこれらの人達は、日本の人口の動きも、近頃はやうやくヨーロッパの文明國と同じやうになつてきたといふので、それを漫然と喜んでゐるやうであるけれども、實はこれは非常に大きな間違ひである。

出生率と死亡率とが、相ともなつて低くなつてくるといふことになると、その結果として人口の將來はどういふことになるか。これはヨーロッパの諸國では、すでに經驗ずみのことである。これらの國々でもいはゆる産業革命が起つて、商工業がにはかに勃興してくると、それにつれて初めの間は死亡率もやゝ高くなつてゐるが、しかし、それと

ともに出生率が非常な勢ひで高くなつてゐる。そして人口がどこの國でも飛躍的に大になつてきてゐるが、その國における商工業の發達が、ある程度にまで達して、國民の多くの部分が、商工業に從事する者によつて占められるやうになつてくると、不思議にどこの國でもこの傾向が逆になつて、こんどは出生率と死亡率とが相ともなつて低くなるやうになつてきてゐる。

イギリスでは、この傾向の逆轉は十九世紀の七八十年代のころを境として起つてゐる。この前後はイギリスがヴイクトリア黄金時代といつて、その商工業の基礎を强固に確立した時代であつた。またドイツでは、この傾向の逆轉はそれよりもやゝ遲れて、二十世紀の初頭に起つてゐるが、ドイツにおいて商工業が發達してきたのは、イギリスの場合よりも時代的に餘程遲れてゐたから、二十世紀の初頭における商工業の發達の程度は、ちやうどヴイクトリア黄金時代のイギリスにおける發達の程度に似通つてゐたやうにおもはれる。そしてわが國でも、この傾向の逆轉が起つた前の世界大戰直後の時代は、大戰中の躍進によつて日本の商工業が始めてその基礎を確立したときであつた。大正九年の國勢調査によると、わが國では農業者の割合がだんだんに少くなつてきて、當時はそれが國民の五二・四一%を占めるにすぎないことになつた。これはイギリスやドイツで出生率と死亡率とが、それまでの上昇の勢ひから低下の勢ひに逆轉したときの事情と、ほとんど同じことであつた。

しかるに、出生率と死亡率とが低下の勢ひに逆轉した結果、ヨーロッパの國々の人口はどういふことになつたか。その第一の結果は、これらの國々では人口そのものがだんだんに少くなつて、つひには民族そのものが自滅してしまふやうになるといふことを、心配しなければならないといふことになつてきた。ドイツの人口統計學者として知られてゐるブルグドエルファー氏の推計したところによると、いまから約百十年を經た西曆二〇五〇年のころになると、

ドイツの人口は二千五百萬人になつてしまふといふことである。これは今日のドイツの人口、六千七百萬人ほどにくらべると、ほとんどその五分の二に近い數に激減してしまふことになる。そしていまから百四、五十年まへに、ドイツがまだプロシアといつて、ナポレオンのために國土の全部をその馬蹄のもとにふみにぢられたころの人口と、同じことになつてしまふといふことである。これはドイツ民族の自滅を意味してゐる。またイギリスの學者、エニツド・チヤールス女史の研究によると、イギリスの人口がこれからもいままでと同じやうに、出生率と死亡率とが一緒に下つて行くといふことになると、イギリスの今日の人口は約四千萬人であるが、それがいまから百年後には、その十分の一に近い四百四十萬人になつてしまふといふことである。

今日のヨーロッパはこのために、白色人種の自滅の惡夢におびえてゐる。ドイツやイタリアが今日、人口國策に力を注いでゐるのは、この民族自滅の危機を乘り切らうとする必死の努力にほかならない。

出生率と死亡率とが一緒に低下するやうになつた場合に、その人口が將來において自滅の運命をたどることになるといふのは何故か。そのわけは出生率の低下する勢ひには際限がない。極端な場合には、出生する者が一人もなくなるといふやうなことすら、想像することができるけれども、死亡率の低下の勢ひには一定の限度があつて、さう無闇に低下するものではないからである。むかしの人がかつて空想したやうに、不老不死の祕藥や妙法でも發見されるといふことにでもなれば、それはまた別のことである。その場合には、生れる者がたとへ一人もなくなつて、人口の增加しなくなるといふことはあり得ても、それが減少して行くといふやうなことは起り得ない。

しかし實際には、さうした理想の世界が、近き將來において、にはかに實現されることを期待することは、もとよりできない。今日までに世界の人類が經驗したところでは、死亡率を人口千について一〇以下に引き下げることは、

なか〳〵むづかしいことである。世界のうちで死亡率のもつとも低いのは、今日では濠洲とニュージーランドである。そこでは死亡率がすでに二十年も前から、人口千について一〇以下になつてゐるが、これは世界の最低率である。ヨーロッパの文明國のうちでもつとも低いイギリスでも、その死亡率は人口千につき一一・六（昭和十三年）ドイツでも一一・七（同年）になつてゐる。これらは、おそらく人類の到達することのできる最低の死亡率を示してゐるものとみなければならないであらう。

そこでこれまでのやうに、日本でも出生率と死亡率とが、ヨーロッパの諸國におけると同じになるまで、急激な低下の勢ひをつゞけて行くことになるとすれば、その結果はどういふことになるか。わが國でもそれらのヨーロッパの諸國におけると同じやうに、民族の自滅することを心配しなければならないといふやうなことになる時がくるに違ひない。人口問題研究所において豫測したものをみると、日本の人口はこのまゝにしておくと、昭和七十五年までは、とにかく増加して、一億二千三百萬人にまではなるが、そのときが日本の人口が到達することのできる最大の數であつて、それからは次第に減少の勢ひに轉じて、日本の民族は自滅への途を辿ることになるといふことである。これは、昭和十二年までの我が國の人口の動きを基礎として、人口學の精密な計算にもとづいて算出されたものであるが、しかし、いまや東亞共榮圏の建設にむかつて渾身の努力をかたむけてゐる吾々にとつては、まことに心細い豫測であるといはなければならない。

出生率と死亡率とがともに低下する結果として、その國の人口現象の上に起る第二の憂慮すべき問題は、若い者の割合がだん〳〵に少くなつて、年をとつた人の割合が多くなつてくるといふことである。これは死亡率が低くなるとともに出生率が低くなつてくると、長生きをする人の割合がだん〳〵に多くなるのに對して、毎年の生れてくる者の

割合がだん〳〵に少くなつてくるために、年の若い者の割合がだん〳〵に減つてくることになるからである。ヨーロッパの文明國では、死亡率と出生率とが相ともなつて低下する勢ひが、相當の長きにわたつてつゞいた結果、すでに今日でも年の若い者の割合が非常にすくなくなつて、いはゆる「青年なき民族」となつてゐる。わが國でも今日の人口を十數年まへとくらべてみると、すでに餘程年の多い者の割合が多くなつてきてゐるが、これをこのまゝ放任することにすれば、この傾向はだん〳〵と甚だしくなつてきて、やがてはヨーロッパの場合と同じやうなことになるに違ひない。これはすこぶる寒心すべきことである。

青年なき民族には發展もなければ、おそらくは未來に對するかゞやかしい夢をゑがくこともできまい。靜かに餘生を樂しんでゐる年寄りばかりの住んでゐる國を想像してみるがよい。そこには事物の進歩も發展も見出すことができないであらう。青年なき民族が如何に悲慘な運命をたどるかといふことは、このたびのドイツとフランスとの戰鬪がこれをもつとも明白に示してゐる。

四、人口政策の目標とその方法

日本人口の、これまでの外見上のかゞやかしい發展と増加とのかげには、實はかうしたおそるべき毒素がすでに釀成されてゐたのである。吾々はまづこのおそるべき毒素をとりのぞいて、ヨーロッパの諸國が踏んだ失敗を再び繰りかへさないやうにしなければならない。日本の人口がだん〳〵に年寄りばかりが多くなるとともに、その増加の勢ひが次第に弱まつてきて、つひに減少の道をたどることになるといふやうなことでは、どうして東亞共榮圏の先導者としての重大な任務をはたすことができるか。今日の日本は多數の若くて、元氣で、丈夫で、そして賢明な青年を要することが、ます〳〵大になつてきてゐる。この必要に應ずるには日本の人口政策は、次の四つの目的を達することを

目標として、樹立されなければならない。

一、人口の永遠の發展性を確保して、人口の老衰と將來の減少とを防ぐこと

二、その増殖力と資質とにおいて、他の諸國を凌駕するものとすること

三、高度國防國家における兵力と勞力との必要を確保すること

四、東亞諸民族に對する指導力を確保するために、その適正なる配置をなすこと

これらの四つの目的は、東亞の共榮圈を確立するには、いづれもそれを完全に達成することが絶對に必要なことばかりであるが、しかしそれらの目的を同時に達するには、日本の人口はこれまでよりも、はるかに大なる勢ひで增加することにならなければならない。政府がこのたび發表した人口政策確立要綱のなかで、昭和三十五年において、內地人人口が一億に達することを差當りの目標としたのは、これらの目的を達するに必要な人口を簡明に、かつ具體的に示したものである。そして、この昭和三十五年一億の目標が達せられることになれば、それから後の日本における人口の增加は、さらに飛躍的に大なるものとなり、日本民族はこゝに初めて悠久にして、かつ永續的なる飛躍的發展をとげる基礎を確立し得ることになるわけである。

しかるに、この昭和三十五年內地人人口一億の目標を現實に達することは、實はなか〳〵容易ならざる大事業である。從來の通俗的な考へでは、人口の增減といふものは、人爲の如何ともすべからざることで、いはば自然の法則によつて起るものであるといふ風に考へられてゐたくらゐであつた。これは區々たる政策をもつてしては、かゝる目標を達することが、ほとんど不可能に近いほど、大なる困難をともなつてゐるといふことを、もつとも有力に裏書してゐることになると思ふ。

しかし吾々は、いまやこの非常の困難を乘り越えて、一日も早くこの目標に達しなければならない。そこでこの困難な目標に達するにはどうすればよいか。それには一般的に考へて、出生率を引上げることと、死亡率を引下げることの、二つの方法が考へられる。そしてこれらの二つの方法のなかで、人によると死亡率の引下げといふことに重點をおいて、それを殊更に力說するものがある。そして、それらの人達の意見によると、「近頃の我が國の死亡率は急激に低下の勢ひをたどつてゐるが、しかしイギリス、ドイツ、濠洲、ニュージーランドなどにくらべると、それでもなほ餘程高い率である。これ日本の死亡率がこれからでもまだ引下げることのできる餘地が相當に大きいといふことを、有力に立證してゐる。また出生率を引上げることに力をそゝぐよりは、その生れた子供を大事に育てて、その死亡を極力すくなくするやうにすることが、人口增加の目標を達する上において、もつとも無駄のすくない、もつとも合理的な方法である」といふことである。これは一應もつともな意見であるかのごとくにみえる。

死亡率を引下げるといふことは、わが國では特に必要なことである。また今日のわが國ではその餘地が相當に大であるといふことも、ほとんど疑ひなき事實である。けれども右の意見が、今後の日本の人口政策について、死亡率を引下げることにその重點をおかなければならないといふことを、主張するのであるならば、それは必ずしも正しい意見であるといふことはできない。そのわけは、死亡率を引下げることだけにどんなに努めてみても、たゞそれだけでは、計算上、所期の昭和三十五年內地人人口一億の目標に達することができないといふだけでなく、死亡率を引下げるといふことだけでは、何十年かの後には必らず日本の人口が減つてくるやうになるときがくるに違ひない。

前に記した人口問題研究所の豫測は、日本の出生率と死亡率とが、昭和十二年までの時期における低下の勢ひを今後もつゞけることを假定して推計したもので、それによると、わが國の死亡率が、これまでのやうに相當に急激な勢

ひで、これからも引下げられるとしても、昭和七十五年からは人口が減少することになるといふことである。また年寄りの割合が次第に多くなつて、そのかはりに若い者の割合がだん〳〵に減つてくるといふ現象も、どうしてもこれを避けることができないことになる。それらの好ましからざる現象の起ることをさけて、所期の目標に到達するには、死亡率の引下げにのみたよつてゐることはできない。それには出生率を引上げるといふことに主力をそゝぐといふことにしなければならない。そして、それと併せて死亡率を極力引下げるといふことに努めることにしなければならない。

このたび閣議で決定された人口政策確立要綱が、この點について人口の増加は永遠の發展をはかるため出生の増加を基調とするものとし、併せて死亡の減少をはかるものとす、としてゐるのはこの意味にほかならない。

五、出生減退とその増加の方策

右に述べたやうに、人口の増加をはかるには、出生の増加を基調としなければならない。では、この出生の増加をはかるにはどうすればよいか。

わが國の出生率が前の世界大戰の直後のころを轉機として、急激な低下の勢ひを示してきたのは、結婚の年齢が遲くなつてきたといふことと、その結婚した夫婦の子を生むことがすくなつてきたといふことの、二つの原因にもとづいてゐる。たとへば、大正十四年から昭和十年までの十年の間に、出生率が人口千につき三四・九二から三一・六三になつてゐるが、このために出生兒の減つた數は、大約四十萬人の多きに上つてゐる。これは大正十四年の當時の有配偶率で、結婚してゐる有配偶者の子供を生む割合が當時と同じであつたとしたならば、昭和十年にはこのくらゐ生れるであらうといふ數を算出して、それを昭和十年に實際に生れた出生兒の數とくらべて、算出したものであるが、

そのなかで結婚年齢が遲れてきて、若い年齢の者の有配偶率が低くなつてきたために減つたと認められる數が約二十三萬人、結婚をした有配偶者の子を生む率が低くなつてきたために減つたと認められる數が約十七萬人といふことになつてゐる。人によると、わが國において出生率が低くなつてきたといふやうにいふ人があるけれども、しかし右の事實は産兒制限のほかにも、結婚の年齢がだん〳〵に遲れてきたために、若い人達の有配偶率が低くなつてきたといふことが、出生率減退の大半の原因となつてゐるといふことを證據立ててゐる。また有配偶者の子を生む割合が減つてきたといふことも、それをすべて産兒制限の結果であるといふやうにみることは早計である。有配偶者の子を生む割合が減つてきたといふのは、産兒制限もその一つの原因になつてゐるにちがひないが、そのほかにも種々の原因で婦人の妊孕力そのものが衰へてきたといふことも想像されることである。したがつて出生の増加をはかるには、産兒制限の風潮を一掃することがもちろん必要であるが、たゞそれだけでは所期の目標に達することはできない。それには結婚の年齢を早くして、若い人達の有配偶率を高めることが必要である。また、結婚した有配偶者の子を生む割合を大ならしめることにつとめなければならない。

わが國の平均初婚年齢は男子二八・三八九歳、女子二四・四一匹歳（昭和十三年）となつてゐる。このたびの人口政策確立要綱では、この平均初婚年齢を男女とも、これからの十年間に、いづれも三歳だけ早くして、概ね男子は二十五歳、女子は二十一歳に結婚するやうにすることを目途としてゐる。また今日では、平均の初婚年齢で結婚した一夫婦が、その結婚生活を完了するまでの間に生む出生兒の數は、平均すると約四人となつてゐるが、右の要綱では、これから十年の間にそれを平均五人にするやうにすることを目標としてゐる。

しかし、これらの出生増加の目標に達することは、實はなか〳〵容易なことでない。それには、まづその基本的

な前提として、産兒制限や個人本位の風潮を極力排斥して、健全なる家族制度の維持強化をはからなければならない。健全な家族制度は人口增加の起動力であるからである。また結婚の年齢を早くして、若い人の有配偶率を高めるには、團體や公營の機關などをして、積極的に結婚の紹介、斡旋、指導をさせることが必要である。結婚費用の徹底的輕減をはかるとともに、婚資貸付制度を創設するといふことも必要である。また學校制度の改革については特に人口政策との關係を考慮して、餘り長い間學校に行かなければならないために、結婚がおくれるやうになることを、できるだけ避けるやうにすることなども、ぜひ必要なことである。女子の被傭者としての就業について、二十歳を超えた者の就業をなるべく抑制する方針をとるとともに、婚姻をさまたげるやうな雇傭條件や就業條件などを緩和したり、改善したりすることも必要である。これらは、いづれも結婚を早くするために行はねばならないことであるが、さらにそれによつて結婚した有配偶者ができるだけ多くの子供を生むことのできるやうにするには、高等女學校や女子青年學校などにおける女子教育において、母性の國家的使命の重大なることを認識せしむるとともに、子供の保育や保健に關する知識と、それに必要な技術とを教へるやうにして、母性としての立派な覺悟と教養とにおいて缺けるところのないやうにしなければならない。

また多産を奬勵するには、租稅政策の上において扶養家族の多い者の負擔を輕減するとともに、獨身者の負擔を加重するといふことも必要である。ヨーロツパの諸國などでは、所得稅の家族控除を行ふとともに、獨身稅や無子稅などを設けてゐるところもある。所得稅の家族控除は我が國でも多少はすでに行はれてゐる。また家族手當の制度を確立して、扶養家族や醫療費や、教育費などの扶養費の負擔を輕減するやうにすることも大切なことである。わが國でも家族手當の制度はすでに一部では實行してゐるが、しかしこの制度が一般的に行はれることになれば、扶養家族の多い者を備ふことをさけるといふやうなことになるおそれがすくなくない。それをさけるには、家族負擔調整金庫とでもいふやうなものを創設して、扶養家族のすくない者と多い者との間の負擔を平分化するといふやうな方法によつて、家族手當制度を確立することにでもしなければならないかも知れない。

また多産を奬勵するには、このほかにも多子家族に對して物資の優先配給をするとか、表彰をするとか、その他各種の適切な精神的、社會的、經濟的の優遇方法を講ずることも、姙産婦や乳幼兒などの保護に關する制度を樹立したり、產院や乳兒院を擴充したり、出產用衞生資材の配給を確保したりするやうなことも、避姙や墮胎などの人爲的な產兒制限を禁止、防遏したり、花柳病を絕滅することなども必要なことである。そしてこれらについては、いづれもこのたびの人口政策確立要綱にもとづいて、その實行が期待されることになつた。

六、死亡減少と資質增强の方策

人口の增加をはかるには、出生の增加につとめることがまづ第一に必要なことであるが、しかし、それと併せて死亡の減少に努力することが必要であることは、いふまでもないことである。そしてこのたびの人口政策確立要綱では、その人口增加の目標を達するために、一般死亡率をこれから二十年の間に概ね三割五分引下げることを期してゐるが、これもまた出生增加の場合と同じく、なか〳〵困難なことである。

わが國の死亡率が、ドイツやイギリスなどのヨーロツパの諸國にくらべて、なほ餘程高いといふことは、前に述べたが、しかしそれをもう少し詳しくしらべてみると、そのなかでも特に乳幼兒の死亡率と、主として二十歳前後の青少年者を斃す結核の死亡率とが格段に高い。

たゞし、このなかの乳幼兒の死亡率は、わが國でも前の世界大戰のころを境として、近頃では非常な勢ひで低くな

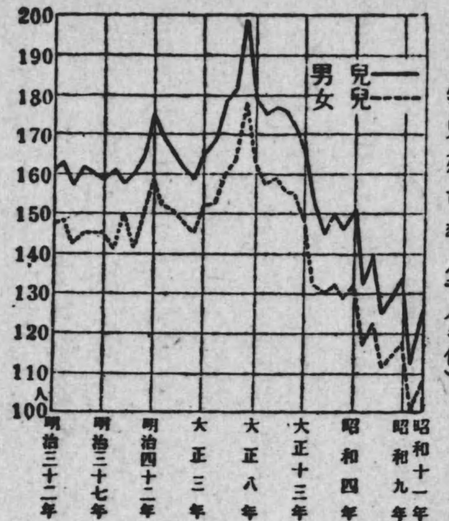

つてきてゐる。すなはち、大正七年におけるわが國の乳兒死亡率は、出生千につき一八八・六人、同八年におけるそれは一七〇・五人、同九年におけるそれは一六五・七人であつた。この當時には、生れた子供が初めてのお誕生日を迎へるまでの間に、その二割近くまでが死亡してしまつたわけであつた。しかるに、それがそれから後は年とともに低くなつて、昭和十一年におけるわが國の乳兒死亡率は、出生千について一一六・七人、昭和十二年のそれは一〇五・八人になつてゐる。しかし、わが國の乳兒死亡率は、今日でもヨーロッパの諸國にくらべると、それでもなほ餘程高い。昭和十一年におけるイギリスの乳兒死亡率は、出生千につき六一・九人、ドイツのそれは六五・八人、フランスのそれは六七・〇人にすぎなかつた。また我が國の第六回生命表によると、十萬人の出生兒があつた場合に、そのなかで五歳になるまで生き殘る者は、男兒ではわづか八萬一千七百八十八人、女兒でも八萬三千二百二十九人しかないことになつてゐる。

これは生れてから五歳になるまでの間に、そのなかの二割近くが死亡してしまふといふ驚くべき事實を示してゐる。わが國の死亡率を引下げるには、何よりもまづこの乳幼兒の死亡率を引き下げることが肝要である。

また結核死亡率については、これまでは何かそれを文化の進歩に伴つてさけることのできない、いはゞ文明病とでも名づくべきもののごとくに思つてゐた人があつたけれども、しかしそれは大きな間違ひである。わが國における結核死亡率は、ほとんど低くなる傾きをみせてゐない。かへつて近頃ではそれが高くなる傾きをみせてゐるくらゐである。すなはち、大正九年における我が國の結核死亡率は人口一萬につき二二・四人であつたが、それが一時はやゝ低くなつて、昭和七年には一八・〇となつたが、それからは再び高くなつて、昭和十三年には二〇・七となつてゐる。これは結核による死亡率の高まることが、文化の進歩につれてさけることのできないものであるといふ意見を裏書してゐるやうにもみえるが、しかしこれをヨーロッパの諸國とくらべてみると、たとへばドイツのそれは昭和十年には、人口一萬人について六・〇人、イギリスのそれは五・五人、濠洲のそれは三・八人、ニュージランドのそれは三・六人になつてゐる。これは結核死亡率を引下げることが、その努力の如何によつては、文化の進歩にかゝはらず、必ずしも不可能でないといふことを立證してゐる。

このたびの人口政策確立要綱では、それゆゑに死亡率を引下げるときの中心目標を、この乳幼兒の死亡率を改善することと、結核による死亡率を引下げることとにおくことにしてゐる。そして右の要綱では、死亡率引下げの方策として、保健所を中心とする保健指導網を確立すること、母性と乳幼兒との保護と指導とを目的とする保健婦をおくこと、保育所を設置すること、農村隣保の施設を擴充すること、乳幼兒の必需品を確保すること、育兒知識の普及に努力すること、乳幼兒死亡低下の運動を起すこと、結核の早期發見に努むること、産業衞生や學校衞生を改善すること、結核の豫防と早期治療とに關する指導と保護とを强化すること、健康保健制度を擴充强化して、これを全國民に及ぼすとともに、また醫療給付のほかに豫防に必要な諸般の給付をなさしめるやうにすること、環境衞生施設を改善し、特に庶民住宅の改善に努力すること、過勞の防止をはかるために國民生活を刷新して、十分な休養を採ることのできるやうにすること、國民榮養の改善をはかるために榮養知識を普及、徹底する